

第4次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画

キラキラこどもプラン



令和7年3月

豊後大野市



はじめに

豊後大野市では、子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもと家庭が安心して子育てできる環境づくりを総合的に支援するため、令和2年3月に「第3次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画（キラキラこどもプラン）」を策定し、これまで各種の子ども・子育て支援に取り組んでまいりました。



一方、国においては、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ「子どもまんなか社会」の実現を目指し、令和5年4月に子ども家庭庁を創設し、併せてこども基本法を施行しました。また、12月にはこども政策の基本方針等を定めるこども大綱を閣議決定し、政府全体のこども政策を総合的に推進してきたところです。

こうした状況を踏まえ、この度、令和7年度から5年間を計画期間とした「第4次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画（キラキラこどもプラン）」を策定いたしました。

本計画では、第3次プランの基本理念である「安心して子どもを生み育てることができる環境づくり」「こどもも親も共に育つ豊かな環境づくり」「すべてのこどもが心身共にいきいきと育っていきける環境づくり」を継承しつつ、各種子ども・子育て支援施策をより効果的に推進していけるよう、基本目標の一部をこども大綱に準じて見直しています。

今後は本計画に基づき、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、こどもや子育てに優しい環境づくりに取り組み、「子どもまんなか社会」の実現を目指してまいります。そのためには、家庭や行政、学校、企業、民間団体、地域住民の方々等、こどもに関わる全ての方が協力して子育てを行い、こどもの成長を見守り支えていくことが重要となりますので、市民の皆様にはなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力をいただきました「子ども・子育て会議」の委員皆様を始め、子ども・子育てニーズ調査等で貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

豊後大野市長 川野 文敏

目 次

第1章 キラキラこどもプランの策定にあたって	2
1 計画の策定趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 子ども・子育てに関する主な法律・制度.....	4
5 キラキラこどもプランの基本的記載事項.....	6
6 キラキラこどもプラン策定の経緯.....	9
7 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	10
8 計画の法的根拠.....	10
第2章 本市の子育てを取り巻く現状	12
1 本市の状況.....	12
2 子ども・子育てニーズ調査結果の概要.....	15
3 前回計画の進捗評価.....	37
4 本市における子育て支援に関わる課題.....	38
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 計画の「基本理念」と「基本的な視点」.....	42
2 計画の基本目標.....	43
3 計画の施策体系.....	45
第4章 計画を推進するための施策の展開	48
<基本目標1> こども・若者の持続的・幸福（ウェルビーイング）の実現に向けた社会全体の意識づくり.....	48
<基本目標2> こどもと親の健康の確保と推進.....	56
<基本目標3> こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備.....	63
<基本目標4> 子育てを支援する生活環境の整備.....	68
<基本目標5> 職業生活と家庭生活の両立の推進等.....	71
<基本目標6> こどもまんなかまちづくり推進のための安全の確保.....	73
<基本目標7> きめ細やかな対応が必要なこどもへの支援の推進.....	76
<基本目標8> こどもの貧困対策の推進.....	83
第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第3期）	88
1 子ども・子育て支援制度.....	88
2 子ども・子育て支援法にかかる子ども・子育て支援事業計画について.....	91
3 教育・保育提供区域の設定について.....	94
4 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策.....	95
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	98

第6章 キラキラこどもプラン（第4次）の推進に向けて.....	118
1 関係機関との連携体制.....	118
2 それぞれの役割.....	119
3 計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知.....	120
4 第4次豊後大野市キラキラこどもプランにおける数値目標.....	121
資 料 編.....	124
1 豊後大野市子ども・子育て会議委員名簿.....	124
2 豊後大野市子ども・子育て会議条例.....	125
3 本市の認定こども園、保育園、幼稚園、小・中学校の状況.....	127
4 本市の子育てサービスの状況.....	129
5 用語集.....	133



豊後大野市イベントキャラクター

「ヘプタゴン」



「豊後大野市子育て世代包括支援センターきらきら☆」の

イメージキャラクター



第1章

キラキラこどもプランの策定にあたって



第1章 キラキラこどもプランの策定にあたって

1 計画の策定趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、2017(平成 29)年では 1.43、2023(令和 5)年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、2012(平成 24)年 8 月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連 3 法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始にあたり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、2019(令和元)年 10 月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

2023(令和 5)年 4 月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年 12 月には少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

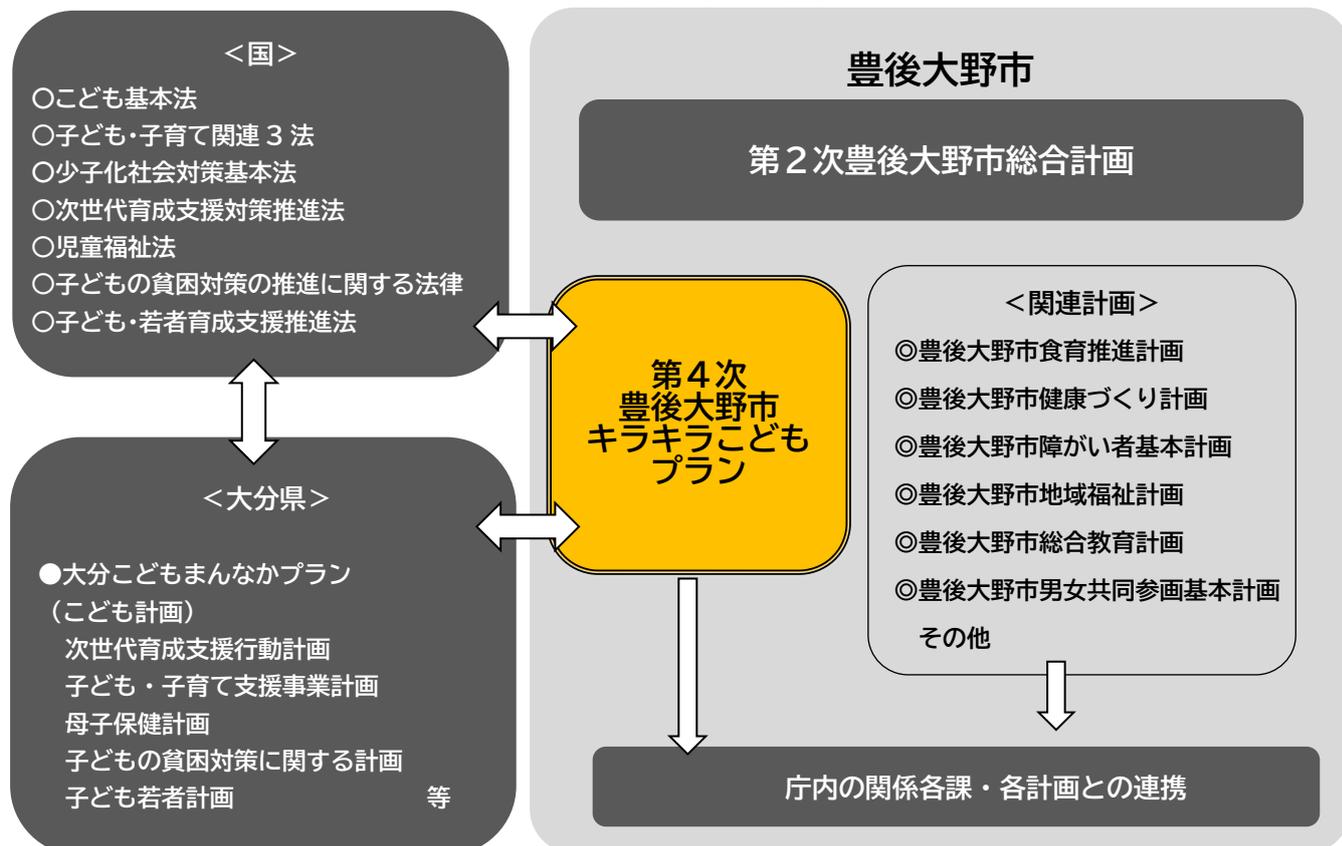
豊後大野市(以降「本市」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、2019(令和元)年度に「第 3 次豊後大野市キラキラこどもプラン」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第 3 次豊後大野市キラキラこどもプラン」が 2024(令和 6)年度末で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本市の子育てを取り巻く現状、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、子育て支援の取り組みをより効果的に推進するため、新たに「第 4 次豊後大野市キラキラこどもプラン」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容を定めた計画です。

■ 国・県・関連計画等との連携



3 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき 2025(令和7)年度から 2029(令和11)年度までの5年間とし、2024(令和6)年度に策定しました。また、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3次 豊後大野市子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第4次 豊後大野市キラキラ子どもプラン ※必要に応じて適宜見直し				

4 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。(⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。(一部平成29年4月施行)

平成	法律・制度等	内容
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取り組みの支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用にあてることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
4年度	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
5年度	こども基本法の成立	すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
5年度	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子どもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

5 キラキラこどもプランの基本的記載事項

(1) 必須記載事項

① 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

② 教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。その概要は以下のとおり。市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
2. 地域子育て支援拠点事業	15. 児童育成支援拠点事業【新規】
3. 妊婦健康診査事業	16. 親子関係形成支援事業【新規】
4. 乳児家庭全戸訪問事業	17. 産後ケア事業【新規】
5. 養育支援訪問事業	18. 乳児等通園支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	(こども誰でも通園制度)
7. ファミリー・サポート・センター事業	19. 妊婦等包括相談支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	
9. 延長保育事業	
10. 病児・病後児保育事業	
11. 放課後児童健全育成事業	
12. 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	
13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

新 規	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ・ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ・ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ・ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。 例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
	産後ケア事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後ケアを必要とする者を対象 ・ 出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべてのこども及び保護者 ・ 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付を行う。
妊婦等包括相談支援事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦・その配偶者等を対象 ・ 妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とする。 	

④教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の普及にかかる基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的考え方、その推進方策、地域における教育・保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携の推進方策を設定。

(2)任意記載事項

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援
- ・特定教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備等

②こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障がいのあるこどもなど特別な支援が必要なこどもの施策の充実

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策



6 キラキラこどもプラン策定の経緯

(1) 子ども・子育て会議の開催

市民、学職経験者、関係団体代表などから構成される「豊後大野市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果をキラキラこどもプランに反映しました。

(2) パブリックコメントの実施

本市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、2025(令和7年)2月4日から2025(令和7年)2月17日まで意見の募集を実施し、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

(3) 子ども・子育てニーズ調査の実施

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2023(令和5)年度に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援にかかる意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

■ 令和5年度 子ども・子育てニーズ調査の概要

調査対象者	豊後大野市在住の就学前児童(0~6歳)及び小学6年生までのこどものいるすべての保護者 合計2,346人(就学前1,000人、小学生1,346人)					
調査期間	令和6年2月13日(火)~令和6年2月29日(木)					
調査方法	郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	1,000件	277件	116件	393件	39.3%
	小学生	1,346件	387件	163件	550件	40.9%
	合計	2,346件	664件	279件	943件	40.2%

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015(平成 27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030(令和 12)年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



8 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第1項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。また、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の「基本理念」は以下のとおりです。

【子ども・子育て支援法】

第2条(基本理念)

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべてのこどもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

【次世代育成支援対策推進法】

第 3 条(基本理念)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。



第2章
本市の子育てを取り巻く現状



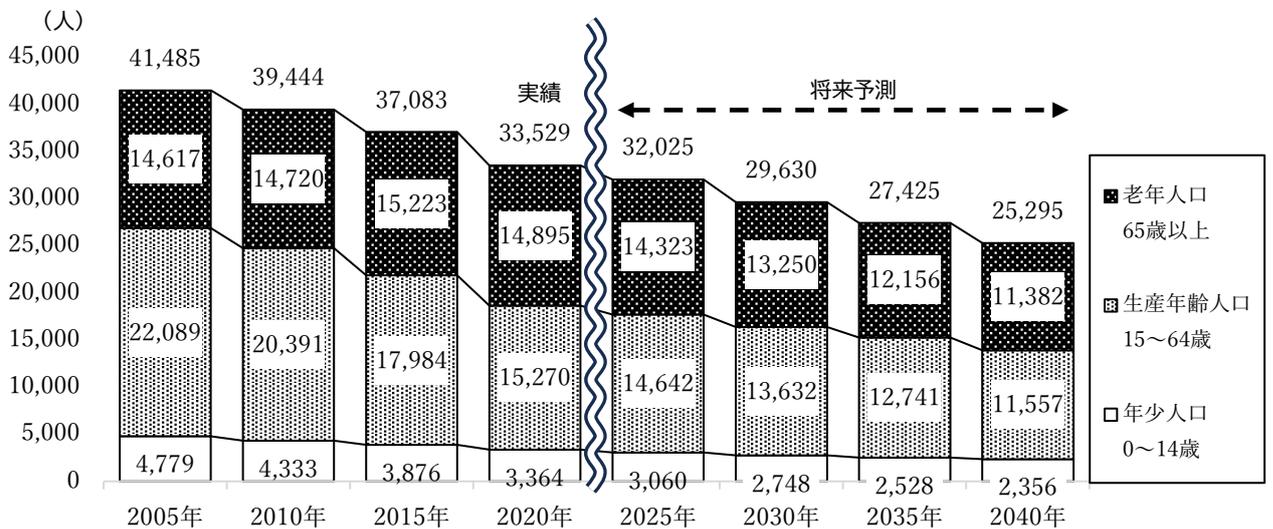
第2章 本市の子育てを取り巻く現状

1 本市の状況

(1)本市全体の人口推移(将来予測)とこども人口推移

本市の将来人口(図 1)は、人口減少及び高齢化が進行しており、2030(令和 12)年には、総人口が 3 万人を下回ると予想されています。老年人口においては 2020(令和 2)年が 14,895 人(44.4%)に対して、2040(令和 22)年は 11,382 人(45.0%)と予想され、今後の将来推計においても、老年人口の割合が 40.0%以上の値で推移すると予想されます。

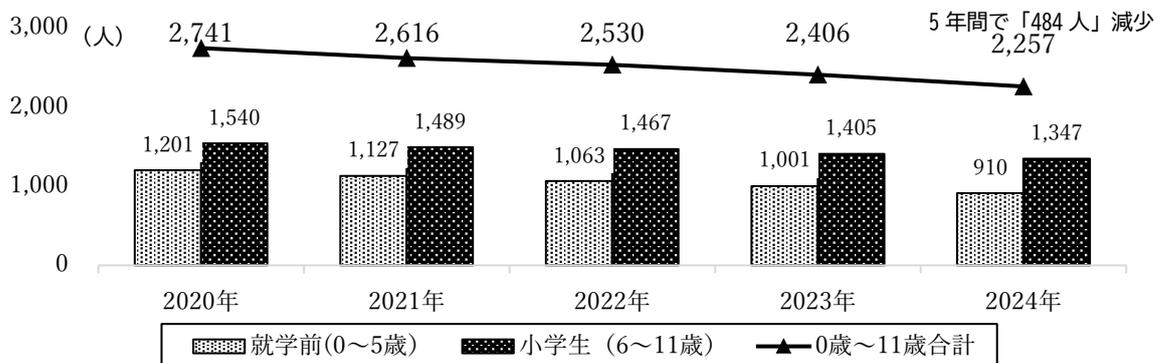
■ (図 1) 3 階級別人口の推移 (実績と将来予測)



出典：2020 年までは国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』
※総人口には年齢不詳・外国人含む

こども人口(図 2)では、児童(0~11 歳)数は減少傾向となっており、2023(令和 5)年までの 5 年間で児童数が 484 人減少しています。

■ (図 2) こどもの人口推移

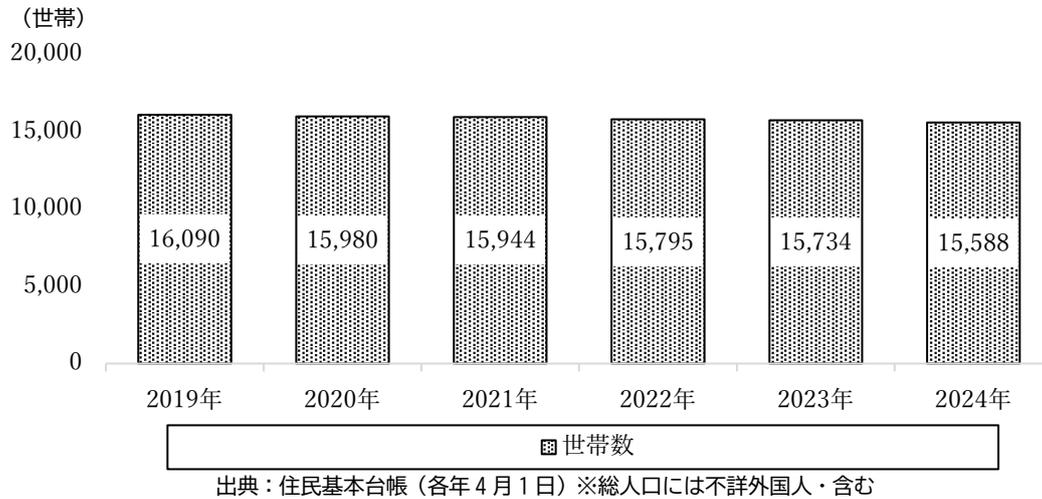


資料：住民基本台帳 (各年 4 月 1 日)

(2)世帯の推移

本市の世帯数は、2019(令和元)年以降、人口の減少とともに減少しています。(図 3)

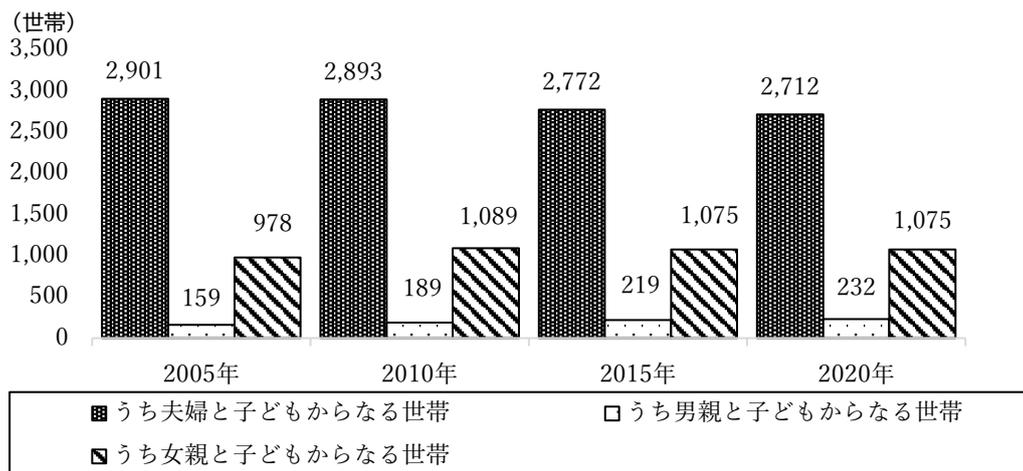
■ (図 3) 世帯の推移



(3)こどものいる世帯数の推移

こどものいる世帯数(図 4)について、「うち夫婦と子どもからなる世帯」は減少傾向にあります。一方で、「うち男親と子どもからなる世帯」は増加傾向が続いているほか、「うち女親と子どもからなる世帯」は2010(平成 22)年以降 1,000 世帯強で横ばいとなっており、ひとり親世帯は増加傾向となっています。

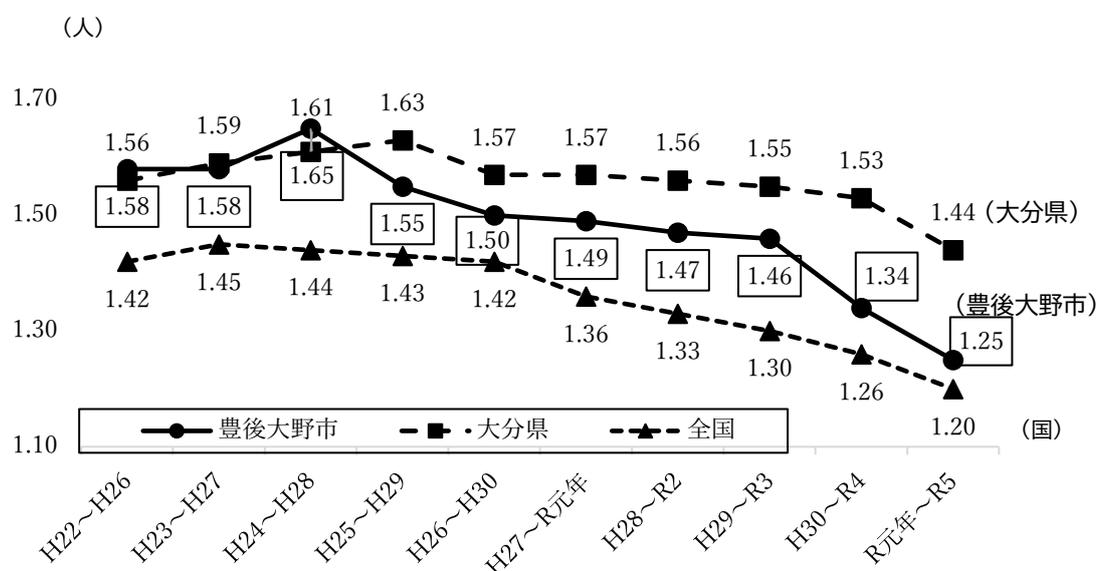
■ (図 4) こどものいる世帯数の推移 (18歳未満の子どもがいる世帯)



(4)合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(図 5)は、2012(平成 24)年～2016(平成 28)年までは国・県の水準を上回って推移していましたが、2013(平成 25)年～2017(平成 29)年以降から国の水準を上回っているものの、減少傾向となっており、直近の 2019(令和元)年～2023(令和 5)年では「1.25」となっています。

■ (図 5) 合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」、各市町村の合計特殊出生率は、県福祉保健企画課調べ

※合計特殊出生率とは15～49歳の1人の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの平均子ども数。合計特殊出生率の数値は、その年次を含む前5年間の平均値です



2 子ども・子育てニーズ調査結果の概要

(1) アンケート形式による実態調査の概要

2024(令和6)年度末までを計画期間とする、現在の「第3次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画」を改定し、2025(令和7)年度から5年間を計画期間とする新たな計画の策定にあたり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するため、また、本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握し、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援にかかる意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。

■ 令和5年度 アンケート形式による実態調査の概要（再掲）

調査対象者	豊後大野市在住の就学前児童（0～6歳）及び小学6年生までのこどものいるすべての保護者 合計2,346人（就学前1,000人、小学生1,346人）					
調査期間	令和6年2月13日（火）～令和6年2月29日（木）					
調査方法	郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	1,000件	277件	116件	393件	39.3%
	小学生	1,346件	387件	163件	550件	40.9%
	合計	2,346件	664件	279件	943件	40.2%

(2) 調査の留意点

- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%を超える場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n」(number of case)は、集計対象者総数を表します。
- 本文中の選択肢について、長文の場合はレイアウトの都合上、簡略化したり省略して表記したりしている場合があります。
- 本文中のグラフには無回答の割合も含まれています。
(アンケート調査結果報告書の比率1使用)

(3)実態調査の結果(抜粋)

①お子さんとご家族の状況について

ア)子育てを主にしている人(就学前・小学生調査票:問 6)

【調査対象者】

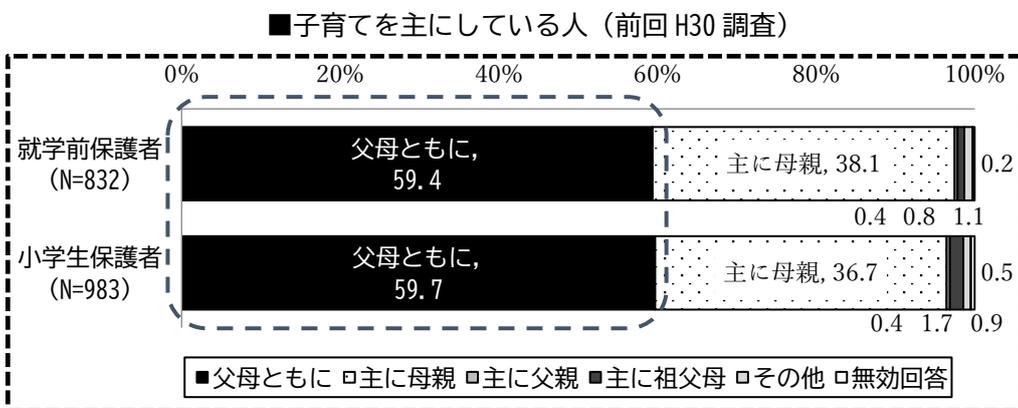
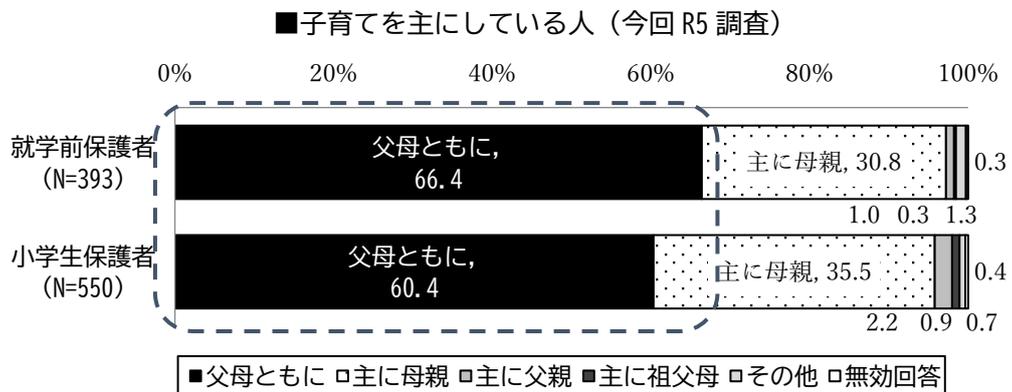
就学前・小学生の回答者全員

【調査結果】

- ◎子育てを主にしている人は、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が6割以上と最も高く、次いで「主に母親」となっています。
- ◎前回 H30 と比較すると、「父母ともに」の割合は、就学前保護者、小学生保護者ともに高くなっています。

【調査結果からみえる課題】

- ◎「父母ともに」の割合が最も高くなっているが、「主に母親」の割合も3割以上ある状況で、女性の社会進出の割合が年々高くなっている中、今後さらに父親の子育て参画がより重要となります。



②こどもの育ちをめぐる環境について

ア)子育ての相談先について(就学前・小学生調査票:問 8-1)※複数回答

【調査対象者】

宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をするうえで、気軽に相談できる人はいますかという質問に対して、「いる・ある」と回答した人が対象

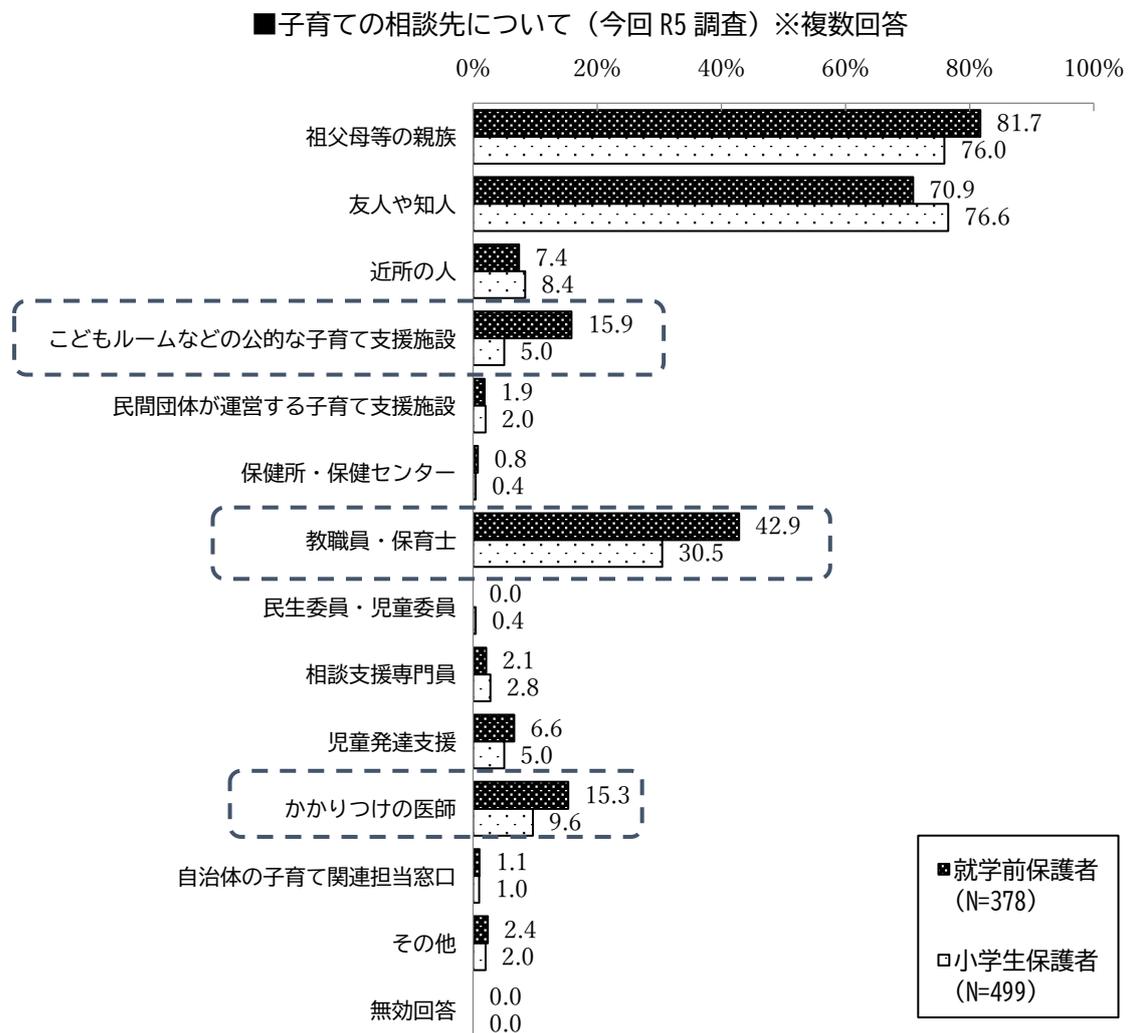
【調査結果】

◎相談先について、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合がそれぞれ 7 割以上となっています。

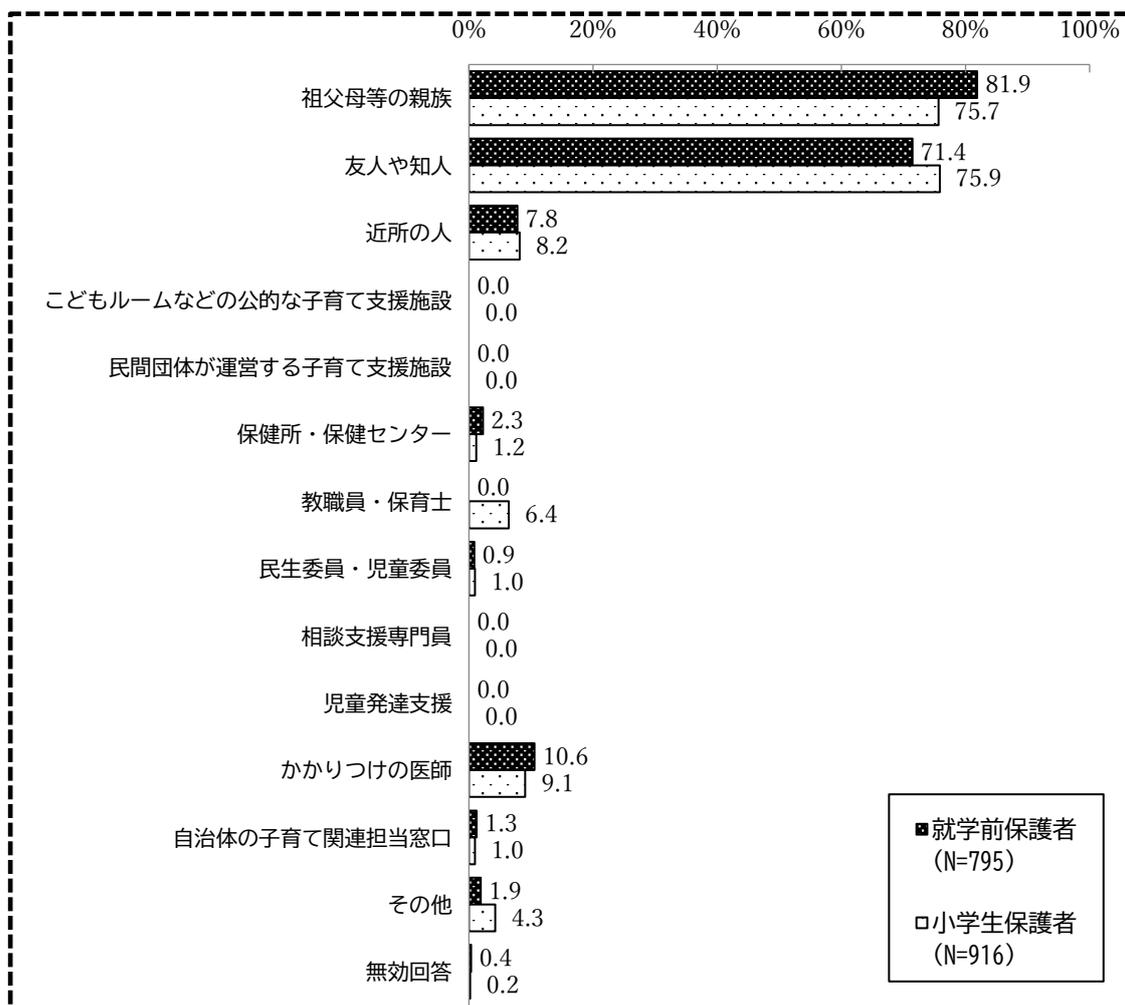
◎前回 H30 と比較すると、「こどもルームなどの公的な子育て支援施設」、「教職員・保育士」、「かかりつけの医師」の割合が、就学前保護者、小学生保護者ともに増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎子育てに関わる相談先はこどもの成長とともに変化します。発達段階に応じ、様々な相談内容に対応するため、公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、市役所及びこども家庭センター等の相談窓口の機能強化を進める必要があります。



■子育ての相談先について（前回 H30 調査）※複数回答



※その他自由記述 就学前児童(今回 R5 抜粋)

- 自分の兄弟姉妹
- 職場の先輩
- 職場の同僚や上司
- 配偶者
- インターネットアプリ
- SNS のママ友

※その他自由記述 小学生(今回 R5 抜粋)

- 学習塾の講師
- 配偶者
- ヘルパー

③お子さんの保護者の就労状況について

ア) 母親の就労状況について(就学前・小学生調査票:問 9)

【調査対象者】

就学前・小学生の回答者全員

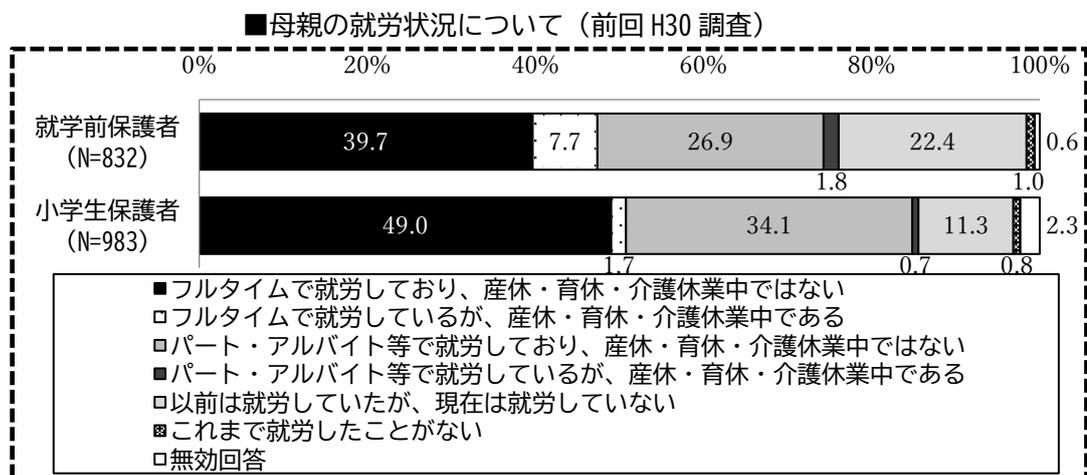
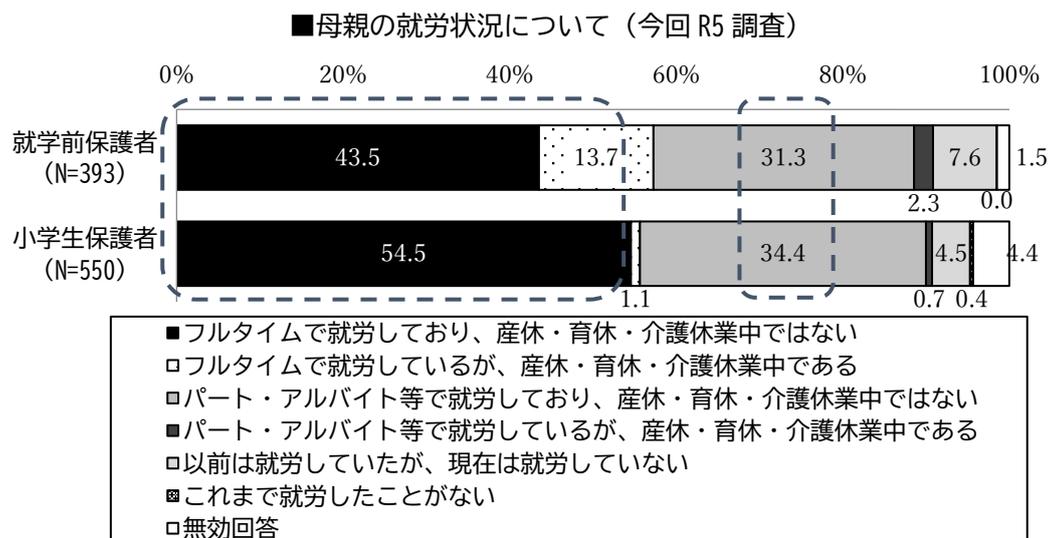
【調査結果】

◎母親の就労状況について、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4割以上となっています。

◎前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労している」、「パート・アルバイト等で就労している」の割合が増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎子育てをしながら働く母親の増加を勘案する必要があります。



イ)母親の今後の就労意向について(就学前・小学生調査票:問 9-4)

【調査対象者】

お子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をおたずねする質問で、「現在は就労していない」、「就労したことがない」を選択した人

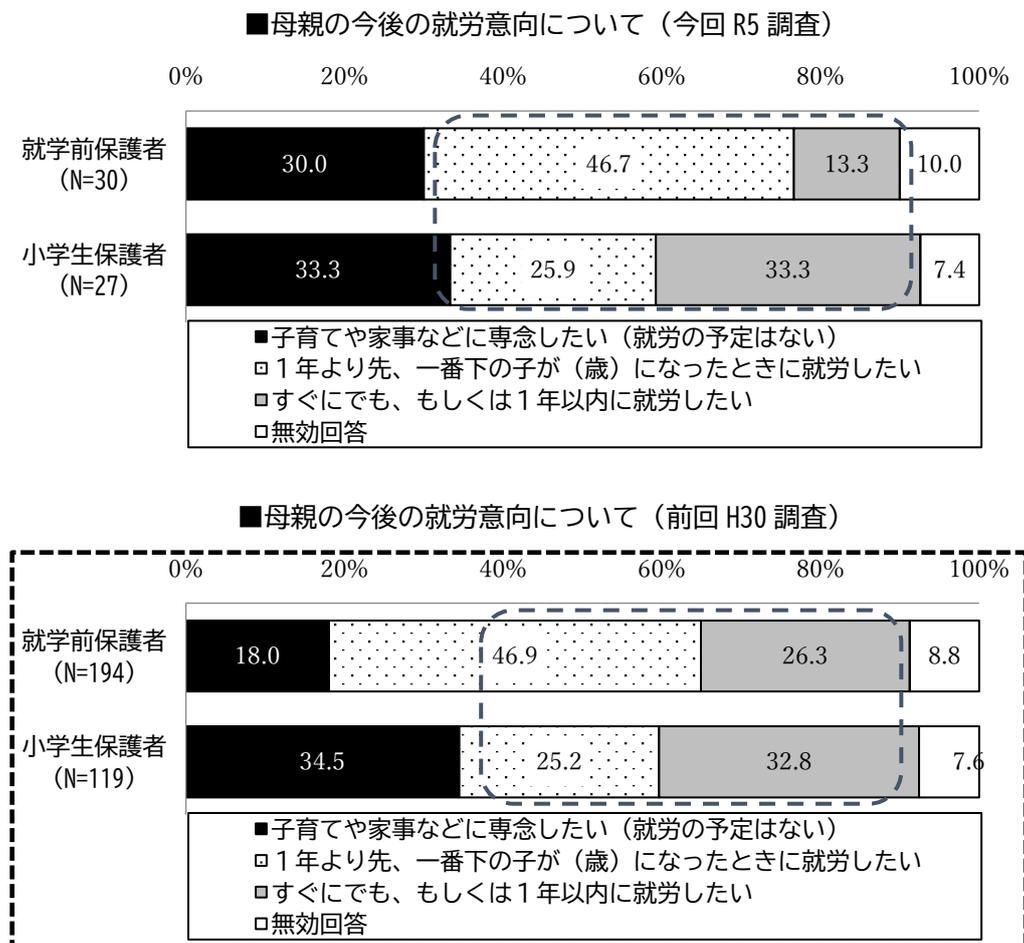
【調査結果】

◎現在は就労していない、これまでに就労したことがない母親の今後の就労意向について、今回 R5 の就学前保護者では、就労したい(「1年より先、一番下の子が(歳)になったときに就労したい」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)が60.0%、小学生保護者では59.2%となっています。

◎前回 H30 の就労したい(「1年より先、一番下の子が(歳)になったときに就労したい」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)の割合を比較すると、就学前保護者では13.2ポイント減少、小学生保護者の割合では1.2ポイント増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を継続して強化する必要があります。



ウ)一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて(同問 9-4)

【調査対象者】

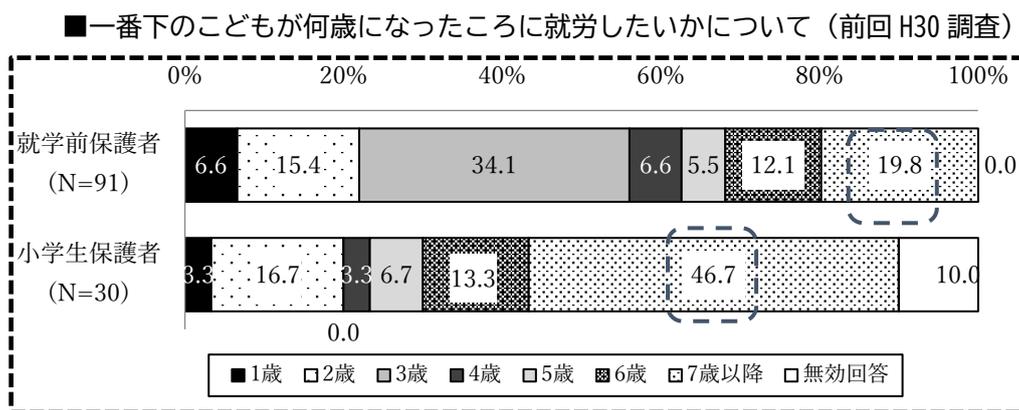
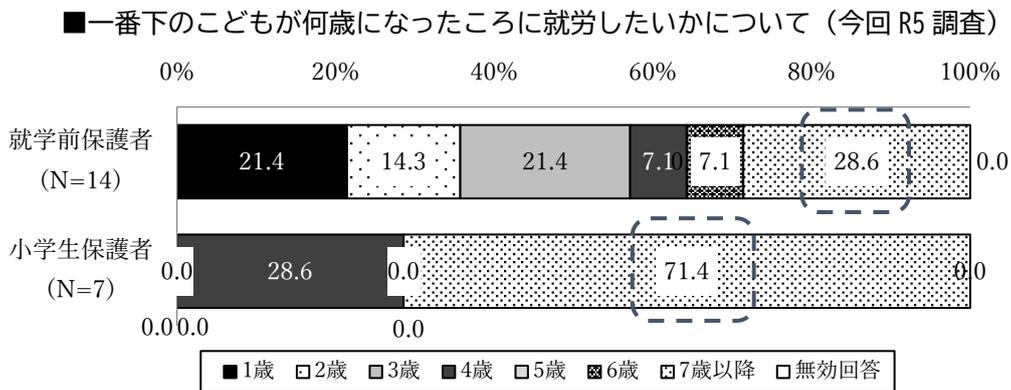
母親の今後の就労意向で就労したいという希望はありますかという質問に対して、「1年より先、一番下の子が(●歳)になったところに就労したい」を選択した人

【調査結果】

- ◎一番下のこどもが何歳になったところに就労したいかについて、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「7歳以降」の割合が最も高くなっています。
- ◎前回 H30 と比較すると、就学前保護者では、特に7歳以降は、前回よりも8.8ポイント、小学生保護者では、7歳以降の割合が24.7ポイント増加しています。

【調査結果からみえる課題】

- ◎母親の就労意向の高まりを踏まえると、小学校入学後、放課後児童クラブ等のニーズが高まる可能性があり、小1の壁等の対策が必要です。



④お子さんの平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

ア)平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について(就学前調査票:問10)

【調査対象者】

就学前の回答者全員(※小学生は対象外)

【調査結果】

◎就学前保護者における平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況については、全体の8割以上の方が現在利用しています。

◎前回H30と比較すると、「利用している」の割合が8.5ポイント増加しています。

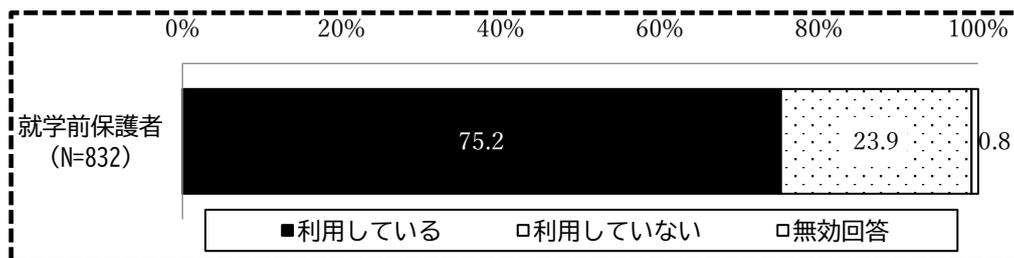
【調査結果からみえる課題】

◎就学前児童を持つ保護者の8割以上は平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。前回H30よりも、「利用している」の割合が増加していることから、今後も平日の定期的な教育・保育サービスのニーズは高まる可能性があります。

■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無(今回R5調査)



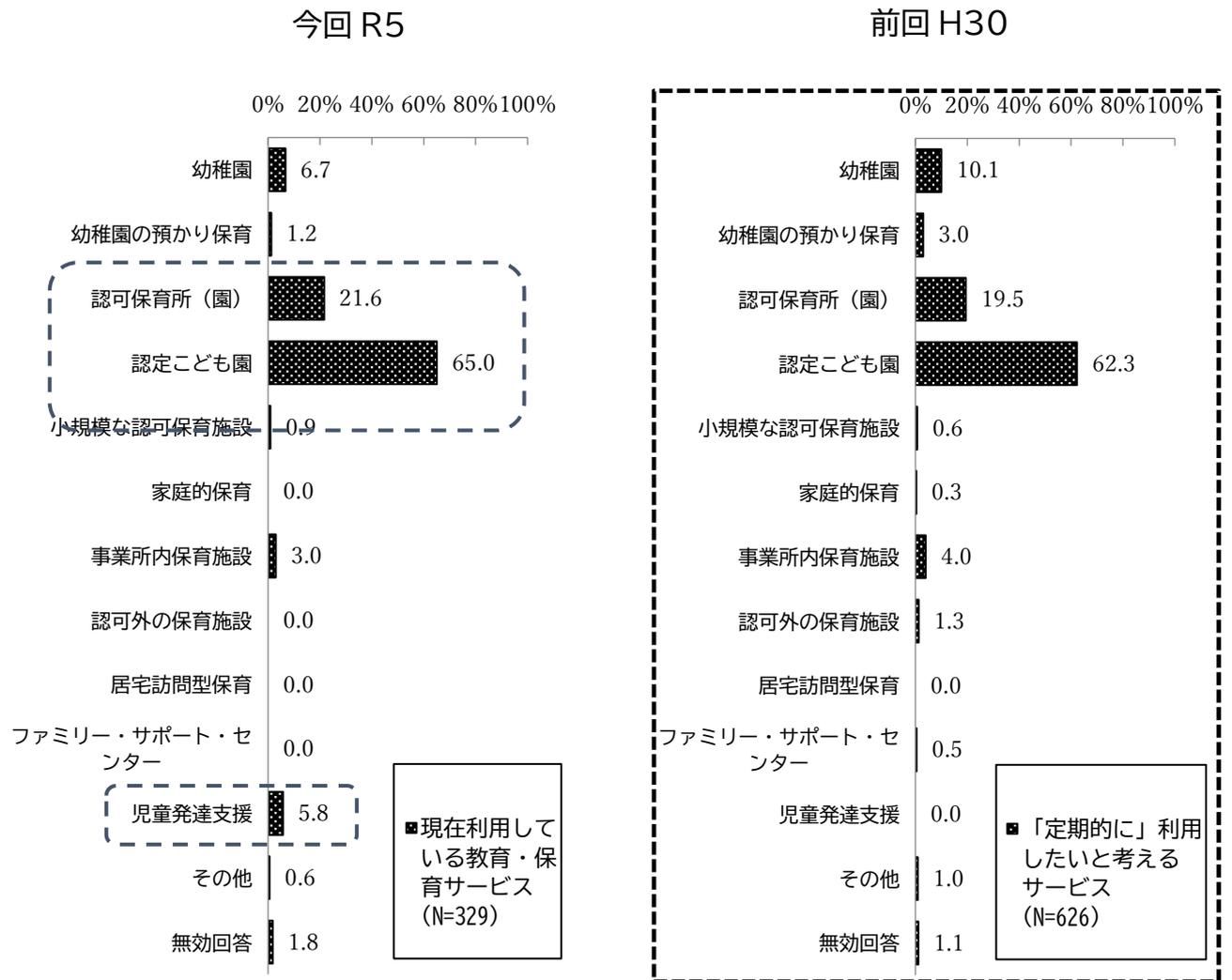
■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無(前回H30調査)



■「定期的な教育・保育サービス」とは・・・

ここでいう「定期的な教育・保育サービス」とは、月単位で定期的に利用しているサービスを指します。具体的には、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園、小規模な認可保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、認可外の保育施設(企業主導型保育事業を含む。)、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センター等が含まれます。

【現在利用している平日の定期的な教育・保育サービスの主な利用割合】



⑤お子さんの病気の際の対応について

ア)病児・病後児保育の利用希望について(就学前:問 10-5-1、小学生:問 10-1)

【調査対象者】

この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できなかったことがありますかという質問に対し、「あった」を選択した人の中で、その際の対象方法についての質問に対して「父親が休んだ」、「母親が休んだ」のいずれかを選択した人

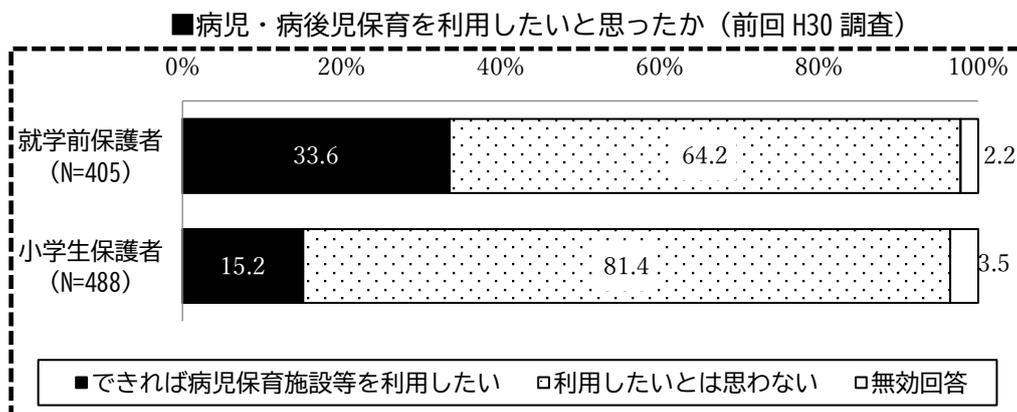
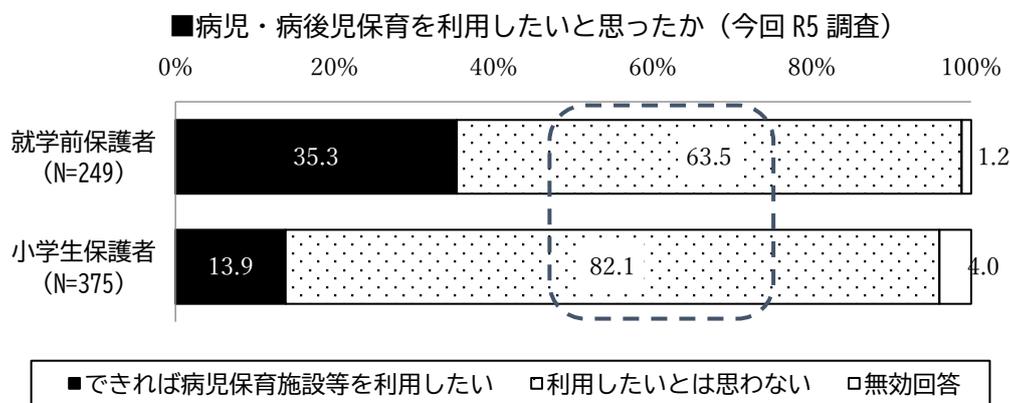
【調査結果】

◎この1年間にお子さんの病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった方の中で、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した方で、その際に「できれば病児・病後児保育を利用したいとは思わない」と回答した割合は、就学前保護者で6割以上、小学生保護者では8割以上となっています。

◎前回 H30 と比較すると、「利用したいとは思わない」の割合は、就学前保護者、小学生保護者ともに増加傾向となっています。

【調査結果からみえる課題】

◎病児・病後児保育については、必要としている方に対する不安を軽減するため、事業内容の周知をさらに進める必要があります。



イ)病児・病後児保育を利用しない理由(就学前:問 10-5-4、小学生:問 10-1-3)

【調査対象者】

できれば病児のための保育施設等を利用したいと思われましたかという質問に対して「利用したいとは思わない」を選択した人

【調査結果】

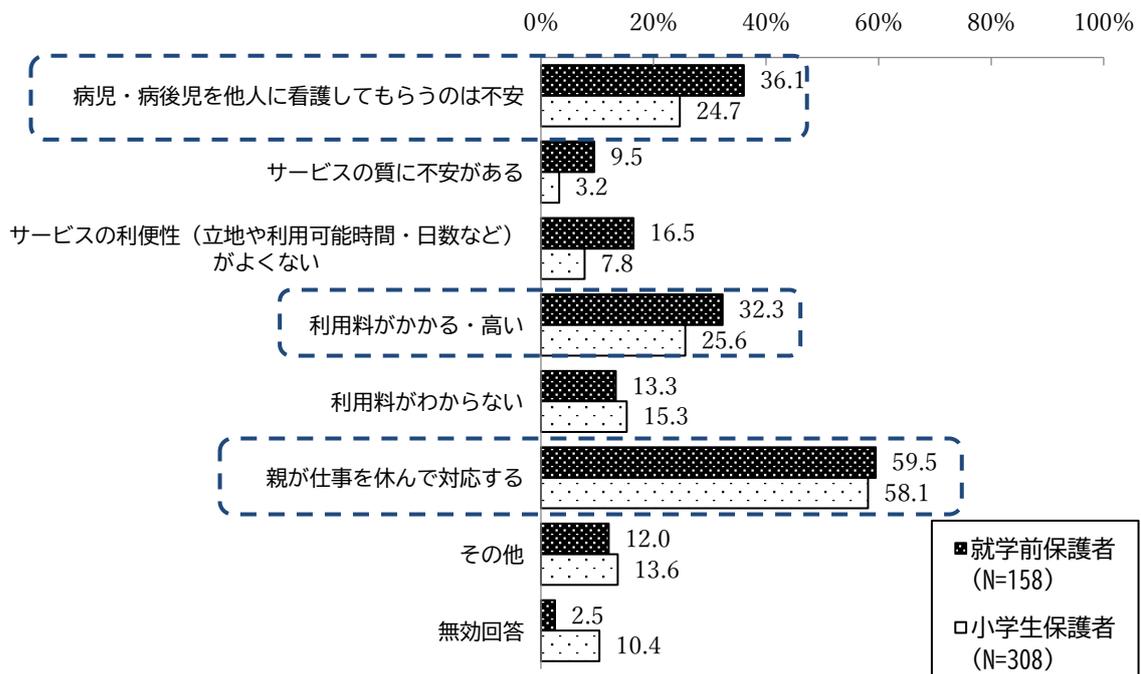
◎病児・病後児保育を利用したいと思わない理由について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「親が仕事を休んで対応する」の割合が最も高くなっています。

◎前回 H30 と比較すると、就学前保護者の「サービスの利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない」の割合が6.1ポイント、小学生保護者では、「利用料がわからない」の割合が6.4ポイントそれぞれ増加しています。

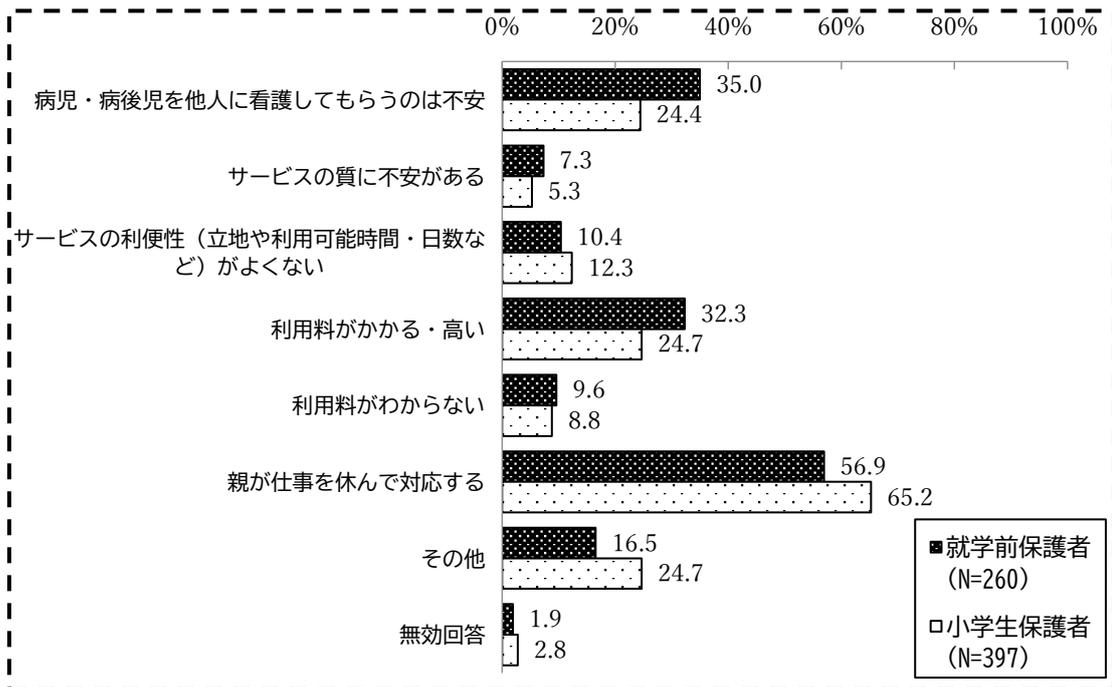
【調査結果からみえる課題】

◎病児・病後児保育を利用するために、課題となっていることは、「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」となっていることから、利用方法や施設側の体制に対する周知を進めるとともに、利用料も含めた手続きの負担軽減をさらに図る必要があります。

■病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由(今回 R5 調査) ※複数回答



■病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由（前回 H30 調査）※複数回答



※その他自由記述(就学前)

- 病院で別途用紙を記入してもらう必要があるため
- 病気のとくに預けるのがかわいそう
- 手続きが面倒
- 手間がかかる。こどもが慣れていない
- 祖母、父など自由に休める大人がいる
- 親族にみてもらえる
- インフルエンザだったため
- かわいそうだから
- 断られることが多く、利用すらできない

※その他自由記述(小学生)

- 他の感染症リスクが心配
- 自宅で働きながら対応できるから
- 病気ときは親がそばにいてあげた方が安心すると思うから
- 家族、親族に頼る
- 病児保育の施設が住んでいる場所の近くにないから
- 慣れない環境に不安があるから
- 人数制限で断られるため
- 1人で留守番ができるため

⑥お子さんの地域の子育て支援拠点事業の利用状況について

ア)現在の地域子育て支援拠点事業の利用の状況について(就学前調査票:問 13)

【調査対象者】

就学前の回答者全員(※小学生は対象外)

【調査結果】

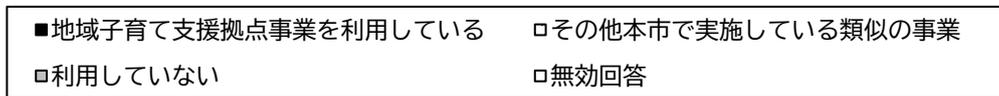
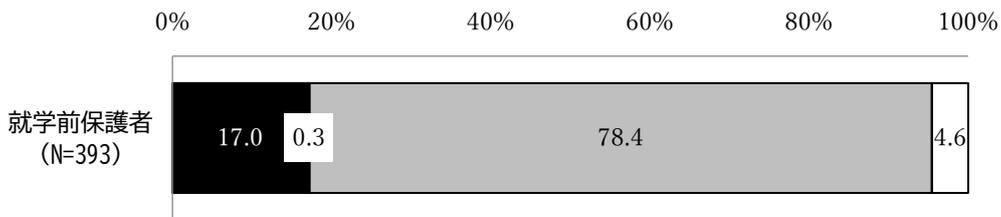
◎就学前保護者における現在の地域子育て支援拠点事業の利用の状況については、全体の7割以上の方が利用していません。

◎前回H30と比較すると、「利用している」の割合は5.9ポイント増加しています。

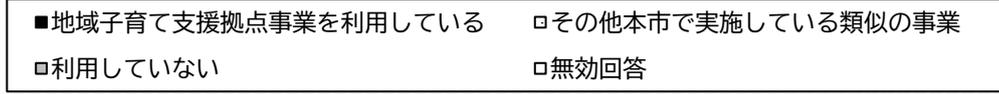
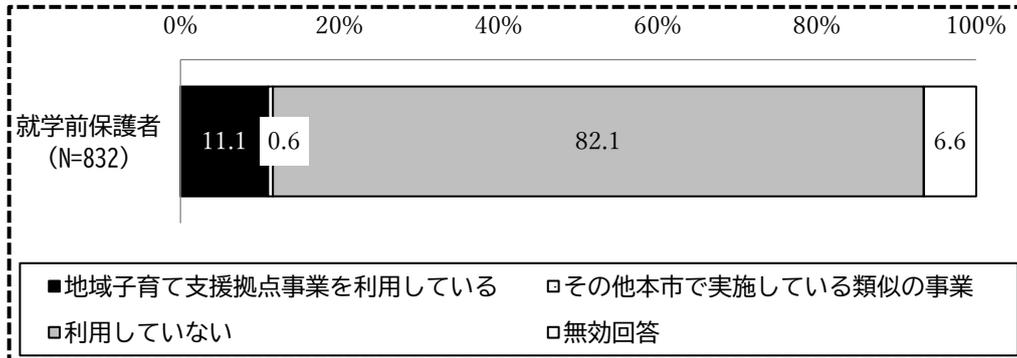
【調査結果からみえる課題】

◎就学前児童を持つ保護者の7割以上の方は、地域子育て支援拠点事業を利用していません。前回H30よりも利用している割合は増加しているものの、さらなる利用方法等の周知を進める必要があります。

■現在の地域子育て支援拠点事業の利用有無(今回R5調査)※複数回答



■現在の地域子育て支援拠点事業の利用有無(前回H30調査)※複数回答



■「地域子育て支援拠点事業」とは・・・

親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」「集いの広場」「こどもルーム」等と呼ばれています。

⑦お子さんの不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用について

ア) 不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について(就学前調査票:問 17-3)

【調査対象者】

お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービスはありますかという質問に対して、「利用していない」を選択した人

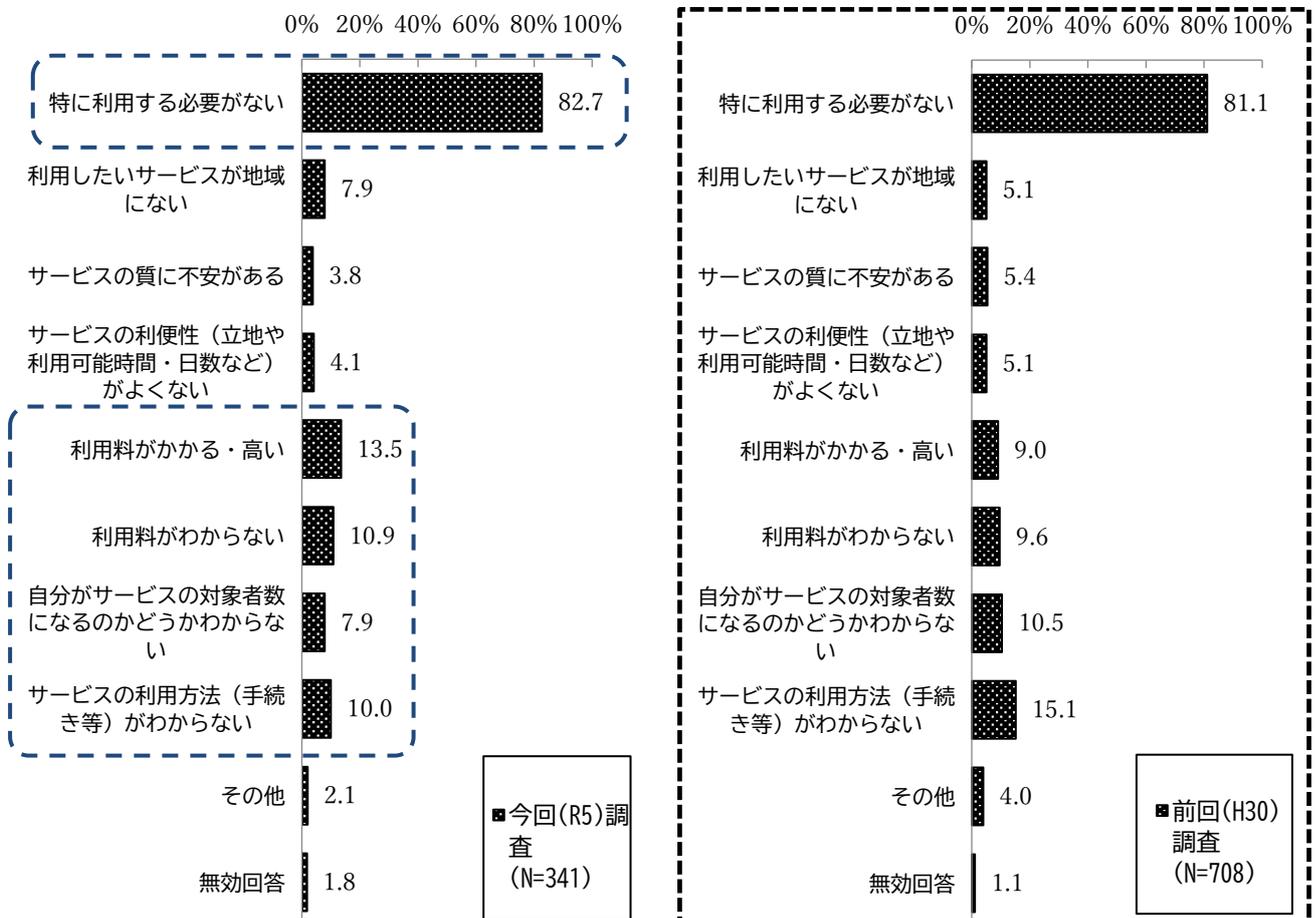
【調査結果】

◎就学前保護者の不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について、前回 H30 と同様に「特に利用する必要がない」が最も多くなっていますが、利用方法等がわからないといった声もあります。

【調査結果からみえる課題】

◎不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を必要としている方のニーズを把握し、利用料や利用方法等の周知を図る必要があります。

■ 不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由(就学前)
(今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



⑧宛名のお子さんの小学校就学後の放課後の過ごし方について

ア) 平日の放課後の過ごし方について(就学前:問 21、小学生調査票:問 11)

【調査対象者】

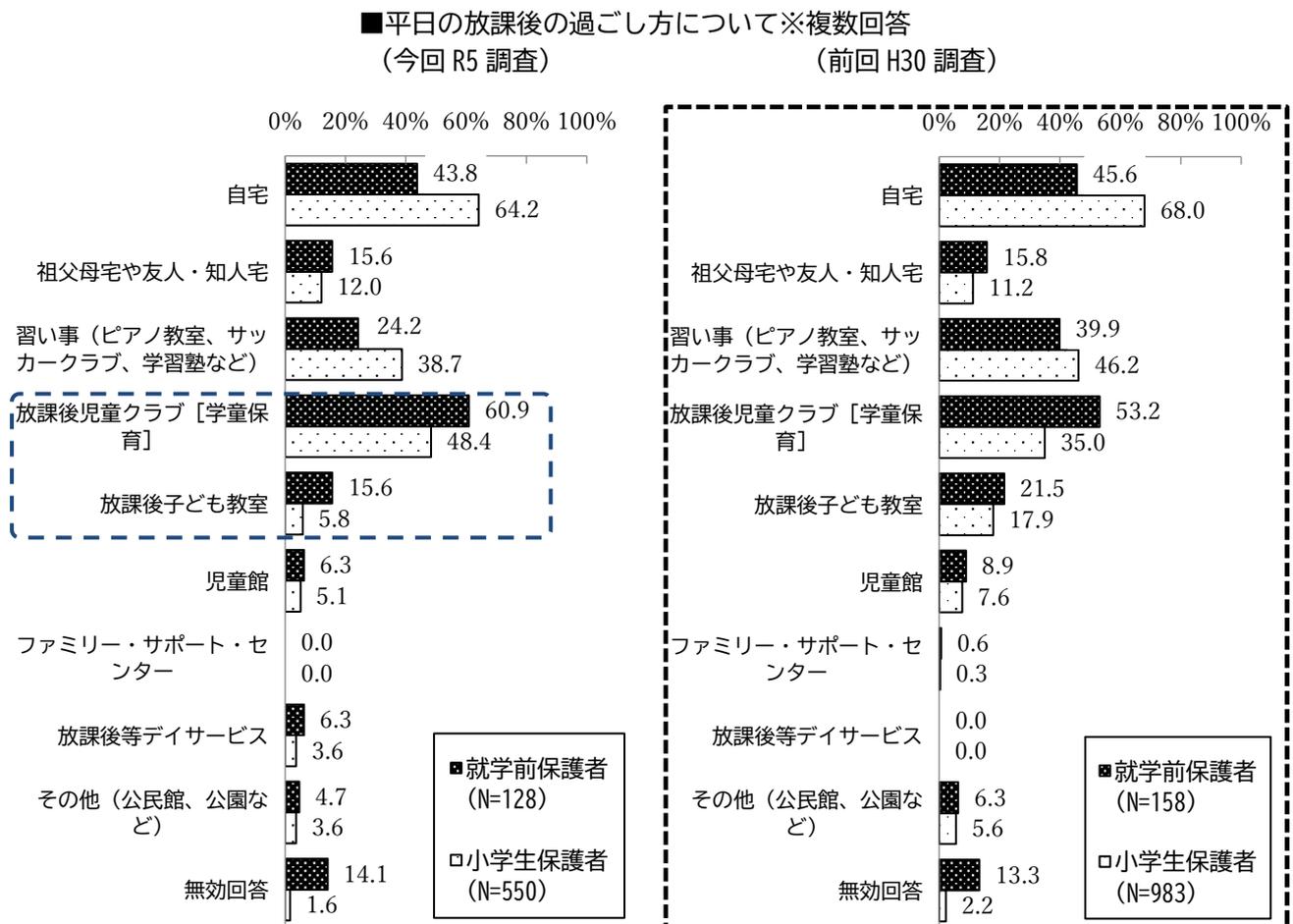
お子さんが5歳以上の方が対象

【調査結果】

◎平日の放課後の過ごし方について、前回 H30 と比較すると、就学前保護者では 7.7 ポイント、小学生保護者では 13.3 ポイント、「放課後児童クラブ」の割合がそれぞれ増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎保育ニーズの高まりから、将来的な放課後児童クラブのニーズがさらに高まる可能性があります。



イ)土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について

(就学前:問 22~23、小学生調査票:問 11-1~11-2)

【調査対象者】

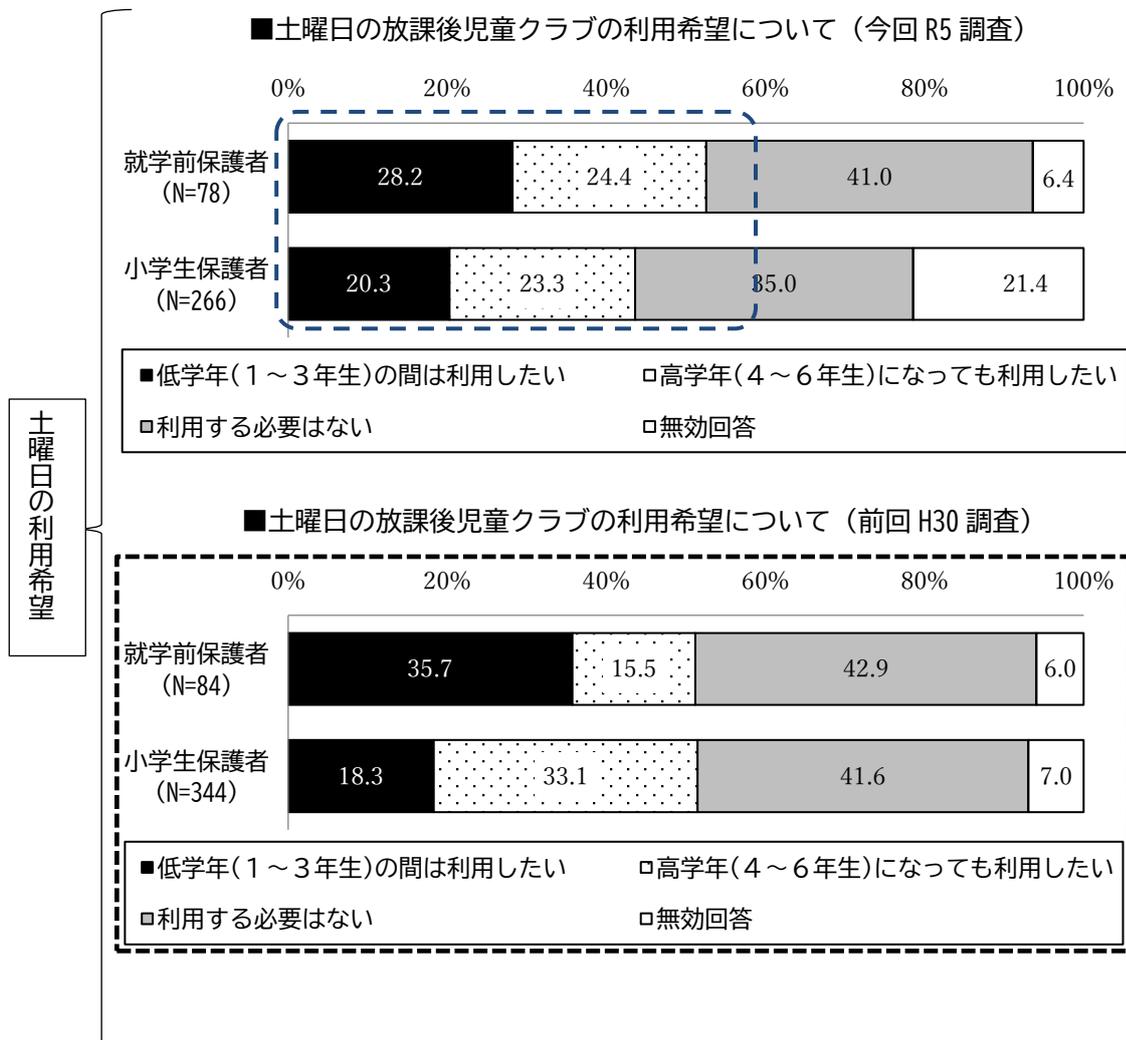
お子さんについて、放課後(土曜日、日曜日、祝日)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますかという質問に対して、「放課後児童クラブ」を選択した人

【調査結果】

◎土曜日、日曜日、祝日及び長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について、土曜日や長期休暇中では利用を希望している人(低学年+高学年)が一定数見られます。また、日曜・祝日では「利用する必要はない」の割合が就学前保護者では75.6%、小学生保護者では57.5%となっており、前回 H30 よりも割合が減少しています。長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について就学前保護者では「低学年の間は利用したい・高学年になっても利用したい」の割合が増加しています。

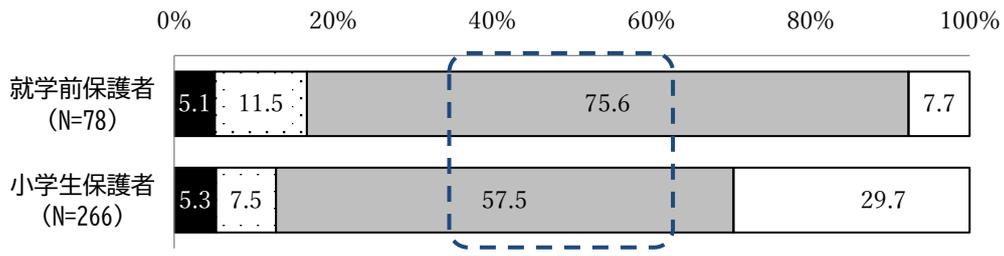
【調査結果からみえる課題】

◎土曜日や長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望に対応することができるよう、支援員の確保を含めた体制の強化を求める必要があります。



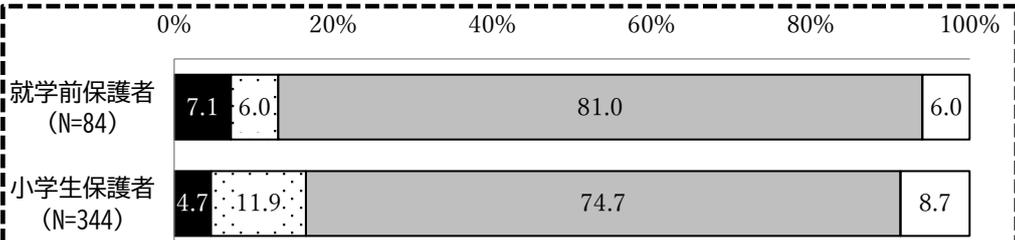
日曜・祝日の利用希望

■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 R5 調査）



■低学年(1~3年生)の間は利用したい □高学年(4~6年生)になっても利用したい
 □利用する必要はない □無効回答

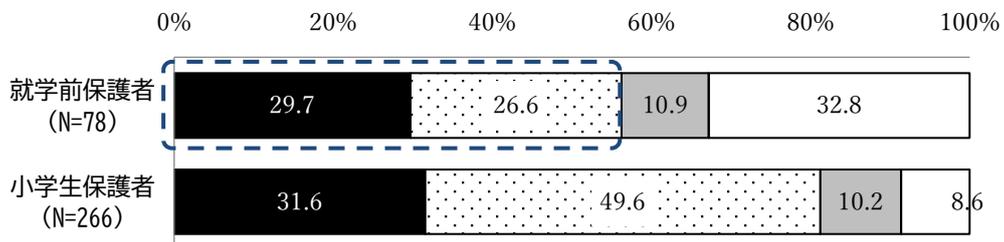
■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H30 調査）



■低学年(1~3年生)の間は利用したい □高学年(4~6年生)になっても利用したい
 □利用する必要はない □無効回答

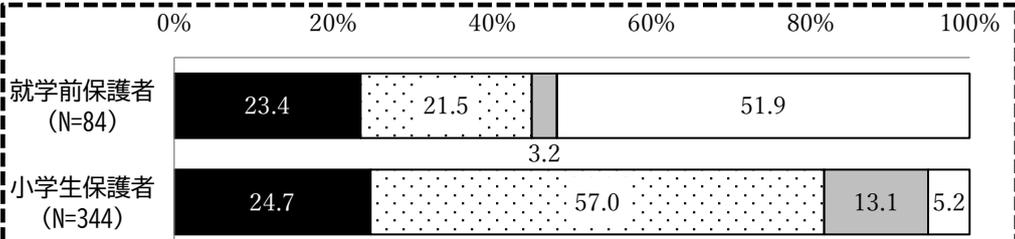
長期休暇中の利用希望

■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（今回 R5 調査）



■低学年(1~3年生)の間は利用したい □高学年(4~6年生)になっても利用したい
 □利用する必要はない □無効回答

■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H30 調査）



■低学年(1~3年生)の間は利用したい □高学年(4~6年生)になっても利用したい
 □利用する必要はない □無効回答

⑨子育て満足度(子育てのしやすさ)について

ア)お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について

(就学前:問 28、小学生調査票:問 15)

【調査対象者】

就学前・小学生の回答者全員

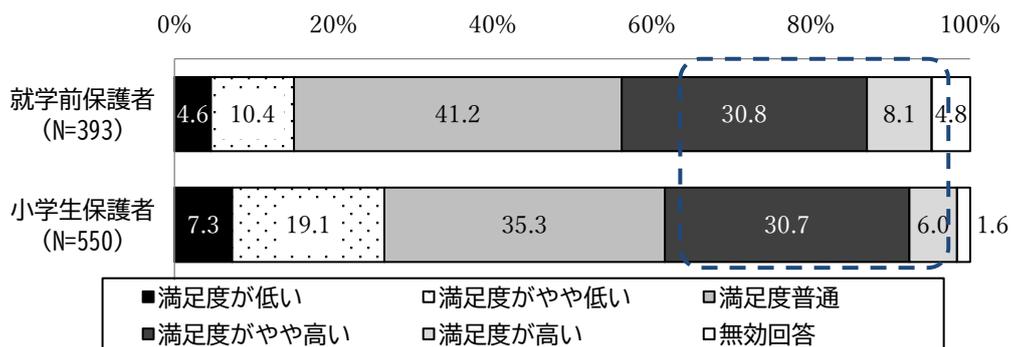
【調査結果】

◎お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、就学前保護者では満足度が高い(満足度がやや高い+満足度が高い)の割合が38.9%(前回 35.9%)と増加しています。小学生保護者では36.7%(前回 39.9%)と、前回 H30 よりもやや減少しています。

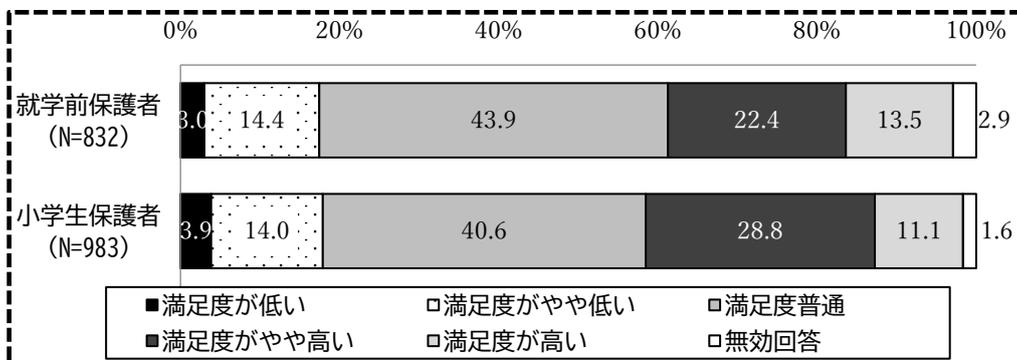
【調査結果からみえる課題】

◎地域における子育ての環境や支援への満足度については、地域ぐるみで子育て支援施策をさらに進めていく必要があります。

■お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度 (今回 R5 調査)



■お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度 (前回 H30 調査)



⑩豊後大野市独自質問について

ア) 幼児期における認定こども園、保育園、幼稚園、事業所内保育等を選択するにあたり、どのような点を重視しますか。(就学前調査票:問 29)

【調査対象者】

就学前の回答者全員

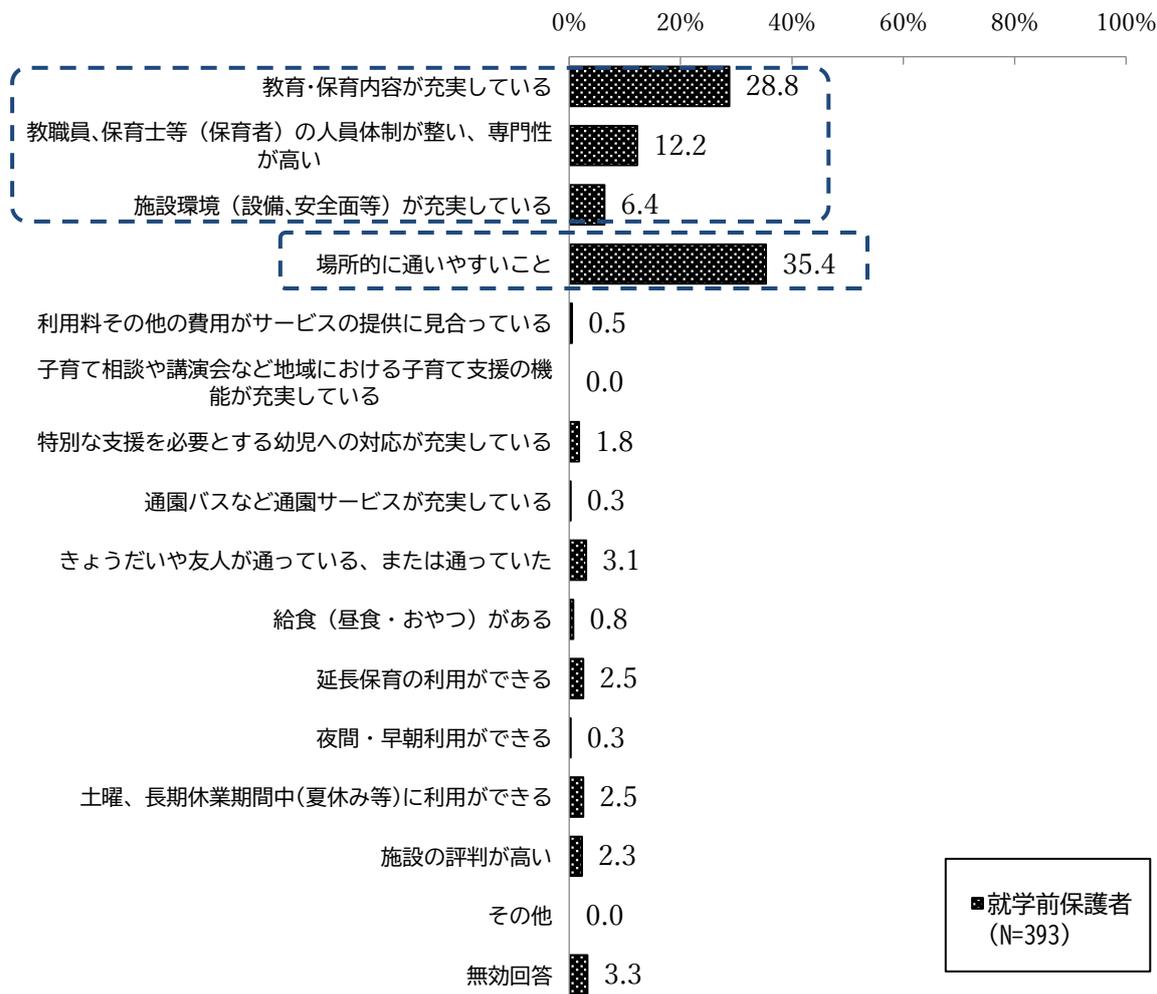
【調査結果】

◎ 幼児期における認定こども園、保育園、幼稚園、事業所内保育等を選択するにあたり、重視する点については、「場所的に通いやすいこと」、「教育・保育内容が充実していること」、「教職員、保育士等(保育者)の人員体制が整い、専門性が高いこと」の順で割合が高くなっています。

【調査結果からみえる課題】

◎ 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。女性の就業率も年々増加傾向となっており、今後ますます保育施設の需要の高まりが想定される中、施設の人員体制及びスタッフの確保が課題となります。

■ 幼児期における保育施設を選択する際にどのような点を重視しますか (今回 R5 調査)



イ)豊後大野市の子育て支援サービスの情報は何かから得ていますか

(就学前:問 34、小学生調査票:問18)

【調査対象者】

就学前・小学生の回答者全員

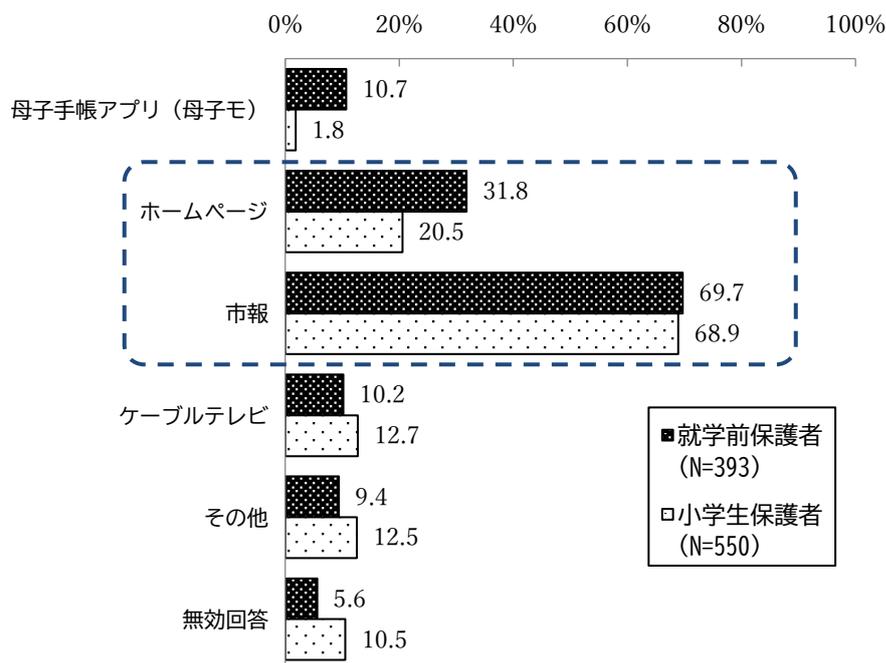
【調査結果】

◎本市の子育て支援サービスの情報は何かから得ていますかという質問に対して、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「市報」、「ホームページ」の順で割合が高くなっています。

【調査結果からみえる課題】

◎子育ての不安や孤独感を軽減させ、家族で育児に前向きに取り組めるよう、市内の「イベント情報」や「施設情報」をはじめ、シーン別に必要な情報や、対象者別にも情報を届けられるような仕組みが必要です。

■豊後大野市子育て支援サービスの情報は何かから得ていますか（今回 R5 調査）※複数回答



ウ)現在、あなたの周囲のこどもの中で、「ヤングケアラーに該当する」と感じるこどもはいますか。(就学前:問47、小学生調査票:問26)

【調査対象者】

就学前・小学生の回答者全員

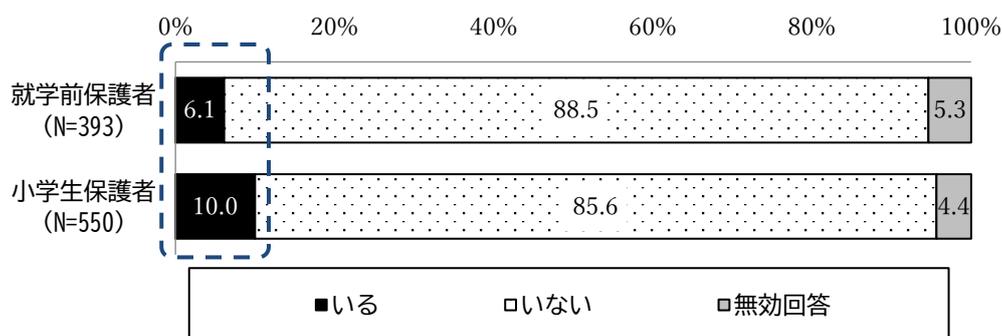
【調査結果】

◎現在、あなたの周囲のこどもの中で、「ヤングケアラーに該当する」と感じるこどもはいますかという質問に対して、「いる」と回答した人は、就学前児童保護者では 6.1%、小学生保護者では 10.0%となっています。

【調査結果からみえる課題】

◎ヤングケアラーとは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。まずは、早期発見する仕組みづくりが必要です。相談体制の構築として、家族の世話や介護を経験した人などが、対面だけでなく、SNS などオンラインで相談を受け付ける取り組みを進めることも必要です。また、ひとり親家庭の場合は、「家事」や「保育所への送迎」など、担っている役割が大きいことも考えられます。このため、家庭での家事や育児を支援するサービスの検討が必要です。

■あなたの周囲のこどもの中で、「ヤングケアラーに該当する」と感じるこどもはいますか (今回 R5 調査)



工)お子さんの将来のために必要と思う支援は何ですか。(小学生調査票:問 29)

【調査対象者】

小学生の回答者全員

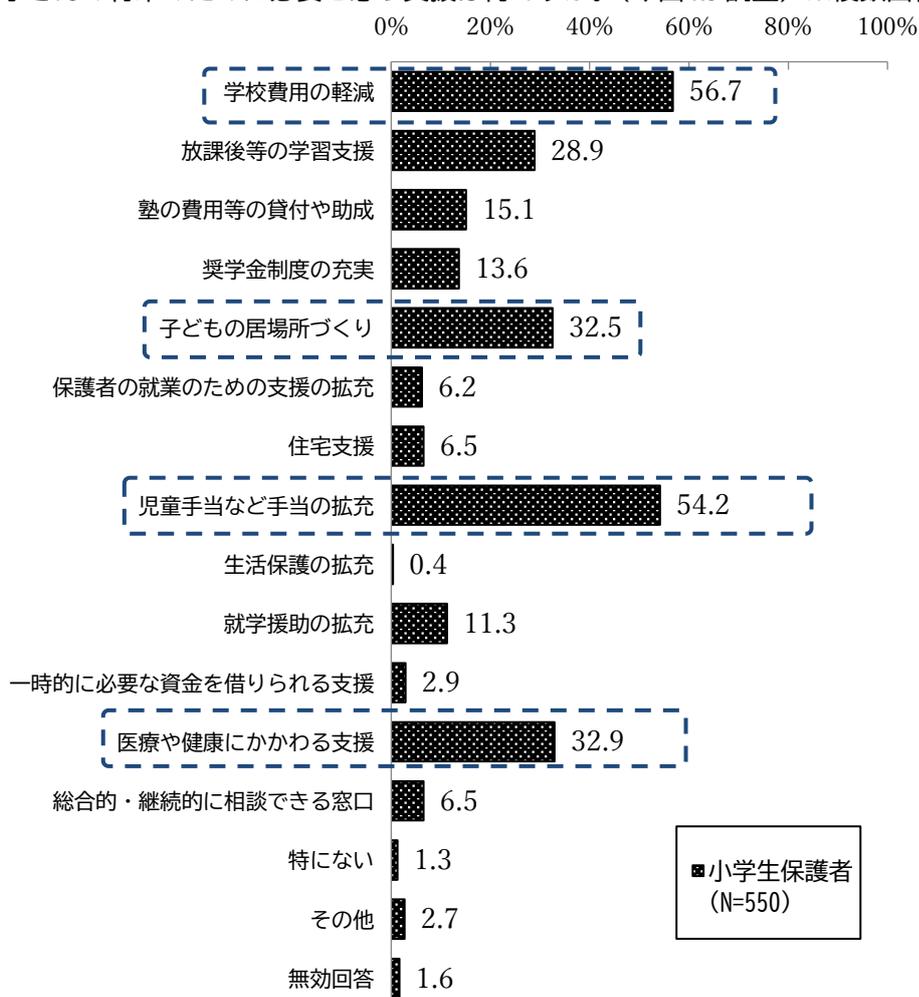
【調査結果】

◎お子さんの将来のために必要と思う支援は何ですかという質問に対して、複数回答で確認したところ、「学校経費の軽減」56.7%、「児童手当など手当の拡充」54.2%、「医療や健康に関わる支援」32.9%、「こどもの居場所づくり」32.5%の順で割合が高くなっています。

【調査結果からみえる課題】

◎将来的に求められる支援は経済的支援、就労支援、食事支援、生活支援、学習支援など様々なご意見があります。急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を総合的に行うことが必要です。

■お子さんの将来のために必要と思う支援は何ですか。(今回 R5 調査) ※複数回答



3 前回計画の進捗評価

第3次豊後大野市キラキラこどもプランで設定した目標値に対して、子育て支援施策の評価を行います。評価は、「○：目標達成」、「×：目標未達成」の二段階で行いました。

《前回 第3次豊後大野市キラキラこどもプランにおける各事業の評価》

基本目標	No.	事業	令和5年度 (実績)	令和6年度 (前回計画で立てた 目標値)	令和6年度 (見込値)	評価
【基本目標1】 地域における子育ての支援	1	地域子育て支援拠点事業	6か所	6か所	6か所	○
			8,097人	15,000人	9,291人	○
	2	利用者支援事業	1か所	1か所	1か所	○
	3	地域子育てサポート事業	1か所	1か所	1か所	○
			75人	70人	70人	○
	4	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	13か所	13か所	13か所	○
			登録児童 557人	登録児童 500人	登録児童 508人	○
			11か所	11か所	11か所	○
			288人	200人	285人	○
	5	子育て短期支援事業	3か所	2カ所	3か所	○
			216人	5人	199人	○
	6	延長保育事業	12か所	13か所	12か所	×
			登録人数 252人	登録人数 460人	登録人数 252人	×
	7	一時預かり事業 (一時保育:未在籍園児対象)	10か所	11か所	10か所	×
79人			400人	70人	×	
8	休日保育事業	1か所	1か所	1か所	○	
9	病児・病後児保育事業	4か所	4か所	4か所	○	
		1,094人	1,400人	1,047人	×	
10	障がい児保育事業	8か所	6か所	7か所	○	
11	青少年健全育成市民会議 青少年健全育成大会	市民会議:2回	市民会議:2回	市民会議:2回	○	
		育成大会:1回	育成大会:1回	育成大会:1回	○	
【基本目標2】 子どもと親の健康の確保と推進	12	妊婦健康診査事業	107人	160人	98人	×
	13	両親学級「パパママひろば」	-	年4回	-	-
	14	乳児家庭全戸訪問事業	125件	155件	112件	×
	15	養育支援訪問事業	121件	93件	80件	×
	16	育児学級「すくすくひろば」	年6回	年12回	年6回	×
			年10回	年12回	年9回	×
	17	1歳6か月健診・歯科健診	受診率98.4%	受診率100%	受診率96.6%	×
			年12回	年12回	年12回	○
18	3歳6か月健診・歯科健診	受診率98.0%	受診率100%	受診率100%	○	
		1歳6か月 1.7%	1歳6か月 0%	1歳6か月 0%	○	
19	むし歯保有率	3歳6か月 9.3%	3歳6か月 10%	3歳6か月 9.3%	×	
【基本目標3】 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備	20	学校ボランティア等地域人材の活用	全小中学校	全小中学校	全小中学校	○
	21	援助員制度の充実	全小学校	該当幼・小・中	全小学校	○
	22	スクールカウンセラーの配置	全小中学校	全小中学校	全小中学校	○
	23	学校評議員制度の充実 (※学校運営協議会に統合)	全小中学校	全小中学校	全小中学校	○
	24	一時預かり事業 (預かり保育:1号認定児対象)	10か所	16か所 (うち公立幼稚園6か所)	10か所	×
【基本目標4】 子育てを支援する生活環境の整備	25	リサイクルへの取り組み (広報・啓発)	年1回	年1回	年1回	○
【基本目標6】 子どもの安全の確保	26	交通安全教室	年22回	年20回	年23回	○
【基本目標7】 きめ細かな対応が必要な子どもへの 支援の推進	27	要保護児童対策地域協議会	年1回	年1回	年1回	○
	28	実務者会議	年12回	年12回	年12回	○
【基本目標8】 子どもの貧困対策	29	子育てに関するサービスの周知率	62.6%	60.0%	74.9%	○
	30	子ども食堂や学習支援、フードバンク等 をしている団体の数	9か所	5か所	9か所	○

4 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議での意見やアンケート形式による実態調査の結果や第3次計画の施策進捗評価に基づき大きく4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策に取り組みます。

課題1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実

実態調査では、5年前の調査時と比較して、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労している」、「パート・アルバイト等で就労している」の割合が増加しており、子育てをしながらフルタイムで働く母親が増加していることがうかがえます。

こうした女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、育児と仕事の両立を支援し、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう子育て支援サービスにおける教育・保育の充実が求められています。

さらに、母親の就労意欲の高まりを勘案し、保護者が利用を希望する時期から教育・保育施設を利用できるよう教育・保育の量的な拡充や、質的な向上を進める必要があります。

また、学校教育におけるいじめや不登校などの問題のほか、青少年による凶悪な犯罪や児童虐待など様々な問題が発生しています。子どもたちが心身ともに健やかに成長し、たくましく生きる力を身につけることができるよう、年齢に応じた段階的な教育内容の充実が求められています。

課題2 相談体制の強化と地域における子育ての支援

本市では、児童福祉施策と母子保健施策との連携・強化を図り、より効果的な子育て支援につなげるために「こども家庭センターきらきら☆」で妊娠期から子育て期にわたる総合的相談等の支援を行っています。

実態調査では、5年前の調査時と比較して、子育てに関わる相談先として、「こどもルームなどの公的な子育て支援施設」、「教職員・保育士」、「かかりつけの医師」の割合が、就学前児童保護者、小学生保護者ともに増加しています。

今後も公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、相談割合の低い専門機関（自治体の担当窓口や保健所・保健センター等）の相談窓口の機能強化を進める必要があります。

また、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の交流の機会が減少する中で、子育て家庭が悩みや不安を抱えて地域から孤立することがないよう、身近な場所で親子や子ども同士が気軽に交流し、子育てについて相談できる場が必要です。

課題 3

放課後生活の充実と環境整備

こどもの成長にとっては学校教育のみならず、社会教育や放課後の時間を家庭や地域の中でどのように過ごすかも重要となります。

実態調査の中で、平日日中以外でも土曜日や長期休暇中における「放課後児童クラブ」の利用意向は高くなっています。人材の確保と経営安定化といった放課後児童クラブの環境整備を進めるとともに、こどもの主体性を尊重し、発達段階に応じた遊びや生活ができるよう、教育と福祉の連携により、放課後生活の充実を図る必要があります。

課題 4

きめ細やかな対応が必要なこどもへの支援の推進

核家族化が進み、子育てに悩みを抱える養育者の不安が増加する中、本市では、児童の虐待防止対策や、ひとり親家庭の生活安定・自立支援、障がいのあるこどもへの支援の充実等に取り組んできました。

今回の実態調査の中で、あなたの周囲のこどもの中で、「ヤングケアラーに該当する」と感じるこどもはいますかという質問に対して、「いる」と回答した人は、就学前児童保護者では6.1%、小学生保護者では10.0%となっていました。

ヤングケアラーは、こども自身が自分の家庭状況が当たり前だと思い、周囲も確信が持てず、把握がされにくい特徴があります。早期発見及び早期支援の体制を整備し、支援が必要なこどもへの対応を推進する必要があります。

また、こどもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、こどもの貧困対策についても総合的に推進する必要があります。

併せて、医療・保健・福祉・教育等の連携により、支援を要するこどもを支援し、保護者の育児不安の軽減を行い、すべてのこどもが安心して健やかに地域で過ごせるよう支援が必要です。



第3章
計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の「基本理念」と「基本的な視点」

第3次計画までの事業との一貫性という意味から、これまで基本理念としてきた「安心して子どもを生き育てることができる環境づくり」「子どもも親もともに育つ豊かな環境づくり」「すべての子どもが心身ともにいきいきと育っていける環境づくり」を、本計画においても継承します。

また、本計画における「基本的な視点」に、「教育・保育施設に従事する職員を大切にする視点」を加えた4つの視点で本施策を推進します。

《基本理念》

- ◎安心して子どもを生き育てることができる環境づくり
- ◎子どもも親もともに育つ豊かな環境づくり
- ◎すべての子どもが心身ともにいきいきと育っていける環境づくり

《基本的な視点》

◆子どもの視点

幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現され、幸せな状態で生活することができる社会を目指します。

◆親の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担や不安・孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を持ち、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した、家庭における子育て力を高められる社会を目指します。

◆地域全体で支援する視点

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってよりよい環境づくりのために、子どもの見守りや子育てにおいて、地域の人々が関わりあうことができるような社会を目指します。

◆教育・保育施設に従事する職員を大切にする視点

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくため、長く働くことができる職場の構築を目指します。

2 計画の基本目標

本計画における、「基本目標」に関しては、事業の一貫性という意味からも、「第3次豊後大野市キラキラこどもプラン」を基本的には継承し、一部、国の「こども大綱」にあわせて見直します。

基本目標1 こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり

「こども基本法」は、こどものウェルビーイング(Well-being)の実現に寄与するため、こどもの最善の利益を優先して考慮することとしています。ウェルビーイングの定義は明確に定められていませんが、OECD「PISA2015年調査国際結果報告書」では「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力である」とされています。すべてのこどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指して、こども施策を総合的に推進します。

基本目標2 こどもと親の健康の確保と推進

乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、親(父母その他の保護者)が安心して育児できる体制の整備を図るとともに、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。また、こどものころから望ましい食生活や規則正しい生活習慣を身につけるための取り組みを推進します。その他、思春期保健対策の充実を図ります。

基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

次代を担うこどもたちが心身ともにのびのび育っていけるよう、教育・保育環境の整備を行うとともに、地域の一員として自立・成長していくため、地域での教育力の向上に努めます。また、子育てを通して親自身も自己を向上させることができるよう支援していきます。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

すべての親子が健康的に暮らしていくため、住環境や道路交通環境、建築物等を適切に整備することで安心・安全な子育て環境を構築し、こどもが犯罪や事故などの被害に遭わないようまちづくりを推進します。

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進等

仕事と家庭の両立や子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働き方や就業体制に関する環境整備を行うとともに、ワークライフバランスの確立に向けた啓発に努めます。

基本目標6 こどもまんなかまちづくり推進のための安全の確保

SNS の普及など、こども・若者を取り巻く環境の変化により、こどもが様々な犯罪に巻き込まれる事例が増加しています。こどもの視点に立った防犯対策や交通安全対策を行政、地域、学校などが連携して行うとともに、安全教育や防災教育に取り組むことで、こどもが安全に生活できるまちづくりを推進します。

基本目標7 きめ細やかな対応が必要なこどもへの支援の推進

児童虐待の防止対策や、ひとり親家庭への自立支援、障害のあるこどもへの支援体制の充実など、支援を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな対応に取り組めます。

基本目標8 こどもの貧困対策の推進(豊後大野市子どもの貧困対策推進計画)

すべてのこどもが夢と希望を持って、心身ともに健やかに育成されるよう、地域ネットワークやこどもの居場所づくりを推進し、地域とともにこどもを育てる意識の醸成を図り、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

3 計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策目標（事業項目）
◆◆◆ 安心して子どもを育てる環境づくり ◆◆◆ 安心して子どもを育てる環境づくり ◆◆◆ 安心して子どもを育てる環境づくり	1. 子ども・若者の持続的幸福（ウェルビーイング）の実現に向けた社会全体の意識づくり	1-1 子どもの権利に関する普及啓発【新規】 1-2 男女共同参画に関する意識づくり【新規】 1-3 地域における子育て支援サービス・相談体制の充実 1-4 教育・保育サービスの充実 1-5 子育て支援のネットワークづくり 1-6 児童の健全育成
	2. 子どもと親の健康の確保と推進	2-1 子どもと親の健康づくり 2-2 「食育」の推進 2-3 思春期保健対策の充実
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備	3-1 次世代の親の育成 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育・幼児教育環境の整備 3-3 家庭や地域の教育力の向上 3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4. 子育てを支援する生活環境の整備	4-1 良質な住宅の確保 4-2 良好な居住環境の確保 4-3 安全な道路交通環境の整備 4-4 安心して外出できる環境の整備 4-5 安全・安心なまちづくりの推進 4-6 環境美化の推進
	5. 職業生活と家庭生活の両立の推進等	5-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のための広報・啓発 5-2 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備・子育て支援の展開
	6. 子どもまんなかまちづくり推進のための安全の確保	6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 6-3 被害に遭った子どもの保護の推進 6-4 防災意識の向上に向けた取組の推進
	7. きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援の推進	7-1 児童虐待防止対策の充実 7-2 ひとり親家庭への自立支援 7-3 障がいのある子どもへの支援 7-4 在住外国人の親と子どもへの支援 7-5 医療的ケア児等への支援 7-6 いじめ・不登校やひきこもりへの対応【新規】 7-7 ヤングケアラーへの支援【新規】
	8. 子どもの貧困対策の推進（豊後大野市子どもの貧困対策推進計画）	8-1 子どもの居場所づくり推進【新規】 8-2 「学習」「生活」「就労」などの支援体制の確立 8-3 地域ネットワークづくりの推進 8-4 人材の育成

第4章

計画を推進するための施策の展開

第4章 計画を推進するための施策の展開

<基本目標1> こども・若者の持続的・幸福（ウェルビーイング）の実現に向けた社会全体の意識づくり

施策目標1-1

こどもの権利に関する普及啓発【新規】

【施策目標に対する現状と課題】

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そのための基本的な方針として、①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、⑥施策の総合性を確保することを掲げています。すべてのこどもが、自らの権利を知り、人間らしく幸せに生活できる意識を持てるよう取り組みが必要です。

【施策の取組内容】

施 策	(1)こどもの権利を大切にす教育活動の推進【新規】 (担当課:学校教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	こども基本法や子どもの権利条約等について学び、こどもたちが自分の権利について知るとともに、他のこどもたちも同じ権利を持つことに気づき、互いの権利を尊重する態度を養う教育活動を推進し、様々な学習や体験活動を提供します。

施策目標1-2

男女共同参画に関する意識づくり【新規】

【施策目標に対する現状と課題】

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、育児と仕事の両立を支援し、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう子育て支援サービスにおける教育・保育の充実が求められています。

夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進することが求められています。

【施策の取組内容】

施 策	(1)男女共同参画に関する広報・啓発の充実【新規】 (担当課:学校教育課、人権・部落差別解消推進課)
施 策 内 容	男女共同参画社会実現に向けた広報誌の発行、啓発講座の開催等により、固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが平等で自分らしくいきいきと生活するための教育や意識啓発を推進します。

施策目標1-3	地域における子育て支援サービス・相談体制の充実
----------------	--------------------------------

【施策目標に対する現状と課題】

妊娠・出産・子育て期等のライフステージごとの様々な相談に、「こども家庭センターきらきら☆」にてワンストップで対応し、切れ目のない支援を提供しています。地域子育て支援拠点施設においても、交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等の事業を実施しています。

子育てに関わる相談先はこどもの成長とともに変化します。子育て支援や相談体制を充実させるため、「こども家庭センターきらきら☆」を中心とした専門機関や専門職等の周知を図るとともに、相談窓口の機能強化が必要です。

【施策の取組内容】

施 策	(1)地域子育て支援拠点事業の充実【子育て支援センター】 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、身近な地域で、育児不安についての相談・助言その他の援助や、親子の交流の場の提供を行うため、子育て支援センターの運営に努めます。 また、センター同士の連携や児童館との連携・協力により充実した事業の展開を図ります。

施 策	(2)特定型【利用者支援事業】 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	子育て世帯等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育園等や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けてのきめ細やかな支援を行います。



施 策	(3)こども家庭センター型【利用者支援事業】 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	<p>子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、2019(平成31)年4月より「子育て世代包括支援センターきらきら☆」を設置し、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行ってきました。2024(令和6)年4月より「子ども家庭総合支援拠点」と機能を一本化した「こども家庭センターきらきら☆」を設置し、一体的に切れ目のない支援を行います。</p> <p>妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や、それぞれの家庭に応じた個別の支援により、切れ目のない家庭支援を目指します。</p>
施 策	(4)地域子育てサポート事業【ファミリー・サポート・センター事業】 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	<p>ファミリー・サポート・センターは、緊急時に一時的にこどもを預かってくれる人がいないときや、保護者の急な残業や急病など、臨時的・突発的な保育需要に対応します。</p> <p>「子育ての手助けをしてほしい人(よろしく会員)」と「子育てのお手伝いができる人(まかせて会員)」とが、相互援助活動を行う会員による組織です。今後も地域における相互援助活動の推進に努めます。</p>
施 策	(5)地域のボランティア、NPOなどを活用した子育て支援 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	<p>子育てを互いに助け合うという、従来の地域にあった機能が弱くなってきていることから、教育・保育施設や行政のサービスだけでなく、今後も愛育会・親子サポーター等をはじめとするボランティア、NPOなどの人的資源を活用できるよう取り組みを推進し、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。</p>
施 策	(6)家庭訪問型子育て支援事業【ホームスタート事業】 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	<p>妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦や育児不安をもつ家庭の要請に対し、研修を受けたホームビジター(ボランティア)が家庭を訪問し、「傾聴」と「協働」を基本に子育て中の親子を支援します。また、ホームビジターの育成をはじめ、スタッフの専門性の向上などにも取り組みます。</p>
施 策	(7)子育て短期支援事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	<p>保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、里親その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行うとともに児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。</p>

施 策	(8)女性人材リストの活用 (担当課:人権・部落差別解消推進課)
施 策 内 容	市内で活躍する女性(個人や団体)をリストアップした「豊後大野市女性人材リスト」を作成し、各種講座等の講師の人材情報として活用します。 健康、癒しや芸術、福祉、教育、子育てなど、幅広い分野がある「豊後大野市女性人材リスト」を活用した事業の充実を図るとともに、新たな人材の登録にも努めます。

施策目標1-4	教育・保育サービスの充実
----------------	---------------------

【施策目標に対する現状と課題】

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、共働き家庭は増加し続けており、教育・保育のニーズも多様化しています。女性が妊娠、出産後に職場復帰することに不安のないよう、子育て施策を充実させ、質の高い教育・保育サービスを提供できる環境を整える必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)通常保育事業【認定こども園・保育所等】 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	子ども・子育て支援新制度において、保育ニーズに応じた保育サービスを確保するため、地域の実情を勘案し園と連携を図りながら、認定こども園・保育所・地域型保育事業の定員等の見直しや教育・保育の一体的事業の充実に努めます。 また、保育士等確保のため継続的な支援策に取り組むとともに、資質向上を図るため、スキルアップ研修を実施します。

施 策	(2)認定こども園・保育所等と小学校の連携の推進 (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	小学校就学前の子どもに対し、地域における一体化した子育て支援の取り組みが教育・保育の現場で充実できるように努めます。

施 策	(3)延長保育事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、延長保育のニーズを把握し、必要な体制づくりを推進します。

施 策	(4)地域型保育事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業など、様々な保育ニーズに対応できるよう事業の推進に努めます。

施 策	(5)一時預かり事業【一時保育:未在籍園児対象】 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	家庭等で保育をしている保護者の育児疲れの解消、急病、断続的勤務や短時間労働などの就労形態の多様化等に対応するため、一時保育事業の充実に努めます。

施 策	(6)休日保育事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	土曜・日曜・祝日などの休日に保育を必要とする保護者の多様な就労形態に対応するため、休日保育事業の促進に努めます。

施 策	(7)病児・病後児保育事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	保育所、病院等に併設された専用スペース等において、病気時または回復期の子どもを一時的に預かる病児・病後児保育について、地域間のバランスを考慮し市内4か所に設置しています。今後も保護者の就労と育児の両立を図るため、病児・病後児保育事業の充実に努めます。

施 策	(8)障がい児保育事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	障がい児保育は、支援が必要な子どもにとって集団生活や生活習慣などの面で、周りの子どもたちにとってもともに過ごすことで思いやりの心が育つなど、心情の面で社会生活に大きな効果が期待されます。受入体制を充実させるとともに、保育士等の研修を通じて支援が必要な子どもへの理解を深め、保健・医療・福祉・教育・関係機関と連携をとりながら支援体制を整えます。また、保護者への相談支援や養育支援などに取り組みます。

施 策	(9)認定子ども園・保育所の施設整備 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	子どもを安心して育てることができる体制を確保するため、認定子ども園・保育所の施設整備を行い、定員枠の拡大、待機児童の解消に努めます。

施 策	(10)保育コーディネーターの養成 (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	認定子ども園・保育所、幼稚園等は、子どもの発達基盤を形成する時期を過ごす場所であり、発達に関する最初の兆候に気づき、いち早く適切な療育支援につなぐことができる機関です。認定子ども園・保育所、幼稚園等における支援機能を強化することを目指し、関係機関と連携しながら、ソーシャルワーカー的な役割を担う「保育コーディネーター」の養成支援をさらに強化します。

施 策	(11)教育・保育施設のサービス評価 (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	教育・保育サービスの質の向上のために、教育・保育施設が提供するサービスの質を自ら評価するとともに、第三者機関による評価を受ける体制づくりに努めます。 また、保育サービスの質を確保する観点から、保育士等現場職員の専門性をより向上させ質の高い保育を提供するため、各種研修の実施や、サービス評価等の仕組みの導入、実施についての取り組みを進めます。

施 策	(12)幼児教育・保育の無償化事業 (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	国の制度に基づく幼児教育・保育の無償化制度を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 また、市独自事業として、3歳未満児住民税課税世帯も無償化を実施します。

施策目標1-5	子育て支援のネットワークづくり
----------------	------------------------

【施策目標に対する現状と課題】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、情報提供を行うことが必要です。

【施策の取組内容】

施 策	(1)団体ごとのネットワークづくり (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	① 妊産婦・乳幼児等の状況やニーズに応じて、子育て支援に取り組むため、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館、教育・保育施設など多職種が連携し、適切な情報提供や助言ができるよう情報交換の場を設定したり、研修等で情報の共有を図ったりすることで、子育てに関する相談対応の円滑な体制づくりや関係機関ごとのネットワークづくりの実現に努めます。 ② こども食堂は、地域のこどもやその保護者への食事の提供とともに、学習支援や体験活動等を実施するこどもの居場所づくりに取り組んでいます。そのような地域団体等を支援するとともに、今後もこどもの居場所の拡充と安定化を図り、サービスの提供を受けるこどもたちの孤立を防止し、健康や生活習慣の向上を図ります。

施 策	(2)子育てサークル等に対する支援 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	乳幼児のいる親を中心とした子育てサークル等、子育てについて気軽に相談できる仲間づくりのための活動を支援します。

施 策	(3)子育てに関する学習機会の充実 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	子育てに関する講座などを開催し、親の役割や家庭環境づくりなどについて学習する機会の提供に努めます。また、講座開催に伴い託児を徹底します。

施策目標1-6	児童の健全育成
---------	---------

【施策目標に対する現状と課題】

児童数の減少により、遊び等を通じたこどもの社会性の発達、仲間関係や規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。こどもの社会性の発達等を目指し、放課後や週末等に、自由な遊びや学習、様々な体験活動や地域の住民との交流等を行えるよう、安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

また、児童の健全育成を図るうえで、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取り組みを進める必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)児童館運営事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	児童の健全な居場所づくりの促進、異年齢児交流、健康・体力を増進し、健全な育成を推進する場としての児童館事業を推進します。また、地域の特性を活かした高齢者との世代間交流を促進します。

施 策	(2)出産祝い品贈呈事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	赤ちゃんと保護者が祝い品を介して向き合い、あたたかくて楽しいふれあいの機会をつくるために、出産祝い品贈呈の取り組みを継続します。

施 策	(3)児童手当の支給 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	次代を担うすべてのこどもの育ちを支える経済的支援と児童の健やかな成長を支援するため、児童(0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)を養育している保護者に児童手当を支給します。

施 策	(4)青少年健全育成活動の推進 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	次世代を担う青少年の健全育成のために、各種団体が実施している、挨拶運動や見守り活動等を支援します。 また、関係各種団体が属している青少年健全育成市民会議または各町の支部の運営委員会において、課題や意見の情報共有を行うことにより、さらなる活動の推進に努めます。

施 策	(5)放課後チャレンジ教室等の体験活動の推進 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	放課後チャレンジ教室を通して、放課後や土曜日等の休日に子どもが安心して活動できる体制や場所づくりを推進します。 また当該事業における子どもたちの体験と学びの活動を通じて、思いやりや協調性、郷土を愛する心を身につけられるように支援します。

施 策	(6)放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	① 就労などにより、保護者が日中家庭にいない小学生に対して、適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ります。また、保護者ニーズを的確に把握し、学校等と連携することにより、こどもの生活の基盤である家庭での養育を支援します。 ② 放課後児童支援員の資質向上を図るため、県や関係機関が主催する研修事業への参加を促進するとともに、育成支援の継続性という観点からも、安定したクラブの運営体制の整備に努めます。 また子育てを互いに助け合うという、従来の地域にあった機能が弱くなってきていることから、教育・保育施設や行政のサービスだけでなく、今後も愛育会・親子サポーター等をはじめとするボランティア、NPOなどの人的資源を活用できるよう取り組みを推進し、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

施 策	(7)新・放課後子ども総合プラン (担当課:社会教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	すべての子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、一体型を中心とした放課後チャレンジ教室と放課後児童クラブの計画的な整備を行います。 また、プラン推進のための協議会を設立し、「小1の壁」解消についての協議を行います。

＜基本目標２＞ こどもと親の健康の確保と推進

施策目標2-1

こどもと親の健康づくり

【施策目標に対する現状と課題】

本市ではこどもと親の健康づくり事業として、乳幼児健康診査、育児相談、家庭訪問等を行っています。子育てに関する相談は、相談会として定例実施しているものと、対象者の方の依頼による面談や訪問、電話等でも随時対応しています。

2024(令和6)年4月より「こども家庭センター☆」を設置し、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援を行っています。妊娠や育児の不安の軽減に成果をあげており、ハイリスクなケースに対しては、早期から育児支援を開始することができています。

妊産婦健康診査は、母体や胎児の健康の確保を図るうえで必要な健診であることから、妊産婦健康診査の公費負担を実施することで、安全・安心な出産へつながることが期待されます。

【施策の取組内容】



<p>施 策</p>	<p>(1)不妊治療費の助成と不妊治療をしている方への支援 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>県が実施している不妊治療費助成事業にあわせて、助成内容や金額、対象の拡大を図ってきました。 今後も、国や県、他自治体の動向を見ながら不妊治療費の助成を行い、治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、相談機能を強化しながら、こどもを望む夫婦が必要な支援を受けられる環境づくりを推進していきます。</p>
<p>施 策</p>	<p>(2)妊産婦健康診査事業 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>国は、妊産婦に対する健康診査についての望ましい基準(健診回数・公費負担回数)を示しています。市としてすべての妊産婦が、定められた時期に定期健診を受けられるよう妊婦健診の受診券を母子健康手帳と同時に交付します。 今後もこれまでと同様に、県内統一した健診回数・実施時期、検査項目の助成を継続していきます。</p>
<p>施 策</p>	<p>(3)妊産婦等包括相談支援事業 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>訪問の希望がある妊婦及び指導が必要な妊婦やその配偶者等に対し、個別訪問指導や相談支援を実施し、伴走型支援の充実を図ります。また、産婦に対する個別訪問指導は乳児訪問と同時に実施し、産後うつや早期発見と母親の孤立感の解消を図るとともに、必要な支援へとつなげます。 また、特定妊婦(出産後のこどもの養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)に対しても必要に応じて面談・訪問相談を実施していきます。</p>

施 策	(4)育児等保健指導(ペリネイタルビジット) (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	育児不安が強いなど保健指導が必要と産婦人科医が判断した妊産婦に小児科医を紹介し、小児科医から妊産婦への保健指導を行います。
施 策	(5)妊産婦に対する検診時にかかる交通費支援 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	産科医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊産婦の経済的負担の軽減を図ります。
施 策	(6)産前個別指導事業(パママひろば) (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	安心して赤ちゃんを迎えられるよう、出産を控えた妊婦の健康維持や出産の準備、乳児のお世話の仕方、親の役割について、電話や家庭訪問など個別指導により啓発を行うとともに、産科医療機関との連携し必要な支援を行います。
施 策	(7)産後ケア事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	出産後 1 年以内の母子に対して心身のケアや、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。
施 策	(8)出産育児一時金直接支払制度(国民健康保険) (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	国民健康保険被保険者が出産する際、出産後に支給する出産育児一時金を、保険者である市から直接医療機関に支払うことによって、保護者の経済的負担と医療機関の事務負担の軽減を図ります。
施 策	(9)乳児家庭全戸訪問事業 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の実態把握を行い、母親等から様々な不安や悩みを聴き、産後うつの把握や特に支援を必要とするこどもとその家庭を把握し、適切なサービス提供、個別支援を行います。地区担当の保健師が愛育会・親子サポーターと協力し、赤ちゃんの発育状況の確認をしながら、育児や母親の産後の経過などについて、相談・助言を実施します。
施 策	(10)養育支援訪問事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

施 策	(11)助産師との連携による母乳育児の支援 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	母親の不安に寄り添いつつ、母乳育児の推進を図り母子の授乳リズムを確立できるよう、助産師と連携をとりながら継続的な支援や情報提供を行っていきます。
施 策	(12)乳児一般健康診査 (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	乳児期に3回(1か月児期、3~6か月児期、9~11か月児期)健康診査を受診できる受診券を母子手帳と同時に交付し、発育状況や栄養状態の確認、からだの異常の早期発見を図るとともに、こどもの健康状態や育児についての相談等を行います。
施 策	(13)育児学級「すくすくひろば」の開催 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	対象者全員が参加できるように声かけを行い、生後3か月から5か月の乳児とその保護者を対象とした育児学級「すくすくひろば」を開催します。今後も教室時には、地域の子育て支援サービスの利用につながるよう、子育て支援センター、児童館等の活動紹介をしていきます。 また、愛育会や民生委員などの協力を得ながら、「すくすくひろば」への参加から、地域で子育てを見守る体制づくりへつなげていきます。
施 策	(14)子育て相談の実施 (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	こどもの健康についての心配ごとや発育発達を確認して、育児に自信が持てるよう、身近でいつでも相談できる体制を整えるとともに、保健師、臨床心理士、栄養士や歯科衛生士が相談に対応できる場を設けていきます。
施 策	(15)事故防止対策の実施 (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	また、幼児健診や相談日など親子が集ういろいろな機会を通じて、家庭内の危険物や救急処置について、随時保健師等による指導を実施します。
施 策	(16)予防接種事業の整備 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	乳幼児が予防接種を受けやすい環境を整備するため、定期予防接種、任意予防接種(おたふくかぜ、インフルエンザ)を行います。 また、接種率向上に向けて、個別通知や認定こども園・保育所・幼稚園等と連携し、接種勧奨を行います。
施 策	(17)未熟児養育医療の給付 (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	からだの発育が未熟なまま生まれた未熟児で、特別な医療を必要とする場合、母子保健法に基づき医療費の給付を行い、保護者の負担を軽減します。また、訪問指導等を通じ、母子の健康状態の把握や支援に努めます。

施 策	(18)子ども医療費の助成 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	乳幼児・児童の健やかな成長、傷病の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を実施します。
施 策	(19)親子関係形成支援事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	子育て中の保護者に対して、こどもだけでなく保護者も一緒に育っていくという視点から、こどもの発達段階に応じて、同じ環境に置かれている保護者が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を、関係機関と連携し提供します。
施 策	(20)多胎児のいる保護者への支援 (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	孤立しやすく、育児等の負担の多い多胎児のいる保護者に、子育て支援センター等を紹介し、保護者間の意見交換・情報共有をし、孤立感の軽減を図ります。
施 策	(21)1歳6か月児健康診査・歯科健康診査 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	1歳6か月児から1歳8か月児を対象に、基本的な行動機能の遅れなどの早期発見や虫歯の予防のために、1歳6か月児健康診査・歯科健康診査を実施します。2019(令和元)年度より、視力スクリーニング検査を実施し、眼疾患の早期発見に努めています。対象者への周知、訪問指導等により、受診率100%を目標とするとともに、未受診者の把握に努めます。 なお、身体面・行動発達面で精密検査が必要な幼児に対しては、必要な検査が受けられる体制づくりと、その後のフォロー体制の充実を図ります。
施 策	(22)3歳児健康診査・歯科健康診査 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	3歳児を対象に、身体面・行動発達面の異常の早期発見とともに、目・耳の検査を行う3歳児健康診査・歯科健康診査を実施します。対象者への周知、訪問指導等により、受診率100%を目標とするとともに、未受診者の把握に努めます。 なお、身体面・行動発達面で精密検査が必要な幼児に対しては、必要な検査が受けられる体制づくりと、その後のフォロー体制の充実を図ります。
施 策	(23)5歳児すこやか相談会 (担当課:子育て支援課、市民生活課、社会福祉課、学校教育課)
施 策 内 容	5歳児を対象に、医療・保健・福祉・教育等の連携により発達相談会を実施することで、発達障がい等の早期発見・早期支援の実施、保護者の育児不安の軽減・幼児虐待予防を図り、本市すべてのこどもが安心して就学できることを目指します。さらにその後のフォロー体制の充実を図ります。 また、認定こども園・保育所・幼稚園等と連携を深め、支援の必要なこどもとその保護者が相談会につながるよう努めています。

施 策	(24)妊娠期からの歯科疾患予防推進事業 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	口腔衛生への意識を高め、歯科疾患の予防を図り、関係機関との連携し予防を推進します。2015(平成 27)年度から医療機関委託による妊婦歯科健診を実施しており、今後も継続していきます。母子健康手帳交付時には保健師・歯科衛生士による口腔衛生指導を行います。
施 策	(25)若い女性が受けやすい検診体制の整備 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	30代から40代に増えている子宮がん、乳がんを予防するため、託児等に配慮し女性のみを対象としたレディース検診を実施します。
施 策	(26)療育事業の充実 (担当課:子育て支援課、社会福祉課、市民生活課)
施 策 内 容	心身の発達・成長に何らかの障がいのあるこどもの保護者を対象とした発達相談会を実施し、療育の充実に努めるとともに、療育相談機関等と連携を図り、こどもの成長を見守る体制づくりを行います。 また、「こども家庭センターきらきら☆」での相談を毎月開催し、発達についていつでも気軽に相談できる体制を継続します。
施 策	(27)障がい児親の会の活動支援 (担当課:社会福祉課、市民生活課)
施 策 内 容	障がいのあるこどもたちとその家族が地域で生活していくために、障がいのあるこどもを育てるうえでの相談や情報交換などを行えるよう、豊肥保健所の協力を得ながら「親の会」の活動を支援していきます。 また、対象となる保護者へ親の会を紹介するなど、親の会が継続して活動できるよう支援していきます。



【施策目標に対する現状と課題】

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが重要です。

また、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、「食育基本法」や「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や、情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や、こども参加型の取り組みを進めることも必要です。

こども食堂など共食の場を通じて世代間の交流を進め、食事のマナーや食文化、バランスの取れた食事の大切さを伝えます。

【施策の取組内容】

施 策	(1)食に関する研修会の開催 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	食に関する学習の機会や情報提供については、乳幼児のいる保護者を対象にした「すくすくひろば」の場を活用します。また、子育て支援センターとも連携し、栄養を通じた健康づくりを推進します。

施 策	(2)幼児期からの食に関する学習の機会の提供 (担当課:市民生活課、社会教育課)
施 策 内 容	関係課と連携し、「家庭教育学級」などの機会を利用して、食生活改善推進協議会等の団体と協力し、郷土料理の紹介などを取り入れながら食に関する学習の機会を提供します。

施 策	(3)食育推進事業 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	各施設からの要請に応じて講話を実施するほか、豊後大野市食育推進計画に基づき豊肥保健所をはじめとする関係機関と連携し、食育を推進していきます。 また、市報・ホームページ等を通じて、食育について情報を発信します。

【施策目標に対する現状と課題】

たばこやアルコール、薬物等の害からからだを守り、健康な生活を送ることができるように、市内の全中学校で、学年の実態に応じて飲酒、喫煙、薬物等の授業を開催しています。インターネットや雑誌など多くの情報が氾濫している中で、誤った情報や知識に振り回されず、思春期のこども自身が命、性、からだ、心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)健康教育の実施 (担当課:市民生活課、学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>中学生を対象にした防煙薬物防止教室を実施します。さらに、関係課と連携を図り、保護者等に対するの普及啓発を継続していきます。 また、今後も各学校で積極的に取り組まれている食育活動を通して、命の大切さを考える機会を提供していきます。</p>



＜基本目標3＞ こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

施策目標3-1

次世代の親の育成

【施策目標に対する現状と課題】

次世代の親となる世代が乳幼児とふれ

あうことで、こどもや家庭の大切さを知るための機会を提供します。自身が親になったとき、そのこどもが心豊かに成長できるよう、よりよい親子関係を築けるよう啓発を推進します。

【施策の取組内容】

施 策	(1)次世代の親の育成 (担当課:子育て支援課、人権・部落差別解消推進課、市民生活課、学校教育課)
施 策 内 容	中学生・高校生等が、こどもを生き育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、認定こども園・保育所・幼稚園などでの体験学習、子育て支援センター・乳幼児学級・児童館の場を活用することにより、乳幼児とふれあう機会を推進します。 また、勤労観・就労観を育てるために、職場体験などの社会体験活動を行うとともに、社会的に自立して子育てや家庭づくりを男女が共同して行えるよう、青少年を対象とした体験活動の充実を図ります。

施策目標3-2

こどもの生きる力の育成に向けた学校教育・幼児教育環境の整備

【施策目標に対する現状と課題】

自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった生きる力を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。そのため、教育内容の充実や指導方法の工夫など、総合学習を推進し、特色を活かした学校づくりを推進する必要があります。

また、幼児期や幼保小接続期の教育も重要であることから、幼児教育についても充実を図り、推進していきます。

【施策の取組内容】

施 策	(1)通園・通学費補助 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	学校と連携し、遠距離の通園・通学等をする園児・児童・生徒の把握に努め、遠距離通学に伴う経費を補助することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、義務教育の円滑な運営を支援します。

施 策	(2)学校施設の開放 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	屋内外運動場、多目的ホールや会議室等の校舎の一部(一部地域)など、学校施設の開放を行います。 今後も、利用方法や料金等制度を周知し、幅広い分野の団体の利用を促進するとともに、利用者間・世代間の交流を深めるコミュニティの拠点としての充実を図っていきます。

施 策	(3)学校施設の整備 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	豊後大野市学校施設耐震化計画に基づく、補強・改築事業は完工しましたが、児童・生徒がよりよい環境の中で学習できるよう施設の改善・改修を実施します。

施 策	(4)不登校対策に関する地域ぐるみのサポートシステムの整備促進 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	家庭・学校など関係機関と連携し、不登校児童・生徒が社会的に自立できるよう支援します。 また、豊後大野市教育支援センター「かじか」において、不登校児童・生徒に対する支援を実施します。

施 策	(5)援助員制度の充実 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	教育と福祉、保健などの関係機関と連携のもと、支援が必要な児童・生徒への教育的対応を行う援助員を必要に応じ配置します。

施 策	(6)スクールカウンセラーの配置 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	スクールカウンセラーの継続配置を求めるとともに、早期に対応できるよう指導・相談体制の充実を図っていきます。

施 策	(7)学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)は、学校と地域住民等が力をあわせて、学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。 市内各町に一つずつ設置した学校運営協議会(コミュニティ・スクール)において、学校運営に保護者をはじめとする地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

施 策	(8)子育てのための施設等利用給付 (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	① 幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園、幼稚園等で預かり保育を利用している方に対し、支給要件を満たした場合、上限の範囲内で負担金を無償化します。 ② 幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園就園奨励費補助は子育てのための施設等利用給付に変わりました。子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する保護者に対し、上限の範囲内で利用料を無償化します。

施 策	(9)幼児教育の充実 (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	すべてのこどもが健やかに成長し、豊かな心をはぐくむ環境として、こどもたちが自ら考え、行動する力の育成や、豊かな人間性を目指した教育が期待されています。就学前からスムーズな就学移行を目指すため、すべての教育・保育施設の職員を対象に、架け橋期カリキュラムに関する研修を進め、幼児教育の充実・質の向上に努めます。また、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、拠点の設置を検討します。

施 策	(10)一時預かり事業【預かり保育:1号認定児対象】 (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	保護者の就労形態の多様化や家庭環境の変化等、多様な保育ニーズに対応するため、認定こども園・幼稚園での預かり保育事業を支援します。

施 策	(11)図書館における各種事業の充実 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	図書館では、物語だけではなく、科学、芸術などの様々な分野のおはなし会等、各年齢、発達段階に応じた教育事業の拡充を行っています。 また、図書館が情報の収集及び発信の拠点として、さまざまな市民が集い・学び・情報を交換できる場となるよう努めます。

施 策	(12)学校教育力向上対策事業 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	こどもの夢を実現できるよう、学校・家庭・地域が一体となり、学校生活、家庭生活において学力・生活習慣の改善と向上を図ります。

施 策	(13)総合学習の推進 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	これまでの総合学習に、言語活動をより多く取り入れることでコミュニケーション能力や表現力・思考力の育成に力を入れていきます。

施 策	(14)幼児教育アドバイザーの育成・設置 (担当課:学校教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	近年の小学校への多様な入学状況を考慮し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して関係機関と連携し、地域の実情に応じた取組を検討します。また、幼児教育施設等の課題に対応するための研修等を充実させ、幼児教育アドバイザーの育成・配置により幼児教育の質の向上に努めます

施 策	(15)魅力ある学校づくりの推進 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	今後もジオサイトを核とした「郷土学」を中心にして、郷土を愛し、郷土に誇りの持てるこどもを育成します。また、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、小中一貫教育を推進していくことで、各校の独自性・創造性を発揮するとともに、地域と協働した魅力ある学校づくりを目指します。

施策目標3-3	家庭や地域の教育力の向上
----------------	---------------------

【施策目標に対する現状と課題】

学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するためには、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけることが重要です。

【施策の取組内容】

施 策	(1)地域学校協働活動の推進 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	地域住民がボランティアとして学校教育活動を支援する体制を整備するとともに、学校と地域の双方向の連携を深めるため地域住民の学習成果の活用機会を拡充するなど、地域全体の教育力の活性化を推進します。

施 策	(2)家庭教育支援事業の実施 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	家庭教育学級など公民館事業を通じて、保護者が安心感と自信を持って家庭教育を施し、こどもとともに成長する学びを支援します。

施 策	(3)地区スポーツ振興会の推進 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	各年代が参加できるスポーツイベントを開催し、世代間交流により地域活性化と生涯スポーツを推進します。

施 策	(4)スポーツ少年団活動の推進 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	スポーツ少年団活動として将来のスポーツ競技者の育成はもとより、スポーツを通じて、楽しさや喜び、感動を味わうことで、生涯にわたりスポーツに親しむことができるように少年団への加入を推進し、こどもたちの健やかな心身の成長のため、少年団活動を支援します。 また、代表指導者・母集団代表者会議を開催し、単位団間の意見交換・情報共有の場を提供します。

施策目標3-4	こどもを取り巻く有害環境対策の推進
----------------	--------------------------

【施策目標に対する現状と課題】

SNS やコミュニティサイトを通じて、犯罪に巻き込まれる中高生の数が増えている状況を踏まえ、パソコンやスマートフォン等から簡単に得ることのできるインターネット上の「有害情報」、健康を害する「酒類・たばこ」は、依然としてこどもの身近なところにあり、こどもの性的な逸脱行為、非行、犯罪を助長するなど健全な成長を阻害する要因となっています。

家庭、学校、地域社会はもとより、関係事業者、青少年に関わる各種団体、警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携を図りながら、情報モラル教育のより一層な推進が必要です。

【施策の取組内容】

施 策	(1)情報モラル教育の推進 (担当課:社会教育課、学校教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	① 児童・生徒に対する情報モラル教育を進めるとともに、保護者による利用制限等家庭でのインターネットやゲームに対するルールづくりの啓発に努めます。 ② 保護者・学校・警察と連携し、児童・生徒の問題行動の早期発見・早期対応を図り、非行の未然防止に取り組みます。

＜基本目標4＞ 子育てを支援する生活環境の整備

施策目標4-1

良質な住宅の確保

【施策目標に対する現状と課題】

市営住宅は、低廉な家賃での住宅提供を趣旨とするため、民間住宅と比べニーズに合わなくなった間取りの部屋に継続して入居している事例がみられます。

【施策の取組内容】

施 策	(1)ファミリー向け賃貸住宅の確保 (担当課:建設課)
施 策 内 容	市営住宅の一部を子育て世帯に対応した住宅として整備し、若者の定住促進に努めます。

施策目標4-2

良好な居住環境の確保

【施策目標に対する現状と課題】

子育て世代を応援・支援するため、時代に合った住居環境を検討する必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)子育て支援施設などと近接した住宅の確保 (担当課:建設課)
施 策 内 容	学校区に配慮し、通園・通学が容易な一部の市営住宅を子育て世代に対応した住宅として整備することを推進します。

施策目標4-3

安全な道路交通環境の整備

【施策目標に対する現状と課題】

こどもに対する交通安全の確保として、教育施設付近の主要な道路において、計画的な歩道整備の必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)道路・交通整備 (担当課:総務課、建設課、学校教育課)
施 策 内 容	警察署、交通安全協会及び自治会等と連携し、効果的な事故防止対策に取り組みます。また、県等と連携し、歩行者に優しい歩道の整備に努めます。

施策目標4-4**安心して外出できる環境の整備****【施策目標に対する現状と課題】**

こどもが楽しく安全に遊び、生活できるような公園や身近な遊び場の整備に継続して努める必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)公園・商業・観光施設などの環境整備 (担当課:建設課、商工観光課)
施 策 内 容	都市公園については、公園施設寿命化計画に基づいて、今後も計画的な維持管理に努めるとともに、遊具の更新を検討します。観光施設については、トイレ改修や遊歩道の整備等環境整備に努めます。

施策目標4-5**安全・安心なまちづくりの推進****【施策目標に対する現状と課題】**

こどもが安心して楽しく遊べる場所の確保と、犯罪などの被害に遭わないようなまちづくりを進めるために、道路・公園等の公共施設及び防犯設備などのより一層の充実を図る必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)通学路の防犯強化・防犯設備などの整備 (担当課:建設課、総務課、学校教育課)
施 策 内 容	各地域へ防犯灯の設置を呼びかけ、必要な箇所への新規設置を行っていきます。また、関係機関と連携し、防犯設備の定期的な点検も行えるよう努めます。

【施策目標に対する現状と課題】

環境美化に取り組む運動は、子どもたちにとって地域を身近に感じる活動です。ごみ分別やごみの減量化及び美化活動を行うことで、子どもたちの故郷に対する郷土愛を育てると同時に、活動を通じた地域ぐるみの「子育て意識」を高めていく必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)ごみの減量化推進 (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	ごみの減量を図るため、3R(スリーアール)運動やレジ袋削減運動(3R にプラスして4R(Refuse 断る))、食品ロス削減の取り組みについて、市報・ホームページ等を通じて啓発活動を行います。同時に環境美化に取り組む運動を各団体へ推進し、美化活動に努めます。

施 策	(2)リサイクルへの取り組み (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	缶、ビン、ペットボトルなど、リサイクル対象品については以前からリサイクルの推進を行っているところですが、不法投棄による環境破壊問題や海洋ごみ(マイクロプラスチック等)問題など、未来を担う子どもたち自身の大きな問題であることを認識してもらうための啓発活動を行っていきます。

施 策	(3)子ども用品などのリサイクル (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	民間活力を活用したフリーマーケット等の事業の情報提供に努めます。

施 策	(4)地球温暖化防止対策の実施 (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	豊後大野市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減、緑のカーテン運動、ごみの減量化推進に努めます。

施 策	(5)ごみ分別の推進 (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	豊かで快適なうるおいのある生活環境の創造のために、循環型社会を形成し、ごみ分別の意義を考えるきっかけとなるよう各小中学校に推進します。

＜基本目標5＞ 職業生活と家庭生活の両立の推進等

施策目標5-1

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のための 広報・啓発

【施策目標に対する現状と課題】

男女がともに働き、ともに子育てをする家庭が増加する中、子育て支援においても、企業の果たすべき役割が求められ、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業制度をはじめ労働時間の短縮や弾力化、妊産婦の健康管理の充実など、仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境や条件の整備を推進することが求められます。

【施策の取組内容】

施 策	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (担当課:商工観光課、子育て支援課、人権・部落差別解消推進課)
施 策 内 容	社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進するとともに、事業所内の機運を高めるよう啓発活動や情報提供に努めます。
施 策	(2)家庭における男女共同参画の推進 (担当課:子育て支援課、人権・部落差別解消推進課)
施 策 内 容	働き方の見直しや家事・育児に対する男性の意識改革を図り、家庭における男女の育児参加について、広報誌や男女共同参画に関する講座等により、啓発に努めます。
施 策	(3)育児休業についての推進 (担当課:人権・部落差別解消推進課、商工観光課)
施 策 内 容	事業所などに対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知に努めます。 また、国・県・関係機関と連携を図りながら、事業主・労働者双方の共通理解を促進するための広報・啓発に努めます。

施策目標5-2**仕事と子育ての両立支援のための基盤整備・子育て支援の展開****【施策目標に対する現状と課題】**

急速な少子高齢化に伴い、稼働人口が減少している現状に対応するため、女性の労働力は必要不可欠な原動力となっており、女性の仕事と家庭の両立は進みつつあります。

一方、男性の場合は、企業等においては職場最優先の意識風土が根強く、育児休業が取りづらい環境があり、両立の妨げになっています。

【施策の取組内容】

施 策	(1)再就職支援対策 (担当課:商工観光課)
施 策 内 容	ハローワークなどの関係機関との情報交換を定期的に行い、再就職を望む方々からの様々な相談に対応するとともに、スムーズな情報提供に努めます。
施 策	(2)女性の就業支援 (担当課:人権・部落差別解消推進課)
施 策 内 容	女性の就業支援対策として、活躍する女性の講話や就業支援に関する講座を開催していますが、今後も継続して開催に努めます。

＜基本目標6＞ こどもまんなかまちづくり推進のための安全の確保

施策目標6-1

こどもの交通安全を確保するための活動の推進

【施策目標に対する現状と課題】

こどもを交通事故から守るため、各校区に交通安全指導員を配置し、登校(園)時の交通安全指導を実施していますが、各校区における指導員の適正配置が課題となっています。認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等で、こどもの発達段階に応じた交通安全教室を開催し、交通ルールやマナー等交通安全意識の習得に努めていきます。

【施策の取組内容】

施 策	(1)交通安全意識の醸成 (担当課:総務課)
施 策 内 容	交通安全協会豊後大野支部や関係機関・団体と連携しながら、啓発活動等を継続的に実施します。 また、交通安全や防犯について関心を持ち、自ら考えてもらうための取り組みとして、「豊後大野市安全で住みよいまちづくり推進大会」の開催を支援し、関係機関が積極的に参加するよう呼びかけます。
施 策	(2)安全(通学路)マップ作成への協力 (担当課:総務課、学校教育課)
施 策 内 容	豊後大野警察署と連携し、交通事故や声かけ事案の発生場所などの必要な情報を積極的に提供し、各小学校の安全(通学路)マップの作成に協力していきます。 また、「まもめーる」や「学校安心メール」への登録と「みんなの事故防止マップ」の利用促進を図ります。
施 策	(3)登下校時等の安全確保 (担当課:総務課、学校教育課、建設課、子育て支援課)
施 策 内 容	① こどもたちが安全に登下校できるよう、地域とスクールガードが連携し、見守り活動を推進します。 ② 通学路及び認定こども園、保育所、幼稚園等の散歩コースの安全点検を定期的に行い、関係機関で情報共有・改善を図ります。
施 策	(4)チャイルドシートの着用の普及啓発 (担当課:総務課、子育て支援課)
施 策 内 容	チャイルドシートの正しい着用の徹底を交通安全運動の重点に掲げ、関係機関・団体と連携して普及・啓発活動を行うとともに、市内各認定こども園・保育所・幼稚園等で開催する交通安全教室でもチャイルドシート着用の効果や方法について周知し、普及・啓発に努めます。

【施策目標に対する現状と課題】

急速な都市化・核家族化の進展等によりこどもを取り巻く社会環境も変化し、こどもを狙った犯罪が全国的に年々増加しています。特に、登下校中に被害に遭うケースが多いため、警察・学校・地域・家庭が連携した対策が必要です。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)こどもを守る豊後大野市ホットラインの活用 (担当課:学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>こどもを守る豊後大野市ホットラインを活用し、不審者情報について警察やこどもが関係する施設と情報共有を行います。</p>
<p>施 策</p>	<p>(2)安全安心パトロール隊の組織拡大 (担当課:総務課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>防犯ボランティア活動を担ってきた防犯パトロール隊の高齢化が進む中、存続のためにこどものいる保護者の積極的な参加体制の構築に努めます。誰もが参加できる防犯活動が、自主防犯パトロールの基本であり、安全安心なまちづくりを実現するためには一部のボランティアや組織に頼るだけでなく、こども連絡所などを中心に地域ぐるみでこどもを見守り、防犯の目を光らせることが重要です。 今後も、豊後大野市防犯協会を中心に警察署等の関係機関や地域住民で構成する関係団体と連携して、不足する担い手の確保とともに普及・啓発に努めます。</p>
<p>施 策</p>	<p>(3)「こども連絡所」などの防犯ボランティア活動支援 (担当課:学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>こどもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「こども連絡所」を各小学校、中学校が中心となり、PTA・商業施設・金融機関などと連携し拡充に努めます。</p>

施策目標6-3

被害に遭ったこどもの保護の推進

【施策目標に対する現状と課題】

犯罪やいじめ、児童虐待等の被害に遭ったこどもやその家族に対し、心身のケアや声かけ等により見守りや支援を行うとともに、関係機関の専門家による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的・継続的な支援が必要です。

【施策の取組内容】

施 策	(1)被害に遭ったこどものサポート体制の整備 (担当課:学校教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	いじめや虐待等の被害に遭ったこどもやその保護者に対し、関係機関や専門家等と連携をとりながら、相談事業・カウンセリングを実施するなど、心のケアにきめ細やかな支援を行います。 また、スクールカウンセラーを配置するとともに、ボランティアのサポート体制の構築など、地域全体での声かけや見守りなど地域ぐるみでの支援を推進します。

施策目標6-4

防災意識の向上に向けた取り組みの推進

【施策目標に対する現状と課題】

地震や風水害などの自然災害の発生を防ぐことはできませんが、災害による被害は日頃からの備えによって減らすことができます。いざというときに備えて、基本的な知識や災害発生時の対処方法について、知っておく必要があります。

防災教育においては、こどもたちが災害時の助け合いの重要性を理解し、地域と共同した防災訓練等へ主体的に参加できるよう、取り組みを進めていきます。また、教職員等の危機管理意識の醸成と、こどもへの防災教育の充実を図る必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)小・中学校における防災教育の充実 (担当課:総務課、学校教育課)
施 策 内 容	① 小・中学校において、防災教室等の各種行事や避難訓練等を通じて、こどもの防災意識の向上を図るための取り組みを充実させるとともに、研修等により教職員等の危機管理意識の醸成を図ります。 ② 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内の学校等においては、避難場所及び避難経路の選定や避難訓練等について、専門家の助言を受けながら、支援体制を構築します。

＜基本目標7＞ きめ細やかな対応が必要なこどもへの支援の推進

施策目標7-1

児童虐待防止対策の充実

【施策目標に対する現状と課題】

虐待の背景には、家族間の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どこの家庭でも起こりうることとされています。

児童虐待防止に向け、子育て世帯が孤立しないよう、食事提供等により支援を必要とするこどもを把握し、見守り強化を図ります。

虐待の未然防止をはじめ、虐待を受けたこどもや虐待の疑いがあるこどもの早期発見・早期対応等を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察等の関係機関との情報共有や連携をさらに強化することが必要です。

【施策の取組内容】

施 策	(1)要保護児童対策地域協議会を活用した相談体制の強化・早期発見、早期対応 (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	児童等に対する支援体制として、関係機関の代表者で構成する「要保護児童対策地域協議会」で情報共有し、連携して対応します。 また、この協議会の下部組織として、毎月児童相談所等との実務者会議や、支所ごとの個別支援会議でも情報共有し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応に努めるとともに、要保護児童及びその家族への迅速な支援に努めます。 「こども家庭センターきらきら☆」では、こどもとその家庭や妊産婦等を対象とし、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働により、児童虐待の発生防止等のため、必要な支援を行います。 また、関係機関と連携し適切な支援につなげられるよう、職員配置など体制を強化し、こども家庭支援全般にかかる業務、要支援児童及び要保護児童等への支援業務、その他必要な支援を一体的に実施します。

施策目標7-2

ひとり親家庭への自立支援

【施策目標に対する現状と課題】

ひとり親家庭が増加している中で、こどもの健全な育成を図るためには、きめ細やかな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。ひとり親家庭の母または父等の就業に向けた資格取得を支援するため、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所や県等と連携し、効果的に行う体制づくりに努めます。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)ひとり親家庭に対する相談体制の充実 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>母子・父子自立支援員をひとり親家庭からのワンストップ相談窓口として配置し、ひとり親家庭や寡婦の子育てや生活、就業等に関する相談に対応するとともに、様々な経済的支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。</p>
<p>施 策</p>	<p>(2)自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金事業 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>ひとり親家庭の母または父の経済的な自立を支援するため、就業に結びつく資格を取得するにあたり、当該資格にかかる養成訓練の受講期間に給付金を支給するなどの就業支援に取り組みます。保護者の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p>(3)母子・父子自立支援プログラム策定事業 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>ひとり親家庭の母または父を対象に、その自立を促進するため、個々のケースの状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細やかな自立・就労支援のフォローを行います。</p>
<p>施 策</p>	<p>(4)母子父子寡婦福祉資金の貸付け (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>母子・父子及び寡婦世帯の経済的自立と、こどもの福祉向上のため、修学資金、就学支度資金や技能取得資金など各種資金を貸し付けます。</p>
<p>施 策</p>	<p>(5)児童扶養手当の支給 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>父または母と生計を同じくしていない児童の養育者に対し、手当を支給することにより、児童を育成する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p>(6)ひとり親家庭医療費の助成 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>母子・父子家庭及び父母のいない児童が保険診療した医療費の自己負担額を一部助成し、その健康保持及び生活の安定と福祉の向上を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p>(7)地域のこども生活支援強化事業 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>支援が必要なこどもを早期に発見し、困難を抱えるこどもたちに対し、地域にある公共施設等を活用し、食事や学習機会の提供を行います。</p>

【施策目標に対する現状と課題】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等がともに社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりを目指しています。発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導等を通じて、発達障がいへの理解を深めることが必要です。

また、障がいのある子どもとふれあい、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい知識と理解を深める啓発を行うことが必要です。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)障がいのある子どもへの支援施策の充実 (担当課:社会福祉課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>障がいのある子どもや支援を必要とする子どもとその家族が、地域で安心して生活できるように児童発達支援、放課後等デイサービスをはじめ、障がいのある子どもへ様々な福祉サービスを提供し、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取り組みや、各種相談体制の充実に努めます。 また、国の基本方針に基づく地域生活支援拠点等の面的整備により、関係機関が連携し、安心して暮らせる体制等に努めます。</p>
<p>施 策</p>	<p>(2)認定こども園・保育所・幼稚園・放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】等への障がいのある子どもの受入れの推進 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>障がいのある子どもを担当する保育士等または放課後児童支援員等を配置している認定こども園・保育所・幼稚園・児童クラブ等に対して助成を実施することにより、障がいのある子どもの受入れを推進します。</p>
<p>施 策</p>	<p>(3)幼稚園・小学校・中学校における特別支援教育 (担当課:学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対し実態に応じて援助員などを配置するとともに、教職員などへの研修を実施し、資質向上を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p>(4)支援が必要な子どもに対する支援ファイルの活用 (担当課:学校教育課、子育て支援課、社会福祉課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>支援ファイル「そだちのアルバム」を介して支援が必要な子どもと家族に関わる関係機関が情報を共有し、連携を深めることで、子どもの個に応じた一貫した支援ができるよう努めます。</p>

施 策	(5)特別支援教育就学奨励事業 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者へ就学にかかる経費を助成し、保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の振興を図ります。

施 策	(6)特別児童扶養手当・障がい児福祉手当の支給 (担当課:子育て支援課、社会福祉課)
施 策 内 容	精神またはからだに障がいのある児童について、福祉の増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給します。 また、在宅重度障がい児に対し、その重度障がいのために生じる特別な負担の手助けとして障がい児福祉手当を支給し、福祉の増進を図ります。

施 策	(7)社会福祉についての理解と関心を高める取り組み (担当課:社会教育課、社会福祉課)
施 策 内 容	放課後チャレンジ教室等において、子どもたちが手話や車いすなどを体験することで、社会福祉についての理解と関心を高め、学ぶ機会が持てるよう努めます。

施策目標7-4	在住外国人の親と子どもへの支援
---------	-----------------

【施策目標に対する現状と課題】

市内に在住している外国人の親とその子どもが、安心して子育てや生活できるよう支援する必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)在住外国人の親と子どもへのサポート体制 (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	在住外国人のための保健・医療・教育などの整備や、地域社会の中でともに生活できる環境整備に努めるとともに、関係機関と協力しながら、いつでもサポートできる体制づくりに努めます。

【施策目標に対する現状と課題】

医療的ケア児は、2021(令和 3)年度時点で全国に約2万人以上いると推計され、2011(平成23)年度と比べると約 1.36 倍に増えています。医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどもの数は全国的に増加傾向にあります。

こうした状況の中、2021(令和 3)年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援について法令上明確にされました。

この法律では、基本理念の1つに医療的ケア児が医療的ケア児でない児童とともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に関する支援が行われることが掲げられ、また、保育・教育を行う体制の拡充等についても明記されており、国、地方公共団体等はこれらの体制の拡充のため、保育所、学校等に対する支援等の措置を講ずることとされています。

本市においても、今後、こうした法律の趣旨を十分に踏まえ、保育・教育にかかる体制整備について、医療、福祉、保健等の各分野との連携をとりつつ、様々な機会にこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげます。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)医療的ケア児等への支援体制の構築 (担当課:子育て支援課、市民生活課、社会福祉課、学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>医療的ケア児等に対する支援の調整を適切に行う人材を養成するため、県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修に保健師や相談支援専門員が参加し、相談できる身近な相手として、訪問や電話による相談に応じるなど、保護者とともに医療的ケア児の成長発達を見守り、保護者の精神的負担の軽減に努めます。 また、入所・入学に伴いニーズの把握に努めるとともに、医療的ケア児等の受入れができる児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び短期入所事業所の整備に向けて、県、近隣市等と連携し、医療機関等への働きかけを行います。</p>

【施策目標に対する現状と課題】

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体の課題です。「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であるとともに、どの学校にも、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、これまで、「いじめを生まない学級・学校づくり」を基本として、いじめの未然防止と早期対応に力を入れるいじめ対策を充実させてきました。

「豊後大野市いじめ防止基本方針」の実践により、いじめを見逃さない教育体制や社会のつながり、早期対応・解決に向けた関係機関の連携強化が必要です。

また、不登校児童生徒数は年々増加しています。このような状況の中、2016(平成 28)年に「教育機会確保法」が制定されました。不登校自体は問題行動ではないとされ、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、不登校児童生徒に対する支援を行うことが求められています。

【施策の取組内容】

施 策	(1)いじめ・不登校の子どもへの切れ目のない支援事業 (担当課:学校教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門家を配置し、保護者や教職員以外の大人に、子どもの気持ちに寄り添った相談ができる環境を整備します。 ② 学校は、教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行います。 ③ 地域で、いじめ等の兆候を感じたときは、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携して防止に努めます。 ④ 学校内で定期的なチーム会議を行い、いじめの予防や早期発見、早期対応に取り組めます。

施 策	(2)不登校やひきこもりの状態にある子どもへの支援 (担当課:学校教育課、子育て支援課、社会福祉課)
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門家を配置し、保護者や教職員以外の大人に、子どもの気持ちに寄り添った相談ができる環境を整備します。 ② 不登校やひきこもりの状態にある子ども及びその家庭に対する支援を、専門機関との連携や、県等の相談機能の活用により推進します。 ③ 学校内で定期的なチーム会議を行い、不登校の予防や早期発見、早期対応に取り組めます。

【施策目標に対する現状と課題】

ヤングケアラーとは法律上の定義はありませんが、「本来は大人がやるべき家事や家族の世話(ケア)を日常的に行っている18歳未満の子ども」のことを指します。

子ども自身が自分の家庭状況が当たり前だと思い、ヤングケアラーであることに無自覚です。そのため、周囲も確信が持てず、早期発見と把握が難しいことがあげられます。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題とつながっていることが多いため、学校側が踏み込みにくい側面があります。

また、親も子どもによる世話を当たり前だと思っていたり、教育方針やしつけと主張したりと理解が進んでいないことも原因の一つです。支援につなぐための窓口が明確ではなく、多くの場合どこに相談すればいいかわからないケースが見受けられます。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)要保護児童対策地域協議会との連携【新規】 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>支援・保護の必要な子どもの早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会においては、関係機関で子どもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応しています。 支援を必要とするヤングケアラーを早期に発見し具体的な支援につなげるため、当協議会の中で共有すべき情報として関係機関で支援等について検討し、支援体制の強化を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p>(2)子育て世帯訪問支援事業 (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>家事・子育て等に対して不安や負担を抱えたヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事や子育てについての支援を実施します</p>

＜基本目標 8＞ こどもの貧困対策の推進 (豊後大野市子どもの貧困対策推進計画)

施策目標8-1

こどもの居場所づくり推進【新規】

【施策目標に対する現状と課題】

我が国のこどもの貧困率は、2022(令和4)年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると11.5%と依然高い数値を示しており、子ども及び子育て世帯の経済格差はこどもの教育格差にもつながっています。2022(令和4)年4月に施行された「子ども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会「子どもまんなか社会」の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。また、2023(令和5)年12月22日に子ども基本法に基づき閣議決定された子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」では、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことを一つの柱としています。

本市は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びこどもの権利が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

【施策の取組内容】

施 策	(1)こどもの居場所づくり推進事業【新規】 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	こどもの居場所づくりに取り組む団体間の交流及び行政との情報共有を図ります。また、子ども食堂等への補助事業による財政的支援や、学習支援機能強化を行い、こどもの居場所の安定的運営及び広報活動を支援します。
施 策	(2)児童育成支援拠点 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	養育環境に課題を抱える児童や、学校に居場所のない児童等に対し、こどもの居場所となる拠点を開設し、食事の提供や生活習慣の形成指導、学習支援を行います。

【施策目標に対する現状と課題】

国の大綱では、当面の重点施策として「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを支援の柱としており、それぞれの支援体制の確立の必要があります。

本市では、国や県と連携を図りながら、「こどもの貧困」の基本的な視点をもとに、経済的支援を含めた「学習の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」を重点施策に設定し、子どもたちの健やかな育ちと子育て支援の充実を図ります。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)学習の支援 (担当課:学校教育課、子育て支援課、社会福祉課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>家庭の状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべてのこどもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、地域の発展にもつながることから、環境の整備や支援体制の充実を図ります。</p> <p>① 学校を貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカーが機能する取り組みを進め、福祉部門や放課後児童クラブ等と連携し、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の充実を図ります。</p> <p>② 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、こどもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図ります。</p> <p>③ 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮者世帯のこどもを対象に、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。</p>
<p>施 策</p>	<p>(2)生活の支援 (担当課:社会福祉課、子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>貧困の状況にある家庭やこどもは、様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことがあります。このような状況に陥ることのないよう、生活の安定に資するための支援を実施します。</p> <p>① こどもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要であることから、「こども家庭センターきらきら☆」において相談支援の充実を図ります。</p> <p>② 孤立した育児とならないよう、保護者とこどもが気軽に集い、相互に交流したり不安や悩みを相談したりできる子育て支援センターなどの居場所づくりの支援をします。</p> <p>③ 生活保護法や生活困窮者自立支援法等により施策を推進します。</p> <p>④ ひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援をワンストップで提供する体制を整備します。</p> <p>⑤ 子育て世帯訪問支援事業による育児・家事援助等の生活支援を推進します。</p>

施 策	(3)保護者に対する就労の支援 (担当課:社会福祉課、子育て支援課)
施 策 内 容	保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を実施します。 ① 生活困窮者等への就労支援については、関係機関と連携し、状況にあったきめ細やかな支援を実施します。 ② 高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

施策目標8-3	地域ネットワークづくりの推進
----------------	-----------------------

【施策目標に対する現状と課題】

悩みを抱える子どもたちを支援するため、「こども家庭センターきらきら☆」を中心に様々な連携機関とネットワークを持ち、困りの早期発見、早期対応をしていく必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)地域ネットワークづくりの推進 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	① 「こども家庭センターきらきら☆」は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をします。妊娠届、乳幼児健康診査、乳児全戸訪問などを通じて情報を把握し、早期に困り事を発見し支援へつなぎます。 ② 市内にあるこども食堂のネットワークの支援をします。 ③ こども食堂の立ち上げ等の支援をします。

施策目標8-4	人材の育成
----------------	--------------

【施策目標に対する現状と課題】

学習支援や生活支援の支援者との出会いは、こどもの学習や将来への意欲を高めるために、重要な場面であることから、信頼できる人材の起用が必要です。理解ある支援者の確保が課題となります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)人材の育成 (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	子どもたちを支援していくためには、多様な地域住民の参画が必要となります。チャレンジ教室、放課後児童クラブや子ども食堂など、子どもたちと地域住民の関わりが、信頼できる大人との出会いとなるように、支援者に研修の場を提供します。



第5章
子ども・子育て支援法にかかる
事業計画(第3期)



第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画(第3期)

1 子ども・子育て支援制度

(1)国の制度のポイント

2012(平成24)年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」が制定され、この法律と関連法に基づき、2015(平成27)年4月から新しい子育て支援の仕組みがスタートしました。この仕組みの中で、子育てをめぐる現状において下記の3点が課題であるとして示されています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

制度の趣旨と主なポイントは下記のとおりです。

【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

【主なポイント】

- ①認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設し財政的支援を一本化
- ②認定こども園制度を改善し、「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子育て支援(「地域子ども・子育て支援事業」)を充実
- ④基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥制度ごとにバラバラであった政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置、2023(令和5年)4月よりこども家庭庁に統合)
- ⑦国に子ども・子育て会議を設置し、市町村等にも地方版子ども・子育て会議を設置

(2)こどものための教育・保育給付(施設型給付費・地域型保育給付費)の内容

幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。給付は「施設型給付費」と「地域型保育給付費」に分かれます。

■施設型給付費

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

■地域型保育給付費

市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

(3)子育てのための施設等利用給付(施設等利用費)の内容

こどものための教育・保育給付の対象でない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、以下の支給要件を満たしたこどもが利用した際に要する費用を支給します。

【支給要件】

- ・保育の必要性のない満3歳以上のこども
(こどものための教育・保育給付の対象でない幼稚園等で教育時間のみを利用するこども)
- ・満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しているこどもから満6歳まで
(小学校就学前まで)のこどもであって、保育の必要性があるこども
- ・満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもかつ世帯が市民税非課税世帯に該当し、保育の必要性があるこども

(4)地域子ども・子育て支援事業の内容

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められており、各市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

(5)仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業等)の内容

企業主導型保育事業は、2016(平成28)年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度です。国が主体となつて行う事業で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行います。

また、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のほか、地域の住民等が利用する『地域枠』(総定員の50%以内)を設けて運営することも可能です。

(6)子ども・子育て支援制度における認定こども園・幼稚園・保育所等の利用の流れ

子ども・子育て支援制度では、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が、「3つの認定区分」に応じて決まります。施設などの利用にあたって、保護者には利用のための「認定」を受ける必要があります。

■ 施設ごとの認定区分は、以下とおりに対応しています。

利用先	施設の内容	認定区分
幼稚園	幼児の心身の発達のために、教育及び保育を行います。	1号
認定こども園	幼稚園と保育園の機能を兼ね備えた教育及び保育を行います。	1号 2号 3号
保育所(園)	共働きなど家庭で保育が困難なこどもの教育及び保育を行います。	2号 3号
地域型保育 (事業所内保育事業)	事業所の保育施設で、従業員のこどもと家庭で保育が困難なこどもの教育及び保育を行います。	3号

■ 認定基準：保育の必要性の認定にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

事由	① 就労
	フルタイムのほか、パートタイムや夜間の就労など、基本的にすべての就労。
区分	② 就労以外の事由
	保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の看護等、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が定める事由。
優先利用	① 保育標準時間
	両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり11時間までの利用に対応。(現行の11時間の開所時間に相当)
優先利用	② 保育短時間
	両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり8時間までの利用に対応。(本市では、就労の下限時間を64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等。

2 子ども・子育て支援法にかかる子ども・子育て支援事業計画について

(1) 子ども・子育て支援事業計画の作成と事業の計画的な実施について

基本指針では、「市町村は、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握したうえで、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。」とされています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

基本指針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握について下記のとおり記されています。

【現状の分析】

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、さらにこどもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

【現在の利用状況及び利用希望の把握】

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業または親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）については、市町村は必要に応じて児童福祉法第二十一条の十八第一項に規定する利用の勧奨及び支援（以下「利用勧奨」という。）並びに同条第二項に規定する支援の提供（以下「利用措置」という。）を行うこととされていることから、家庭支援事業の量の見込みの推計にあたっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案すること。

(3)各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2024(令和6)年3月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の手順に沿って算出し推計することを基本としつつ、本市の利用実績数値と比較するなどの検証を行い、利用実績と大きくかけ離れるものについては利用実績に基づき、対象となることものの数の推移の見込みや利用意向の推移を勘案して独自の算出方法により推計しました。

(4)量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」については、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計が必要となります。

○推計方法

人口推計を行うにあたり、主な方法として「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類があります。ここでいう「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。

今回の人口推計にあたっては、近い過去に特殊な人口変動(土地区画整理事業や大規模な災害等)はなく、計画期間である2025(令和7)年度から令和2029(令和11)年度においても、現時点では特殊な人口変動が起きるとは考えられないため、前回の第2期計画でも、採用した方法「コーホート変化率法※」を採用するものとします。

推計人口は、住民基本台帳人口(外国人登録人口含む)の実績を用いて、コーホート変化率法で算出しました。コーホート変化率及び出生率は、直近の数値としています。

※コーホート変化率法

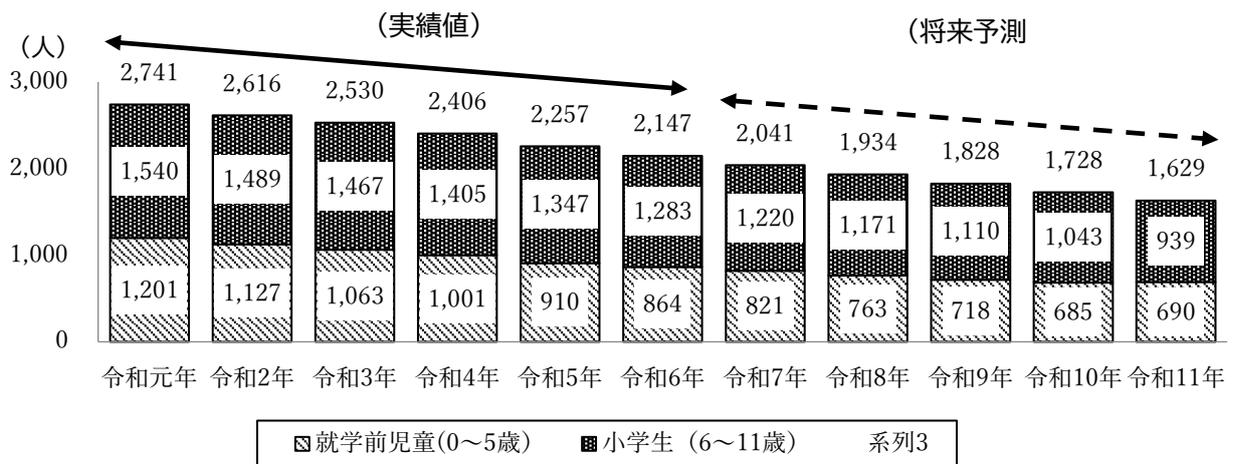
各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。基準人口の増減を出生と死亡、転出入を含めた、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、推移を算出していきます。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

(5)量の見込みの算出にあたり用いる推計児童人口(0歳～11歳)

本市の「就学前児童人口」は、実績値で2019(令和元)年の1,201人から2024(令和6)年には864人と、337人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では、今後5年間も減少傾向で推移し、計画期間最終年の2029(令和11)年には690人になると予想されます。

「小学生児童人口」も、実績値で2019(令和元)年の1,540人から減少傾向で推移し、2024(令和6)年には1,283人と257人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では、今後5年間も就学前児童と同様に減少傾向で推移し、計画期間最終年の2029(令和11)年には939人になると予想されます。



令和元年～令和6年は、住民基本台帳による人口実績
令和7年～令和11年は、コーホート変化率法による人口推計

本見込み量算出に使用する本市の将来の児童推計人口は、下記のとおりです。

(単位：人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	115	110	108	106	100
1歳	122	116	111	109	107
2歳	100	126	120	115	113
3歳	147	103	129	123	118
4歳	161	147	103	129	123
5歳	176	161	147	103	129
6歳	170	180	164	150	105
7歳	179	169	179	163	149
8歳	207	178	168	178	162
9歳	216	208	179	169	179
10歳	223	215	207	178	168
11歳	225	221	213	205	176

3 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。」としています。

本市においては、教育・保育提供区域の設定は1区域(市全域)とします。

■ 教育・保育提供区域

	対象事業	提供区域
教育・保育	1号 教育施設(幼稚園・認定こども園)	1区域 (市全域)
	2・3号 保育施設(保育所・認定こども園)	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 一時預かり事業(幼稚園型以外・幼稚園型)	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児・病後児保育事業	
	⑪ 放課後児童健全育成事業	
	⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	⑭ 子育て世帯訪問支援事業	
	⑮ 児童育成支援拠点事業	
	⑯ 親子関係形成支援事業	
⑰ 産後ケア事業		
⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		

4 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5か年における教育・保育の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)を算出するとともに、それに対応する「確保方策」(量の見込みに対応する整備量と実施時期)を定めます。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2024(令和6)年3月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の手順に沿って算出し推計することを基本としつつ、本市の利用実績数値と比較するなどの検証を行い、利用実績と大きくかけ離れるものについては利用実績に基づき、対象となるこどもの数の推移の見込みや利用意向の推移を勘案して独自の算出方法により推計しました。

《令和7年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
教育を希望	左記以外					
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		74	408	87	159	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
保提供数の合計(B)		116	393	86	250	
差異(B-A)		42	△15	△1	91	

《令和 8 年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		63	346	83	174	
確保 提供 数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	保提供数の合計(B)		116	393	86	250
差異(B-A)		53	47	3	76	

《令和 9 年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		58	319	82	167	
確保 提供 数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	保提供数の合計(B)		116	393	86	250
差異(B-A)		58	74	4	83	

《令和 10 年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		54	299	80	161	
確保 提供 数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	保提供数の合計(B)		116	393	86	250
差異(B-A)		62	94	6	89	

《令和 11 年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		57	312	76	159	
確保 提供 数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	保提供数の合計(B)		116	393	86	250
差異(B-A)		59	81	10	91	

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画における量の見込みについては、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」(2014(平成26)年1月)及び「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(2024(令和6)年10月)及び地域子ども・子育て支援事業の実績値に基づいて算出しています。

(1)利用者支援事業

《事業内容》

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業です。

また、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築します。

《実績》※R6年度は見込み

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型 ※R6からこども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

《確保策に対する考え方》

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に向けて、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、地域における保健・医療・福祉の行政機関等に対して利用者支援事業の周知等を図り、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:か所

【特定型】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

単位:か所

【こども家庭センター型】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2)地域子育て支援拠点事業【子育て支援センター】

《事業内容》

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

《実績》※R6年度は見込み

単位：延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	8,933人	8,867人	8,932人	8,097人	9,291人
か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

《確保策に対する考え方》

市報やホームページ、電子母子手帳アプリ「きらきら☆ぼし☆」やケーブルテレビ等での広報、講習会の実施や地域との連携により、子育て支援の強化を図ります。保健師や臨床心理士、栄養士等乳幼児の子育て世代に関わる行政職員をはじめ、地域の認定こども園、保育所(園)、民生委員・主任児童委員との関係を密接にし、子育ての悩みなどを解消し、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター等の情報提供に努めます。

また、2020(令和2)年度4月から三重ふれあい児童館において連携型地域子育て支援拠点を併設し、親子が集う場の提供を拡大しています。認知度を向上させ、これまで利用したことがない方も気軽に利用できるよう活動内容の情報発信にも努めます。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,161人	8,129人	7,761人	7,444人	7,118人
	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
確保方策	12,000人	12,000人	12,000人	12,000人	12,000人
	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

(3)妊婦健康診査事業

《事業内容》

安心・安全な出産のために必要とされる妊娠中の定期的な健康診査(14回程度)にかかる検査費用について、妊婦の健康管理の充実・把握及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査にかかる費用を助成します。

《実績》※R6年度は見込み

単位：母子手帳交付数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子手帳の交付数	150人	118人	100人	107人	98人

《確保策に対する考え方》

妊娠早期の妊娠届出を促進し、妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図るうえで定期的な健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対して周知・広報に努めます。妊婦健康診査を実施する産科医療機関等と連携体制を構築し、支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めます。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：母子手帳交付数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	98人	95人	92人	89人	86人
確保方策	健診回数：14回 実施場所：県内医療機関（県外でも対応可能だが要相談） 実施時期：妊娠期間				

(4)乳児家庭全戸訪問事業

《事業内容》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行います。

《実績》※R6年度は見込み

単位：家庭訪問件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭訪問件数	154件	131件	116件	125件	112件

《確保策に対する考え方》

母子健康手帳交付や転入手続き等の行政窓口や産科医療機関の協力を得て、本事業の周知を徹底し、ペリネイタルビジット事業(育児等保健指導)と連携することで、育児不安を解消し、出産・育児を一連の流れとして捉え、子育て支援が受けられるような体制の強化を図っていきます。

また、全戸訪問の同意を得られない方には、「こども家庭センターきらきら☆」にて乳児及びその保護者の状況把握に努めていきます。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：家庭訪問件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	113件	110件	107件	104件	101件
確保方策	実施場所：豊後大野市 実施体制：保健師、愛育会員、主任児童委員等				

(5)養育支援訪問事業

《事業内容》

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、子育てに不安や孤立感を抱える家庭や、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭などに対し、その養育が適切に行われるよう、保健師等が家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他養育技術の提供等のための支援を行います。

《実績》※R6年度は見込み

単位：家庭訪問延べ件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭訪問延べ件数	88件	135件	125件	121件	80件

《確保策に対する考え方》

様々な事情により孤立感を抱える家庭、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、食事・衣服・生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等に対して、関係機関で情報提供・状況把握をしながら、養育環境の維持及び改善・家庭の養育力の向上を目指して、専門的な相談支援に努めます。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：家庭訪問延べ件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	102件	99件	96件	93件	90件
確保方策	実施期間：豊後大野市 専門的相談支援：保健師、助産師、看護師、保育士等				

(6)子育て短期支援事業

《事業内容》

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合など、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

《実績》※R6年度は見込み

単位：延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	63人	83人	241人	216人	199人

《確保策に対する考え方》

家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、実施施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図ります。ファミリーホームや里親など実施施設を開拓します。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	198人	186人	175人	166人	162人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(7)ファミリー・サポート・センター事業

《事業内容》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、「子育ての手助けをしてほしい人(よろしく会員)」と「子育てのお手伝いができる人(まかせて会員)」との相互援助を行います。

《実績》※R6年度は見込み

単位:延べ預かり人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ預かり人数	58人	75人	68人	75人	70人

《確保策に対する考え方》

窓口や広報などで事業を広く周知するとともに、情報誌を作成し教育・保育施設等に配布し効率化を図ります。また、よろしく会員並びにまかせて会員の会員数の増加に努めていきます。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:延べ預かり人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	69人	65人	61人	58人	57人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人

(8—1)一時預かり事業(一時保育:未在籍園児対象)

《事業内容》

認定こども園・保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、認定こども園・保育所等において児童を一時的に預かります。

《実績》※R6年度は見込み

単位:延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	269人	215人	80人	79人	70人

《確保策に対する考え方》

各施設の受入人数の向上に努めるために、ホームページ等の活用により、一時預かり事業や実施施設の広報を充実させ事業をより広く周知していきます。また、安心・安全な預かり体制づくりや、質の高い預かり保育ができるように努めていきます。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	71人	67人	63人	60人	58人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
(延べ利用人数と施設数)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

(8—2)一時預かり事業(預かり保育:1号認定児対象)

《事業内容》

幼稚園・認定こども園において在籍園児を対象として、教育時間終了後または長期休業中等の預かり保育を行います。

《実績》※R6年度は見込み

単位:延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ預かり人数	5,063人	6,452人	5,490人	3,349人	2,370人

《確保策に対する考え方》

保護者が安心して働くことができ保護者のニーズに対応するため、幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園・認定こども園に事業を委託します。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,865人	2,574人	2,403人	2,262人	2,244人
確保方策	6,400人	6,400人	6,400人	6,400人	6,400人
(延べ利用人数と施設数)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

(9)延長保育事業

《事業内容》

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において開所時間を超えて、在籍園児を保育します。

《実績》※R6年度は見込み

単位:登録人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録人数	383人	375人	321人	252人	252人

《確保策に対する考え方》

預かりの時間内における安全確保に努めるため、保育士配置の充実を図り、保育士の質の向上に努めるとともに、各利用年齢に対応した環境整備を促進します。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:登録人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	237人	222人	209人	199人	194人
確保方策	480人	480人	480人	480人	480人
(延べ利用人数と施設数)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

(10)病児・病後児保育事業

《事業内容》

児童が病気時または回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。

《実績》※R6年度は見込み

単位:延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	701人	647人	917人	1,094人	1,047人

《確保策に対する考え方》

市報やホームページ等での広報により病児・病後児保育制度を知らない世帯への周知活動を強化するとともに、安心な保育環境を提供するための施設整備を推進します。また、利用者に対しては、病気のときだけでなく日常から保育を行う中で、こどもを見守る目を養うことも必要なことから、認定こども園・保育所等や子育て支援センターなどと連携して、親子の関わり大切さを伝えて見守り、助言していきます。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,016人	953人	899人	854人	833人
確保方策	1,740人	1,740人	1,740人	1,740人	1,740人
(延べ利用人数と施設数)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(11)放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

《事業内容》

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

《実績》※R6年度は見込み

単位：登録児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	632人	634人	591人	557人	508人

《確保策に対する考え方》

こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

また、各クラブの運営主体並びに支援員との連携を図り、適切な運営が図られるよう指導するとともに、児童の安全・安心な居場所を確保するための施設整備に取り組みます。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：登録児童数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	量の見込み 合計	500人	477人	458人	435人	379人
	1年生	126人	120人	116人	111人	94人
	2年生	141人	134人	130人	124人	105人
	3年生	111人	105人	102人	99人	84人
	4年生	56人	54人	51人	46人	44人
	5年生	42人	40人	38人	35人	33人
	6年生	24人	24人	21人	20人	19人
確保方策		600人	600人	600人	600人	600人
		13か所	13か所	13か所	13か所	13か所

(12)実費徴収にかかる補足給付を行う事業

《事業内容》

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、対象者に費用の一部を補助する事業です。

《確保策に対する考え方》

国の制度に即して実施します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《事業内容》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。新規参入施設等への相談・助言等の巡回支援や健康面・発達面において特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

《確保策に対する考え方》

今後も多様な事業者が特定教育・保育施設等の設置に参入できるよう、事業の実施にあたっては民間事業者の意向や国の動向を勘案しながら検討していきます。

(14)子育て世帯訪問支援事業【新規】

《事業内容》

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。算出方法は、0～17歳の推計人口×(利用が望ましい世帯数/0～17歳の全児童数)×平均利用日数です。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：年間利用延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60人	60人	60人	60人	60人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人

(15)児童育成支援拠点事業【新規】

《事業内容》

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない主に学齢期以降の児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭状況のアセスメントを行い、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。
算出方法は、6～17歳の推計人口×(利用が望ましい児童数/6～17歳の全児童数)です。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：年間実利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	176人	172人	169人	165人	159人
確保方策	180人	180人	180人	180人	180人

(16)親子関係形成支援事業【新規】

《事業内容》

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこどもを対象に、親子間の適切な関係性の構築を図り、こどもとの関わり方を学ぶことを目的とした事業です。

《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。算出方法は、0～17歳の推計人口×(利用が望ましい児童数/0～17歳の全児童数)です。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:年間実利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	23人	23人	23人	23人
確保方策	-	25人	25人	25人	25人

(17)産後ケア事業【新規】

《事業内容》

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後から産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等きめ細やかな支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

《量の見込みの考え方》

2024(令和6)年度の実績から算出した年間の見込み数

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:年間延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	80人	78人	76人	74人	72人
確保方策	83人	83人	83人	83人	83人

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

《事業内容》

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

1月あたりの利用可能時間については、必要に応じて市単独での上乘せを行うなど、ニーズに即した取組みの実施について検討します。

《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。算出方法は、対象年齢の未就園児数×10時間(1人あたり月間利用可能時間)÷176時間(1月あたり受入可能時間数。1日8時間×22日)です。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：年間延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	5人	5人	4人	4人
確保方策	—	25人	25人	25人	25人

(19)妊婦等包括相談支援事業【新規】

《事業内容》

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。

《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：面談実施合計回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100回	97回	94回	91回	88回
確保方策	110回	110回	110回	110回	110回

新・放課後子ども総合プランの推進

<新・放課後子ども総合プラン>

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な経験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。

<取組方針>

すべての子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、一体型を中心とした放課後子ども教室(放課後チャレンジ教室)と放課後児童クラブの計画的な整備を目指し、放課後子ども教室(放課後チャレンジ教室)と放課後児童クラブの連携に取り組みます。

また、プラン推進のための協議会を設立し、「小1の壁」解消についての協議を行います。

事業の実施においては、小学校等との調整が必要なため、学校教育課、社会教育課及び子育て支援課にて情報共有を図り、事業を進めていきます。

<令和7年度から令和11年度までの量の見込みと確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	連携型 一か所	連携型 一か所	連携型 一か所	連携型 一か所	一体型 一か所
確保方策	連携型 一か所	連携型 一か所	連携型 一か所	連携型 一か所	一体型 一か所



第6章

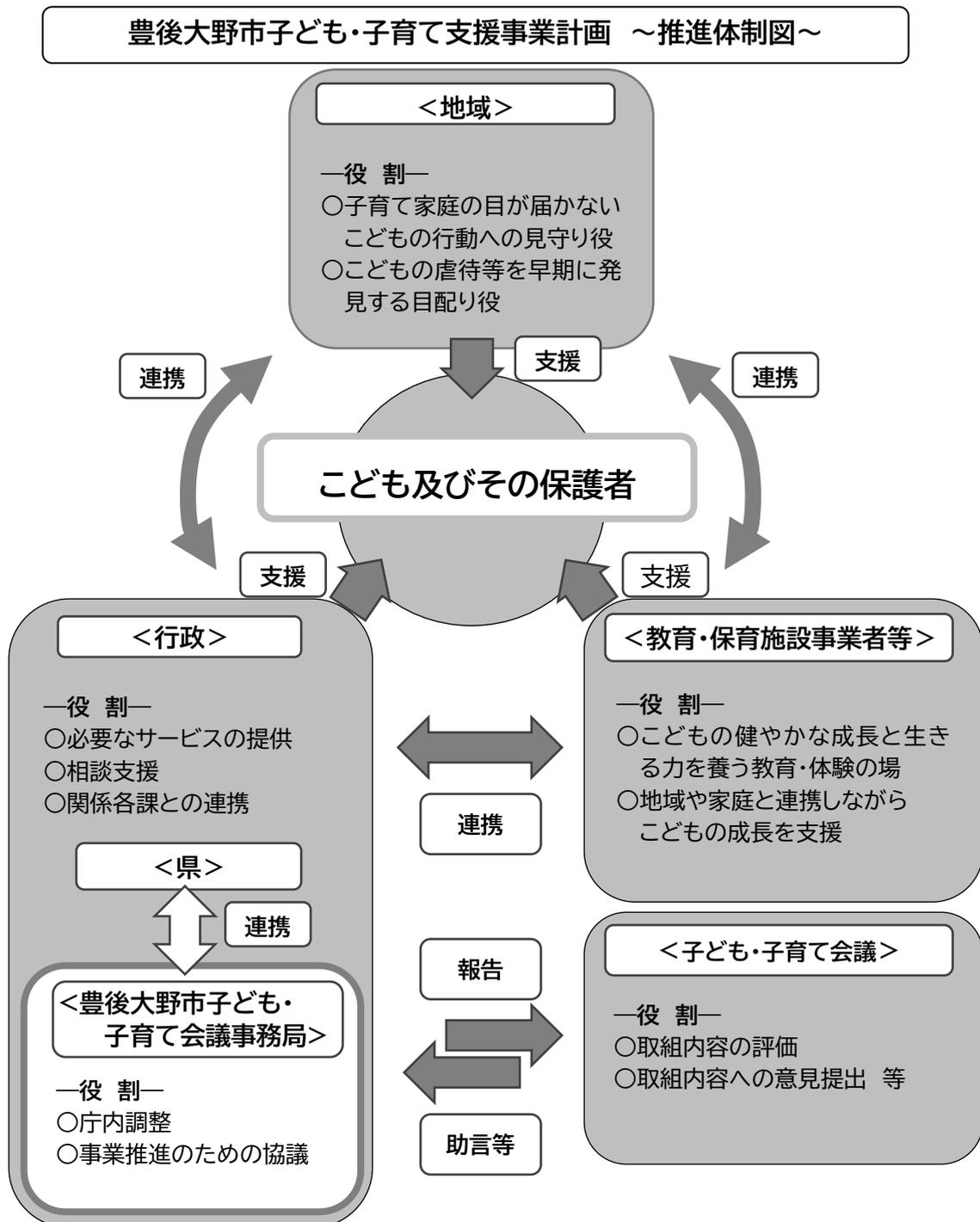
キラキラこどもプラン(第4次)の 推進に向けて



第6章 キラキラこどもプラン(第4次)の推進に向けて

1 関係機関との連携体制

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全市をあげて子ども・子育て支援に取り組み、利用者の立場に立った施策・事業の推進体制を構築します。



2 それぞれの役割

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」とあります。

これは、家族・家庭、地域、事業主及び行政におけるそれぞれの役割を改めて明確にし、相互に連携して、子育て支援に取り組む必要があることを意味しています。父母その他の保護者は子育ての主体であり、それぞれの家庭で行うべきこと、またその子育て家庭を支援すべき地域、事業主及び行政が、今後の取り組むべきことや留意すべきこと等について改めて明示し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、県と緊密な連携を図ることとします。

(1)行政の役割

市は、住民に最も身近な行政サービスを提供する主体として、社会環境の変化や国・県の施策を踏まえ、子育てに関わる各主体との連携・協働の下、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に展開することが求められます。

(2)家庭の役割

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

家庭は子育ての基礎であり出発点です。こどもと親がともに学び育つ場としての認識を持ち、あたたかな愛情の下に、こどもと親が笑顔いっぱい過ごせるような家庭を築くことを理想とします。

(3)教育・保育施設事業者等の役割

認定こども園、保育所、幼稚園、学校は、こどもたちが心豊かに成長するための場でもあり、また、集団生活を通して、集団の一員としての自覚や規範意識を育てながら、豊かな人間関係を築き、自立を図る場でもあります。こどもが学び育つ場として、家庭や地域との連携を図りながら、多様化するニーズへの対応が期待され、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していく必要があります。

(4)地域の役割

子育てにおいては、保護者のみならず、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域が連携して地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動をはじめ、家庭、地域、施設等こどもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中でこどもをはぐくむことが必要です。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待され、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護

者のみならず地域の人々もこどもの活動支援や見守りに参加することは、こどもの健やかな育ちにとって重要です。

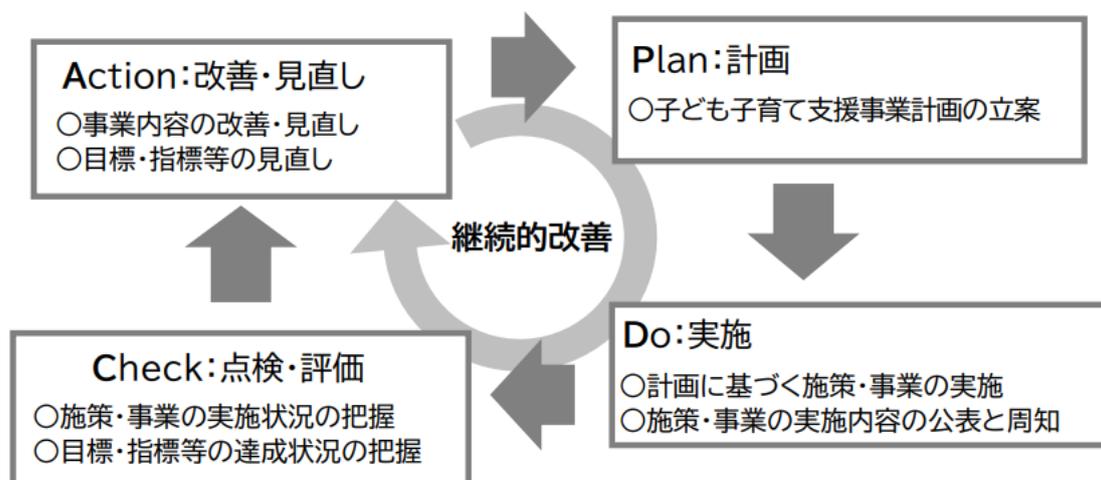
(5)企業の役割

共働き家庭が増加する中、子育て支援においても、企業の果たすべき役割が求められ、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業制度をはじめ労働時間の短縮や弾力化、妊産婦の健康管理の充実など、仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境や条件の整備を推進することが求められます。また、厳しい経済状況の中でも、若者の希望に満ちた将来への基盤を確保するため、若者の雇用促進も求められます。

3 計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知

本計画に基づく施策を推進するため、豊後大野市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

本計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



本計画は、市のホームページへの掲載、広報での紹介などを行い、取り組みや事業の内容等につき市民への浸透を図ります。

また、各事務事業においても、あらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主が連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

4 第4次豊後大野市キラキラ子どもプランにおける数値目標

＜第4次豊後大野市キラキラ子どもプランにおける数値目標＞

基本目標	No.	事業	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込値)	令和11年度 (目標値)	
【基本目標1】 子ども・若者の持続的幸福感(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり	1	地域子育て支援拠点事業	6か所 8,097人	6か所 9,291人	6か所 1,2000人	
	2	利用者支援事業	1か所	1か所	1か所	
	3	地域子育てサポート事業	1か所 75人	1か所 70人	1か所 100人	
	4	放課後児童健全育成事業				
		(放課後児童クラブ)	13か所 登録児童 557人	13か所 登録児童 508人	13か所 600人	
		(放課後子ども教室)	11か所 288人	11か所 285人	11か所 200人	
	5	子育て短期支援事業	3か所 216人	3か所 199人	3か所 100人	
	6	延長保育事業	12か所 登録人数 252人	12か所 登録人数 252人	12か所 480人	
	7	一時預かり事業 (一時保育:未在籍園児対象)	10か所 79人	10か所 70人	10か所 100人	
	8	休日保育事業	1か所	1か所	1か所	
	9	病児・病後児保育事業	4か所 1,094人	4か所 1,047人	4か所 1,740人	
10	障がい児保育事業	8か所	7か所	7か所		
11	青少年健全育成市民会議	市民会議:2回	市民会議:2回	市民会議:2回		
	青少年健全育成大会	育成大会:1回	育成大会:1回	育成大会:1回		
【基本目標2】 子どもと親の健康の確保と推進	12	妊娠11週以下での妊娠届出率	0.879	0.8	県水準以上	
	13	新生児訪問・乳児訪問実施率	100%	100%	100%	
	14	養育支援訪問事業	121件	80件	90件	
	15	育児学級「すくすくひろば」初産婦の参加率	—	60%	70%	
	16	1歳6か月健診・歯科健診	受診率98.4%	受診率96.6%	受診率100%	
	17	3歳6か月健診・歯科健診	受診率98.0%	受診率100%	受診率100%	
	18	むし歯保有率	1歳6か月 1.7% 3歳6か月 9.3%	1歳6か月 0% 3歳6か月 9.3%	1歳6か月 0% 3歳6か月 10%	
【基本目標3】 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備	19	学校ボランティア等地域人材の活用	全小中学校	全小中学校	全小中学校	
	20	援助員制度の充実	全小学校	全小学校	全小学校	
	21	スクールカウンセラーの配置	全小中学校	全小中学校	全小中学校	
	22	学校運営協議会の充実	全小中学校	全小中学校	全小中学校	
	23	一時預かり事業 (預かり保育:1号認定児対象)	全小中学校	全小中学校	10か所	
	24	幼児教育アドバイザーの配置	8人	8人	14人	
【基本目標4】 子育てを支援する生活環境の整備	25	リサイクルへの取り組み (広報・啓発)	年1回	年1回	年1回	
【基本目標6】 子どもまんなかまちづくり推進のための安全の確保	26	交通安全教室	年22回	年23回	年30回	
【基本目標7】 きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援の推進	27	要保護児童対策地域協議会	年1回	年1回	年1回	
	28	実務者会議	年12回	年12回	年12回	
【基本目標8】 子どもの貧困対策の推進 (豊後大野市子どもの貧困対策推進計画)	29	子ども食堂の実施箇所数	9か所	9か所	10か所	
	30	学習支援の実施箇所数	3か所	3か所	7か所	
	31	児童育成支援拠点事業の実施箇所数	1か所	1か所	3か所	



資料編



資料編

1 豊後大野市子ども・子育て会議委員名簿

	選出区分	職 名	氏 名	備考
1	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	豊後大野市民生委員児童委員代表	スガサワ ユキコ 菅澤 幸子	
2		豊後大野市医師会代表	ミヤワキ タカシ 宮脇 貴史	
3		豊後大野市教育委員代表	フタナベ ミノル 渡部 稔	
4		豊後大野市公立幼稚園会代表	ハラダ エツコ 原田 悦子	
5		豊後大野市PTA連合会代表	カイ マユミ 甲斐 真由美	
6	子ども・子育て支援に関する事業従事者	豊後大野市教育保育協議会代表	オオハラ セイコ 大原 聖子	
7		豊後大野市子育て支援センター代表	ツチャ オサム 土谷 修	
8		豊後大野市子育て支援団体代表	サトウ ヨウコ 佐藤 容子	
9		豊後大野市放課後児童クラブ代表	ムラカミ マサノリ 村上 正典	
10		豊後大野市障がい児支援事業所代表	サトウ ヒデタカ 佐藤 任孝	
11	市長が必要と認める者	豊後大野市教育保育施設（私立保育園）保護者代表	ノナカ アスカ 野中 飛鳥	
12		豊後大野市教育保育施設（公立幼稚園）保護者代表	アカミネ エリコ 赤嶺 恵里子	

2 豊後大野市子ども・子育て会議条例

○豊後大野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 31 号

改正 平成 30 年 3 月 26 日条例第 2 号

令和 5 年 3 月 16 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、豊後大野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊後大野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成30年3月26日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 本市の認定こども園、保育園、幼稚園、小・中学校の状況

■認定こども園

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	認定区分	教育定員	教育時間 利用時間	預かり保育	一時 預かり	休日 保育
				保育定員	保育標準時間 利用時間	延長保育		
私立	1 ひがしこども園	三重町	1号	10	8:00~14:00	18:00	○	
			2・3号	70	7:00~18:00	19:00		
	2 すがおこども園	三重町	1号	15	8:00~14:00	18:00	○	○
			2・3号	75	7:00~18:00	20:00		
	3 ももえだこども園	三重町	1号	15	8:00~14:00	19:00	○	
			2・3号	75	7:00~18:00	19:00		
	4 どんぐり幼稚園	三重町	1号	15	8:00~14:30	18:30		
			2・3号	50	7:30~18:30	18:30		
5 しいのみこども園	清川町	1号	6	8:00~14:00	19:00			
		2・3号	20	7:00~18:00	19:00			
6 あさじ ルンビニこども園	朝地町	1号	6	8:00~14:00	18:00	○		
		2・3号	29	7:00~18:00	18:00			
7 おおの ルンビニこども園	大野町	1号	10	8:00~14:00	18:00	○		
		2・3号	80	7:00~18:00	19:00			
8 いぬかいこども園	犬飼町	1号	15	8:00~14:00	18:00	○		
		2・3号	50	7:00~18:00	19:00			
公立	1 緒方保育園	緒方町	1号	9	8:00~14:00	18:00	○	
			2・3号	61	7:00~18:00	19:00		

■保育所

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	定員	標準時間 利用時間	延長保育	一時 預かり	休日 保育
私立	1 双葉保育園	三重町	70	7:00~18:00	19:00		
	2 扇田保育園	三重町	70	7:00~18:00	19:00	○	
	3 千歳保育園	千歳町	30	7:00~18:00	19:00	○	

■事業所内保育所

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	定員	標準時間 利用時間	延長保育	一時 預かり	休日 保育
私立	1 さくら保育園	三重町	19	8:00~18:00			
	2 にこにこ保育園	三重町	40	7:00~18:00	19:00	○	
	3 ひかり保育舎	大野町	5	7:30~18:30			

■ 公立幼稚園

2024（令和6）年4月1日現在

施設名	町名	定員	受入年齢	保育時間	預かり保育
1 東幼稚園	三重町	25	5歳児	登園～14:00	18:00

■ 小・中学校

2024（令和6）年5月1日現在

学校名	町名	学年別児童・生徒数								
		小学校・小学部						中学校・中学部		
		1	2	3	4	5	6	1 (7)	2 (8)	3 (9)
1 菅尾小学校	三重町	11	11	9	16	8	14			
2 百枝小学校		14	16	11	8	11	14			
3 三重第一小学校		37	62	47	69	52	52			
4 三重東小学校		35	31	39	38	45	39			
5 新田小学校		7	6	8	10	5	7			
6 三重中学校								146	143	145
7 清川小中学校	清川町	10	5	8	9	5	14	9	14	8
8 緒方学園 小学部	緒方町	13	23	20	14	21	17			
9 緒方学園 中学部								18	19	23
10 朝地小中学校	朝地町	3	9	10	7	11	10	6	15	15
11 大野小中学校 小学部	大野町	20	21	23	29	30	26			
12 大野小中学校 中学部								21	23	21
13 千歳小中学校	千歳町	10	10	13	15	15	15	13	17	15
14 犬飼小中学校 小学部	犬飼町	16	13	26	10	22	23			
15 犬飼小中学校 中学部								16	21	22

4 本市の子育てサービスの状況

現在実施している主な子育てサービスは、以下の通りです。

■一時保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	扇田保育園	三重町	実施保育所の開所日に準ずる 8:00～18:00のうち8時間 ※ 園によって異なります。
2	千歳保育園	千歳町	
3	ひがしこども園	三重町	
4	すがおこども園	三重町	
5	ももえだこども園	三重町	
6	あさじルンビニこども園	朝地町	
7	おおのルンビニこども園	大野町	
8	いぬかいこども園	犬飼町	
9	にこにこ保育園	三重町	
10	緒方保育園	緒方町	

■休日保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	すがおこども園	三重町	年末年始除く日曜、祝日 7:30～17:30

■延長保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	ひがしこども園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
2	すがおこども園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～20:00まで
3	ももえだこども園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
4	どんぐり幼稚園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～18:30まで
5	双葉保育園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
6	扇田保育園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
7	にこにこ保育園	三重町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
8	しいのみこども園	清川町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
9	あさじルンビニこども園	朝地町	開所日に準ずる 保育時間終了～18:00まで
10	おおのルンビニこども園	大野町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
11	千歳保育園	千歳町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
12	いぬかいこども園	犬飼町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで
13	緒方保育園	緒方町	開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで

■病児・病後児保育

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	さくらんぼ	三重町	日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00~18:00
2	にこにこ病児保育ルーム	三重町	日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00~18:00
3	すがおこども園	三重町	土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00~17:00
4	おひさまキッズルーム	緒方町	土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00~18:00

■児童館

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	大野児童館	大野町	9:30~18:00 〈休館日〉 土曜日・日曜日・祝日・年末年始
2	朝地児童館	朝地町	9:30~18:00 〈休館日〉 土曜日・日曜日・祝日・年末年始
3	三重ふれあい児童館	三重町	9:30~18:00 〈休館日〉 日曜日・祝日・年末年始
4	犬飼ふれあい児童館	犬飼町	9:00~18:00 〈休館日〉 日曜日・祝日・年末年始

■地域子育て支援拠点施設【子育て支援センター】

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用日時、時間等
1	みえまち子育て支援センター やしの実ひろば	三重町	9:00~14:00 〈休館日〉 土・日曜日・祝日・年末年始 すがおこども園・ひがしこども園にて月1回出張ひろば
2	子育て支援センター ふれあいひろば	三重町	9:00~14:00 〈休館日〉 土・日曜日・祝日・年末年始
3	きよかわ子育て支援センター つくしんぼ	清川町	9:00~14:00 〈休館日〉 水・土・日曜日・祝日・年末年始 水曜日：どんぐり幼稚園にて出張ひろば
4	緒方子育て支援センター つどいの広場ちゅうりっぷ	緒方町	9:00~14:00 〈休館日〉 土・日曜日・祝日・年末年始
5	おおの子育て支援センター 子育てひろばルン	大野町	9:00~14:00 〈休館日〉 金・日曜日・祝日・年末年始 毎月第3金曜日：朝地支所にて出張ひろば
6	いぬかい子育て支援センター ゆうゆうキッズ	犬飼町	9:00~14:00 〈休館日〉 土・日曜日・祝日・年末年始 木曜日：千歳支所にて出張ひろば

■家庭訪問型子育て支援【ホームスタート】

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	対象者等
1	ホームスタート・やしの実 （すがおこども園内）	三重町	対象者 妊娠している方、未就学児のいる保護者 利用料金 無料 週1回2時間程度、定期的に約2~3か月訪問

■地域子育てサポート【ファミリー・サポート・センター】

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	所在地等
1	ファミリー・サポート・センター	「子育ての手助けをしてほしい人」（よろしく会員）と「子育てのお手伝いができる人」（まかせて会員）とが相互援助活動を行う会員による組織です。 〈援助対象児童〉 概ね3か月~15歳まで 〈利用時間〉 7:00~19:00

■子育て短期支援施設【ショートステイ・トワイライトステイ】

2024（令和6）年4月1日現在

	施設名	町名	利用期間等
1	栄光園（児童養護施設）	別府市	保護者の疾病その他の理由等で家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子等の保護を必要とする場合に一時的に養育・保護する事業です。 〈利用期間〉 ショートステイ：1週間以内 トワイライトステイ：平日夜間（17：00～22：00） 休日（8：00～17：00） 〈利用金額〉 所得や児童の年齢により異なる
2	栄光園（乳児院）	別府市	
3	光の園（児童養護施設）	別府市	
4	森の木（児童養護施設）	大分市	
5	山家学園（児童養護施設）	由布市	
6	ももたろう（ファミリーホーム）	豊後大野市	

■放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

2024（令和6）年4月1日現在

	クラブ名	小学校区
1	だいちこどもクラブ【旧三重幼稚園内】	三重第一小学校
2	野の花児童クラブ【三重第一小学校近隣】	
3	三重東児童クラブ【三重東小学校舎内】	三重東小学校
4	にこにこ児童クラブ【にこにこ診療所内】	
5	すがおこどもクラブ【菅尾小学校隣】	菅尾小学校
6	百枝児童クラブ【旧百枝幼稚園隣】	百枝小学校
7	こうめい児童クラブ【旧光明寮建物内】	新田小学校
8	緒方放課後児童クラブ（おがたっこはうす）【緒方小学校内】	緒方小学校
9	清川放課後児童クラブ【しいのみこども園内】	清川小学校
10	朝地放課後児童クラブ【朝地児童館内】	朝地小学校
11	犬飼放課後児童クラブ【犬飼ふれあい児童館内】	犬飼小学校
12	千歳放課後児童クラブ【千歳小中学校内】	千歳小学校
13	大野放課後児童クラブ（たけのこクラブ）【大野児童館内】	大野小学校

■ 経済的支援

2024（令和6）年4月1日現在

	名称	内容
1	児童手当給付事業	中学校修了までの児童を対象に手当が支給されます。 （令和6年10月1日から高校生年代までが対象となります。）
2	未熟児養育助成事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、指定養育医療機関での入院養育を必要とする場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。
3	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となっている児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、生活の便宜を図ります。
4	子ども医療費助成事業	本市に住所を有する0歳から高校3生までの子どもの医療費（保険診療に係る一部負担）を全額助成します。
5	自立支援医療	身体又は精神に障がいのあるこどもに、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療費の一部を給付します。 （育成医療）対象：18歳未満の身体に障がいのあるこどもで、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により効果が期待できる者 （精神通院医療）対象：統合失調症・躁うつ病・てんかん等の精神疾患を有するこどもで、通院による精神医療を継続的に要する者。
6	保育料無償化	本市に住所を有する就学前児童は、保育料が無料となります。
7	障害児福祉手当	在宅で身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の児童に支給されます。
8	特別児童扶養手当	身体又は精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。
9	重度心身障がい者医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定等の重度心身障がい児の疾病又は負傷に対し医療保険による給付が行われた場合に一部を負担します。
10	補装具の支給・修理	障がいのあるこども等の身体機能を補完し、日常生活を容易にするため、車椅子、装具などの補装具の購入費又は修理費の支給を行います。
11	日常生活用具の給付	在宅の重度の障がいのあるこどもや難病患者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具などの用具を給付します。
12	重度心身障がい者住宅改造助成	障がいのあるこどもの生活環境整備を促進するために、住宅設備を障がいに適するよう改造する経費を助成します。
13	児童扶養手当給付事業	父母の離婚、父又は母の死亡などにより父又は母と生計が異なる児童や父又は母に一定以上の障がいのある児童の父若しくは母又は養育者に対し、所得に応じて手当を支給し、児童を育成する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。
14	ひとり親家庭医療費助成事業	児童を監護するひとり親家庭の親及び児童、養育者が監護する父母のいない児童が保険診療した医療費の自己負担額を一部助成します。
15	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子世帯及び寡婦世帯の経済的自立と、その家庭の児童の福祉向上のため、修学資金、就学支度資金や技能取得資金など各種資金を貸し付けます。
16	就学の援助	経済的な理由で就学困難な児童生徒のいる家庭を対象に、給食費や教材費の援助、入学準備や修学旅行などへの援助を行います。

5 用語集

【あ行】

●預かり保育：1号認定児対象 ～一時預かり事業～

保護者の勤務の都合等により、認定こども園・幼稚園において通常の教育時間終了後または長期休業中等に保育を行うサービス。

●一時保育：未在籍園児対象 ～一時預かり事業～

普段家庭で育児されている方が、断続的または緊急一時的に育児が困難になる場合に認定こども園・保育所(園)等で保育を行うサービス。

●医療的ケア

一般的に「日常生活を送る上で必要とされる衛生管理に関する医行為（医療行為）」とされ、障がいや疾患等により低下した身体機能を、医療機器等を用いて補助すること。

●医療的ケア児

医療的ケアが必要なこどもを指します。たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とするこどものこと。

●延長保育

保護者の就労状況により、通常の保育時間を延長して保育を行うサービス。

【か行】

●家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

●教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

●合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。

●子育て

教育・保育その他のこどもの健やかな成長のために行われるこどもに対する活動。

●子育て短期支援事業

(ショートステイ)

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設で短期的に預かる事業。

(トワイライトステイ)

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を指します。

●子ども子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)。

●子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)。

●こども大綱

こどもや若者が生きやすい社会を実現するために、国の施策の基本的な方針を定めたもの。こども基本法に基づいて策定され、こども・若者や子育て当事者のため、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

●コミュニティー・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ち、学校運営や基本方針等を承認したり意見を述べたりできる学校運営協議会を設置した学校。

●コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団(コーホート)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】

●事業所内保育施設

事業所内の施設等において、主に自社の従業員のこどもを預かる保育事業施設。

●施設型給付

認定こども園・保育所・幼稚園（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

●市町村子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第 61 条）。

●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに分けられます。

●児童発達支援

障がいのあるこどもを対象とし、児童発達支援センターなどの施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活の適用訓練を行います。

●小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

●食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康をはぐくむこと。

●スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。臨床心理士があてられる場合が多くなっています。

●スクールソーシャルワーカー

こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。教育委員会などに派遣されるケースが多くなっています。

【た行】

●待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童を指します。

●地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

●地域子育て支援拠点事業

主に保育園等に入園していない児童と保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業。

●地域生活支援拠点等の面的整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

●特定教育・保育施設

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を指します。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

●特別支援学校

障がいのある方等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校（もうがっこう）、聾学校（ろうがっこう）、養護学校（ようごがっこう）は、2007（平成19）年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになりました。

●特別支援教育

教育において特別な支援を必要とするこどもが将来的に自立し、社会参加を図ることができるように、一人ひとりの生活上及び学習上の困難に応じて行われる教育を指します。

【な行】

●乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

●認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

●認可保育所

国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところをいかしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

●妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【は行】

●PDCAサイクル

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していきます。

●病児・病後児保育事業

病気にかかっているこども、あるいは、病気が回復期にあるこどもを保育する事業。

●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親及びそのこどもが18歳に達する年度末までの児童並びに父母のいない児童に対して医療費の本人負担分を助成する制度。

●ファミリー・サポート・センター事業

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互に援助を行う事業。

●保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0歳児から5歳児に対して、保育を行う施設。
（児童福祉法39条）

●放課後チャレンジ教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生のこどもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。

【や行】

●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業。

●要保護児童

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

●幼稚園

学校教育法に定める、3歳児から5歳児に対して幼稚園教育を行う施設。
(学校教育法第22条)

【ら行】

●利用者支援事業

こども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施します。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

第4次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画 (キラキラこどもプラン)

発行日：2025(令和7)年3月

発行元：豊後大野市 子育て支援課

住 所：〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200番地

T E L：0974-22-1001(代表) F A X：0974-22-6653
